

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会

検証結果取りまとめ

令和6年2月8日

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会

目次

はじめに	1
1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項.....	2
2 検証結果取りまとめ.....	3
(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証.....	3
(ア) 令和5年度のE B P M実践の取組の検証.....	3
(イ) 過年度選定のE B P M実践事業の取組の検証	5
(2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証.....	6
(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証.....	6
(イ) 予算過程での反映方法に係る検証.....	9
(ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証.....	10
(エ) 厚生労働省におけるE B P Mの取組サイクルについて（3年スキーム）. .	11
(オ) 今後の取組について.....	13
(カ) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証.....	14

参考資料

参考1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱	16
参考2 検証会の開催状況等	18
参考3 第1回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	19
参考4 第2回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	64
参考5 第3回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	125

はじめに

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）（以下「工程表」という。）等に基づき、外部有識者による E B P M の実践状況の検証等を行い、E B P M の更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたデロイト トーマツ コンサルティング合同会社が参集を求めて開催されたものであり、令和 5 年 10 月 11 日から令和 6 年 2 月 8 日まで計 3 回にわたり、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組について検証を行った。

本取りまとめは、以上の検証結果を当検証会の責任において取りまとめたものであり、厚生労働省においては本取りまとめにおける指摘等を踏まえ、今後の E B P M の推進に係る取組を進めることを期待する。

なお、内閣官房行政改革推進本部事務局は、年度ごとに E B P M の取組方針（以下「行革方針」という。）を作成し、各府省はその行革方針に沿った対応が求められることから、厚生労働省における E B P M の推進に当たっては、行革方針との整合性を図りつつ検討することが必要である。

1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における 検証事項

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会では、以下の点を検証事項として検証を行った。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(ア) 令和5年度のE B P M実践の取組の検証

令和5年度のE B P M実践事業に対し、ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の検証を行った。

(イ) 過年度選定のE B P M実践事業の取組の検証

令和3年度、令和4年度におけるE B P M実践事業に対し、その取組状況についてフォローアップを通じて検証を行った。

(2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証

(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証

令和5年度のE B P M実践事業の選定基準・除外基準について検証を行った。また、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準についても検証を行った。

(イ) 予算過程での反映方法に係る検証

E B P Mがより普及・浸透するために必要な予算過程での反映方法（評価方法や活用方策など）について検証を行った。

(ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

E B P M実践事業実施後の効果検証方法等について検証を行った。

(エ) 厚生労働省におけるE B P Mの取組サイクルについて（3年スキーム）

令和2年度より実施している3年スキーム（1年目はE B P Mの実践（ロジックモデルの作成）、2年目は事業の実施、3年目は効果検証の実施）が1巡したため、E B P Mの取組サイクルについて検証を行った。

(オ) 今後の取組について

令和5年度の取組内容を踏まえ、令和6年度以降のE B P Mの実践について検証を行った。

(カ) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

その他省内のE B P Mの普及・浸透及び質の向上を図るために必要な全体スキームについて検証を行った。

2 検証結果取りまとめ

前項1で示した各検証事項について、検証結果は以下のとおりである。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(ア) 令和5年度のEBPM実践の取組の検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、後述の(2)(ア)に記載の選定基準に沿って、令和5年度のEBPM実践事業を選定し、選定された実践事業のうち、除外基準に該当するものを除き、以下の観点に基づき、エビデンスの活用、ロジックモデルの記載内容及び要素項目間の論理的整合性、効果検証方法及び指標設定の妥当性などを中心に点検を行った。点検項目は、必ず修正が必要な必須項目と、修正が望ましい推奨項目の2種類を設定した。

次に、上記実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、ロジックモデルの修正と将来の効果検証を可能にするための方法について点検し、コメントを作成した。点検項目は上述の項目と同じである。また、各事業の効果検証方法については、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を併せて提示した。

【ロジックモデルの点検の主な観点】

現状分析・課題

- エビデンス（統計等データや研究成果）やデータ出典を示しながら記入されているか。
- 現状分析と課題の書き分けがされているか。

事業概要・アクティビティ

- 事業概要とアクティビティの内容が一貫しているか。
- アクティビティは実施項目別に細分化・具体化されているか。

アウトプット

- アクティビティに応じたアウトプットが記入されているか。

アウトカム（短期・長期）

- 事業の期待される成果として、定量的な指標が可能な範囲で設定されているか。
- 目標達成時期が設定されているか。

ロジックの確認①【インプット⇒アクティビティ⇒アウトプット⇒アウトカム⇒インパクトの論理展開の妥当性】 ● 要素項目間（アクティビティ・アウトプット・アウトカム）の流れに論理的整合性が成立しているか。 ● 短期アウトカムと長期アウトカム間で飛躍がないか。
ロジックの確認②【課題解決の手段としての当該事業（アクティビティ）の妥当性】 ● 当該事業を行うことで課題が解決できることをエビデンス（統計等データや研究成果）を用いて記入されているか。 ● 参照しているエビデンスが妥当か。
効果検証方法 ● PICO が適切に設定されているか。 ● 比較対象の設定（例：実施地域と未実施地域）が妥当か。 ● 分析に必要なデータの収集方法が事前に検討されているか。
指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由 ● 指標の設定理由ではなく、指標の目標水準の設定理由（具体的な数値の根拠）が記入されているか。 ● 目標達成時期の設定理由が妥当か。
指標を算出する調査名等 ● 定量的な指標を設定している場合、指標の算出に用いる調査名等が適切に記入されているか。

②検証結果

令和5年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、概ね妥当である。ただし、以下の点について留意が必要である。

（i）ロジックモデルの点検・助言の検証

初回提出時点において、「問題なし」の割合が低いものが存在しているが、これは部局または省内で分析手法の理解に差があるためと考えられる。引き続きEBPMや分析手法に関する研修を実施して分析手法リテラシーを高めることが望ましい。

また、現在は、予算プロセスの中で事業単位でEBPMを取り入れてロジックモデルを作成しているが、将来的には他事業との関連性を考慮し、政策効果が他事業へどのように影響するかを見据えたアウトカムを設定することが望ましい。

(ii) 効果検証方法等の検証

NDBや介護DB以外にもEBPMに利用可能なデータが増えていく見込みだが、事業実施前から行政記録情報を含めてどのようなデータを取得および活用できるかを念頭において効果検証方法を検討することが望ましい。

(イ) 過年度選定のEBPM実践事業の取組の検証

① 厚生労働省の取組

令和3年度、令和4年度に選定した重点フォローアップ事業について、効果検証に向けて定期的にフォローアップを行った。

また、令和3年度、令和4年度の効果検証対象事業について、2年後に当たる令和5年度、令和6年度に実施予定の効果検証に向けて、事業の実施状況やデータの取得状況等について事業担当課室へのヒアリングを行った。ヒアリングの結果、当初予定していた効果検証が実施できないことが想定される場合は、代替案となる効果検証方法を支援した。

② 検証結果

令和3年度、令和4年度に選定したEBPM実践事業については、定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて当初予定していた効果検証の代替案を提案しており、概ね妥当である。

ただし、予算やデータ取得の困難さ等の問題が存在することですぐに対応することは難しいが、データをパネルとして追跡し、社会への影響および中長期的アウトカムを見据えた分析を実施することが望ましい。効果検証にはどのようなデータを取得すべきかの検討を習慣化することが重要である。また、関連して定期的に取得している業務データ（納税額、保険料等）等との紐付けが、コストをかけずに実践できる方法と考えられる。

また、長期的な効果検証を実施する場合、担当者の異動等に備えてサポート体制や引継ぎを滞りなく実施できるようにすることが重要である。

(2) 次年度の E B P M の実践に向けた検証

(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、令和 5 年度の E B P M 実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、さらに、重点フォローアップ事業の中から効果検証対象事業を選定した。

E B P M 実践事業、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準等は以下に示すとおりである。

【E B P M 実践事業の選定基準】

令和 6 年度予算要求事業のうち、事業の特性上 E B P M になじまないもの等（除外基準に該当するもの）を除き、下表に該当する事業について、ロジックモデルを作成した。

①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が 1 億円以上の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度に E B P M の実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額 50% 以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が 1 億円以上の事業
④	①に該当しない 新規事業 又は ③に該当しない 既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が 1 つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和 6 年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

【E B P M実践事業の除外基準】

i	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
ii	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
iii	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手法を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)
iv	効果検証実施年度（令和7年度）までに終了する事業（モデル事業を除く。）
v	政策目的から遡った政策手段の検討余地がない事業（義務的経費の支出、システム改修、施設整備などの事業で、既定方針の実施過程にあるもの）

注 上記 i ～ v 以外に、特殊事情により E B P M の実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

【重点フォローアップ事業の選定基準】

厚生労働省の E B P M 実践事業の中から、以下①②に該当する事業	
① 事業特性として妥当である事業	● 効果検証を実施するうえで、アウトカムの分析が困難な事業及び費用対効果が十分に見込めない事業は、今年度の重点フォローアップ事業の対象外とする。
② データの取得可能性が高い事業	● 定量的な分析をするためのデータの取得可能性が高いこと、また、処置群の事前・事後データの取得可能性が高いことを重点フォローアップ事業への選定条件とする。 ● 加えて、以下の基準に応じて、想定される効果検証の分析レベルを判断する。 I) 対照群を設定し、事業の非対象者の事前・事後データの収集が期待できるか。 II) 効果検証を実施するうえで十分なサンプルサイズが期待できるか。
⇒同一課室で複数の事業が選定される場合、分析レベルが高い事業を優先し、一課室一事業に限定する。	

【効果検証対象事業の選定基準】

1	検証の費用対効果の観点 ● 分析結果が事業の改善改良に寄与するか。 ● 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか。 ● 今後の業務負担や事業の継続性はどうか。（会計課意見） ● 事業内容が教科書的事例であったり、データの活用や政策の重要性について特筆すべきものがあるか。
2	実行可能性の観点 ● 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か。 ● エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか。 ● 分析に利用するデータとして複数年分を取得可能か。 ● データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか。 ● 令和6年度又は令和7年度中に有益な分析が可能か。
3	事業バランスの観点 ● 政策分野のバランス（労働領域と厚生領域のバランスなど）が取れているか。 ● 新規事業やモデル事業などの事業類型のバランスが取れているか。

③検証結果

令和5年度のEBPM実践事業の選定基準・除外基準、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準については、EBPMの普及・浸透や事業の領域バランス等の観点から、概ね妥当である。

なお、重点事業の選定にあたっては、データの利用可能性が統計的な事業評価を行う際には必要になる。一方で「データの利用が可能」ということについては、公的統計で取っている、事業の中で集めていく、など多義的であることから、客観的に判断できる基準を検討することが望ましい。

また、効果検証対象事業の選定において、詳細な時系列データを取得することができれば時系列ランダム化比較試験等の他の効果検証手法も検討することができるため、そのような点も考慮しながら総合的に検討し、優先順位を付けることが望ましい。

(イ) 予算過程での反映方法に係る検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、工程表等を踏まえ、EBPMをより一層推進するため、予算過程とEBPMの一体的取組として、予算検討・要求過程においてロジックモデルの作成・活用などを行った。

主な取組は以下のとおりである。

厚生労働省の予算（検討・要求）過程における活用	
令和6年度予算（検討・要求）過程における活用	
令和5年4月以降	各部局において、予算要求内容の検討（ロジックモデルの作成）
6月中旬～	各部局のロジックモデルをEBPM推進チーム事務局で確認し、修正案を提示し調整
7月上旬～	各部局は会計課説明において、ロジックモデルを活用
8月末～	財務省主計局説明においても、ロジックモデルを活用
12月末	政府予算案の内示（ロジックモデルに修正があれば反映）
5月～7月	試行版レビューシートにおけるEBPM関係部分の内容確認（15事業）
9月中旬	会計課と協力して優良事例の選定を実施（1事業）
11月中旬	秋の行政事業レビューに会計課と協力して対応（2事業）

このような予算過程とEBPMの一体的取組を行った結果、以下のような課題が散見された。

- ロジックモデルは、論理展開の妥当性の確認などに一定の有効性が認められるが、説明資料としては十分に活用されていないケースがあった。
- EBPMの実践事業の選定において、EBPMに馴染む事業か否かの部局内の調整に時間を要し、会計課説明までにロジックモデルのブラッシュアップが間に合わないケースがあった。

② 検証結果

令和6年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、EBPMの更なる推進の観点から、概ね妥当である。

(ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

① 厚生労働省の取組

過年度のE B P M実践事業のうち、重点フォローアップ事業や効果検証対象事業を中心として、効果検証の精度向上につなげられるようによろず相談や好事例の横展開などを行いながら効果検証を実践した。

主な取組は以下のとおりである。

令和5年度の効果検証の取組における現状
● 令和3年度のE B P M実践事業は、令和5年度が効果検証の実施年度に当たるため、事業効果を検証（自己点検） ● 令和4年度のE B P M実践事業は、令和6年度の効果検証に向けて、事業を実施 ● 令和5年度のE B P M実践事業の中から、重点フォローアップ事業（5事業）を選定し、効果検証手法等を提示（令和7年度に向けて） ● 重点フォローアップ事業の中から、効果検証方法の精度向上を図るため、効果検証対象事業を選定予定（令和7年度に効果検証を実施） ● 過年度のE B P M実践事業について効果検証の実施 ● 効果検証方法等に係る相談支援（よろず相談）の実施 ● 事例集を作成し、効果検証を含めた好事例を横展開

なお、令和5年度のE B P M実践事業は、事業実施が令和6年度となることから、効果検証は令和7年度に実施することとなる。令和7年度に実施する効果検証の取組（予定）は以下のとおりである。

令和5年度のE B P M実践事業の効果検証(令和7年度の効果検証)の取組(予定)
● 令和5年度のE B P M実践事業については、令和6年度の事業実施後の令和7年度に事業効果を検証（自己点検） ● 効果検証方法等に係る相談支援（よろず相談）の実施 ● 効果検証結果を踏まえた事業の改善

また、令和3年度、令和4年度のEBPM実践事業についてフォローアップを行った結果、以下のような課題が散見された。

EBPMの効果検証の取組の課題
● 効果検証に取り組むに当たり、人的（効果検証や結果を分析できる人材）、予算的（効果検証のための調査を実施する予算、効果検証方法に関連する予算など）、時間的リソースが不足。 ● 効果検証手法データの取得が困難なことから、提示した分析のレベルを下げるケースがあった。 ● 新型コロナウイルス感染症の影響により、円滑な事業の実施が困難となったため、当初の予定とおりの効果検証ができないケースもあった。

②検証結果

事後の効果検証スキーム等については、EBPMの普及・浸透及び質の向上の観点から、概ね妥当である。

（エ）厚生労働省におけるEBPMの取組サイクルについて（3年スキーム）

①厚生労働省の取組

厚生労働省では、統計改革推進会議最終とりまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）等に基づき、平成30年度からロジックモデル作成等のEBPMの実践を開始した。その後、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）において、EBPMの実践事業を拡充する方針が示されたこと等を踏まえ、実践事業の選定基準や、事業見直しに当たってのプロセス等について検討を進め、令和2年度から3年スキーム（1年目はEBPMの実践（ロジックモデルの作成）、2年目は事業の実施、3年目は効果検証の実施）でEBPMの実践に取り組んでおり、令和4年度に3年スキーム（令和2年度事業）が1巡した。

主な取組は以下のとおりである。

EBPMの取組サイクルの取組状況
● 令和2年度の効果検証事業は「高齢者医薬品安全推進事業」、「高齢労働者処遇改善促進助成金」の2事業を選定 ※EBPM実践事業は40事業、うち重点フォローアップに選定したものは12事業 ● 当該2事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により高齢労働者の増額改定に取り組む事業主が少なかったことや、ポリファーマシー（「単に

服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下等の問題につながる状態」）の改善の有無を定量化することが難しい、などの状況により、当初想定していた効果検証には至らなかったものの、代替手段による効果の検証、課題の確認などが行われた。

- なお、令和３年度に効果検証事業として選定された「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」については、補正予算により１年前倒しで事業が実施されたため、令和４年度に効果検証を実施した。

また、令和４年度における３年スキーム（令和２年度事業）の１巡を踏まえ、以下のようにまとめた。

E B P Mの取組サイクルのまとめ

- 令和２年度の効果検証事業は、上記のとおり当初想定していた効果検証には至らなかったものの、代替手段による効果の検証、課題の確認などが行われていることから一定の成果はあったものと考えられる。
- また、効果検証の取組を行うためには、設定する指標が適切か、データの取得は可能かなどを当初からしっかりと検討しておくことが重要であることが確認できた。

②検証結果

３年スキームの総括については、E B P Mの更なる推進、普及・浸透等の観点から、概ね妥当である。

(オ) 今後の取組について

① 厚生労働省の取組

政府全体の取組方針や令和５年度の実践内容などを踏まえ、令和６年度以降のＥＢＰＭの実践について以下のとおりにとまとめた。

令和６年度以降のＥＢＰＭの実践について		
- 令和６年度以降のＥＢＰＭの実践は、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」、行政改革推進会議における総理指示等を踏まえ、令和７年度概算要求プロセスにおいて会計課と連携しながら行政事業レビューシート（以下「ＲＳ」という。）を活用して実施する。 - 実施方法は以下のとおり。コメント送付により事業所管部局にＲＳの記載内容の改善を促す。		
1	ＲＳの指標等のエラーチェック	全てのＲＳ（約 1,000 事業）について、ＥＢＰＭ関係箇所に入力・漏れがないかなどの簡易なエラーチェックを実施し、結果を事業所管部局へ送付
2	新規ＲＳの内容確認	概算要求額が 10 億以上の新規事業（毎年約 3 事業）について、ＲＳの詳細な内容確認を実施し、結果を事業所管部局へ送付
3	既存ＲＳの内容確認	最初の 5 年で概算要求額が 1 億以上の事業（毎年約 60～140）を、次の 5 年で概算要求額が 1 億未満の事業（毎年約 70～110）のＲＳの詳細な内容確認を実施し、結果を事業所管部局へ送付

また、令和６年度以降のＥＢＰＭ推進検討事業についての対応内容として、以下のようにとまとめた。

厚生労働省ＥＢＰＭ推進検討事業について	
- 令和６年度以降のＥＢＰＭの実践方針を踏まえつつ、令和６年度も外部事業者の協力を得て、事業内容としては ① ＥＢＰＭに係る相談・支援 ② ＥＢＰＭ実践施策に係る統計等データ入手方法、分析手法等の提言 ③ 各部局ＥＢＰＭ実践手法の分析 ④ ＥＢＰＭに関する研修の開催 ⑤ 有識者検証会の開催等 を実施する。	

②検証結果

今後の方針については、E B P Mの更なる推進、普及・浸透等の観点から、概ね妥当である。

ただし、行政事業レビューシートのエラーチェックについて、最初の数年では人員確保の課題に対応しつつ簡易的にチェックを進め、チェック基準を調整することが重要である。その上で、将来的には機械的に自動チェックできるような仕組みを構築することが考えられる。

(カ) その他 E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

E B P Mを推進する際のデータの利活用について、行政記録情報の活用のほか、公的統計についても場合によっては新たな調査の実施可能性も含めて検討してはどうか。データ利活用の際、個人情報の扱いが問題になるが、日本経済学会でもデータを利活用した研究結果が発表されており、これがあるべき方向性の1つのロールモデルになるのではないか。

また、効果検証事業の選定に際して、ロジックモデルの書き方次第のところがある。選定されること自体が魅力的になるような仕掛けを検討することが必要である。効果検証事業に選ばれることは説明責任を果たしている証拠であり、それ自体が名誉なことである点も広く発信してもらいたい。

さらに、E B P Mの実践に関して、事業の中にはE B P Mになじまないものもあり、人的資源の観点からも無理に対象にするのではなく、実施できる範囲で選択と集中を行う必要がある。

参 考 資 料

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

1 目的

デロイトトーマツコンサルティング合同会社では、厚生労働省から委託を受け、令和5年度にE B P M推進に係る調査研究事業を実施している。

本事業の一環として、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年10月8日）に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として開催する。

2 検証事項

（1）ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

（2）次年度のE B P Mの実践に向けた検証

① 事業のスクリーニング基準に係る検証

② 予算過程での反映方法に係る検証

③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

④ その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

（1）検証会は、デロイトトーマツコンサルティング合同会社が別紙の構成員の参集を求めて開催する。

（2）検証会は、構成員のうち1人を座長として選出する。

（3）検証会は、座長代理を置くことができる。

座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

（4）座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（5）検証会の議事概要及び資料は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。

（6）検証会の庶務は、デロイトトーマツコンサルティング合同会社において行う。

（7）前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略、◎座長)

伊藤 伸介 中央大学 経済学部 教授

高久 玲音 一橋大学 経済学部 准教授

◎ 田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授

野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授

検証会の開催状況等

◆開催状況

- 第1回：令和5年10月11日（水）13:00～15:00 WEB 会議形式
 第2回：令和5年12月20日（水）10:00～12:00 WEB 会議形式
 第3回：令和6年2月8日（木）13:00～15:00 WEB 会議形式

◆厚生労働省

労働経済特別研究官	中井 雅之
参事官（政策立案・評価担当参事官室長）	三村 国雄
政策立案・評価推進官	山田 伸二
政策立案・評価担当参事官室室長補佐	井戸本 賢
政策立案・評価担当参事官室統計利活用専門官	山本 剛史
政策企画官	白木 紀行

◆事務局 デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

シニアマネジャー	永元 隆雄
コンサルタント	森田 哲朗
コンサルタント	永田 悠祐

◆検証会資料及び議事概要等【厚生労働省ホームページ（URL）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35557.html

◆厚生労働統計等の所在情報【厚生労働省ホームページ（URL）】

（1）厚生労働統計一覧；<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>

○厚生労働統計調査・業務統計等体系図（分野別・対象別一覧表）

https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/bunya_taisyoubetu.html

（2）統計等データの所在情報一覧；

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/touk-ei-data_madoguchi_00004.html

令和 5 年度厚生労働省委託
「E B P M推進に係る調査研究等一式」事業
第 1 回 厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会

議事次第

日 時 令和 5 年 10 月 11 日（水）13:00～15:00

場 所 WEB 会議形式にて開催

- 議 事
- 1 開会
 - ・はじめに
 - ・委員紹介
 - ・座長等の選定
 - 2 E B P M実践の取組状況の検証
 - 3 その他

配付資料

- 資料 1 厚生労働省における E B P Mの実践の取組状況について
 資料 2 ロジックモデルの作成・点検について
 資料 3 重点フォローアップ事業の選定基準及び対象事業について

参考資料

- 参考 1 厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会開催要綱
 参考 2 ロジックモデル点検結果コメントシート
 参考 3 ロジックモデル記入要領
 参考 4 令和 5 年度ロジックモデル記入上の注意
 参考 5 厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ
 （令和 4 年度）における今後の課題への対応

厚生労働省におけるEBPMの実践の取組状況について

令和5年度 第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
(令和5年10月11日)

厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針 (令和5年4月10日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 行政事業レビューにおけるEBPMの実践
 - ・ 政策の立案・改善や予算編成プロセスといった**意思決定プロセス**で予算事業で実施されている**行政事業レビューを活用**する。
 - ・ 各府省において、**レビューシート全体の品質管理を進めていく**。
 - ・ 各府省は、重点フォローアップ対象事業の改善結果と、府省内で選定・表彰した優良事業改善事例を、EBPM推進委員会に報告する。
 - ・ **より発展的な効果検証を設計・実施**し、その結果を事業の改善に効果的に活用するなど、**事業の効果を追求する取組を行うことを推奨**する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・評価・見直し、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。
- **ロジックモデル**は、政策課題とその現状に対し、政策手段から目的までの「経路」を端的に図示化するものであり、政策形成・ブラッシュアップ、対外的なコミュニケーション、モニタリング・効果検証に有用であることから、**政策の立案・実施・見直しの各段階において活用することを推奨**する。

厚生労働省における令和5年度の取組方針

各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）においてEBPMを実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、**予算事業については行政事業レビューシート及びロジックモデルを活用**する。

- 行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践を行う。
 - ・ **試行版レビューシート、重点フォローアップ対象事業等について、レビューシート全体の品質管理**を行い、令和4年秋のレビュー等から得られた示唆、問題意識に基づく「改善に向けた視点」等を参考としつつ、改善を図る。
 - ・ 行政事業レビューの中から、優良事業改善事例を選定・表彰する。
 - ・ 上記の取組について、EBPM推進委員会に報告する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制、税制改正プロセス等）についても、行革事務局の取組方針に沿って対応する。
- **令和6年度概算要求プロセスにおいて**、レビューシートを活用するとともに、より発展的なEBPMの実践を行うため、**①新規事業、②モデル事業、③大幅見直し事業**のうち、一定の選定基準（※）に該当する事業（ただし、除外基準に該当する事業を除く。）、**④部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業（新規事業がない場合は既存事業）のうち最も要求額が大きい事業**について、**ロジックモデルを作成し、活用**する。このうち一部を公表。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する。

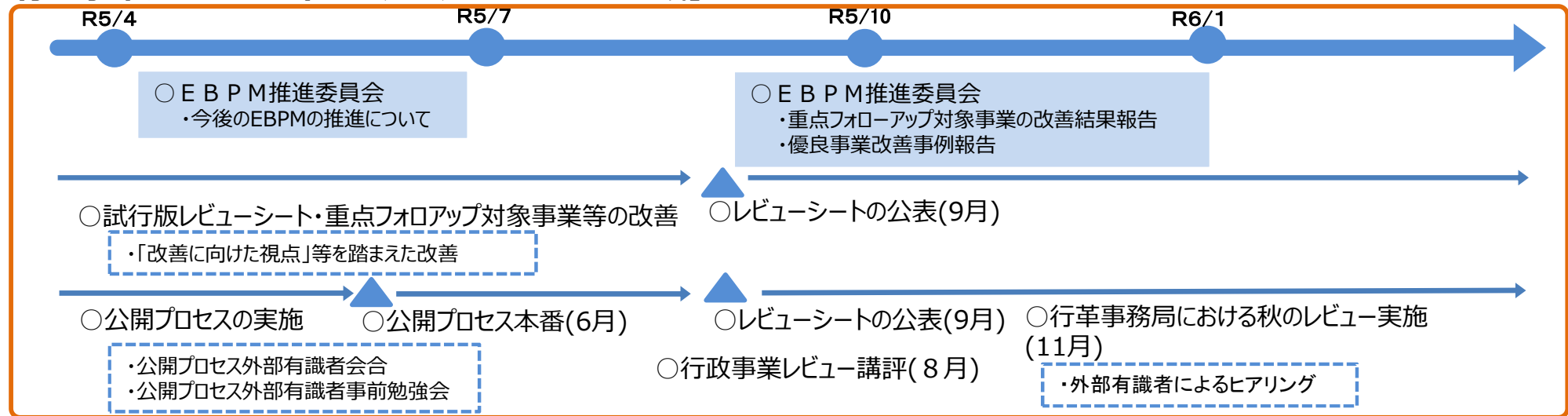
※ 一定の選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が 1億円以上 の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額 50%以上 増加する事業であって、かつ、増加分の差額が 1億円以上 の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

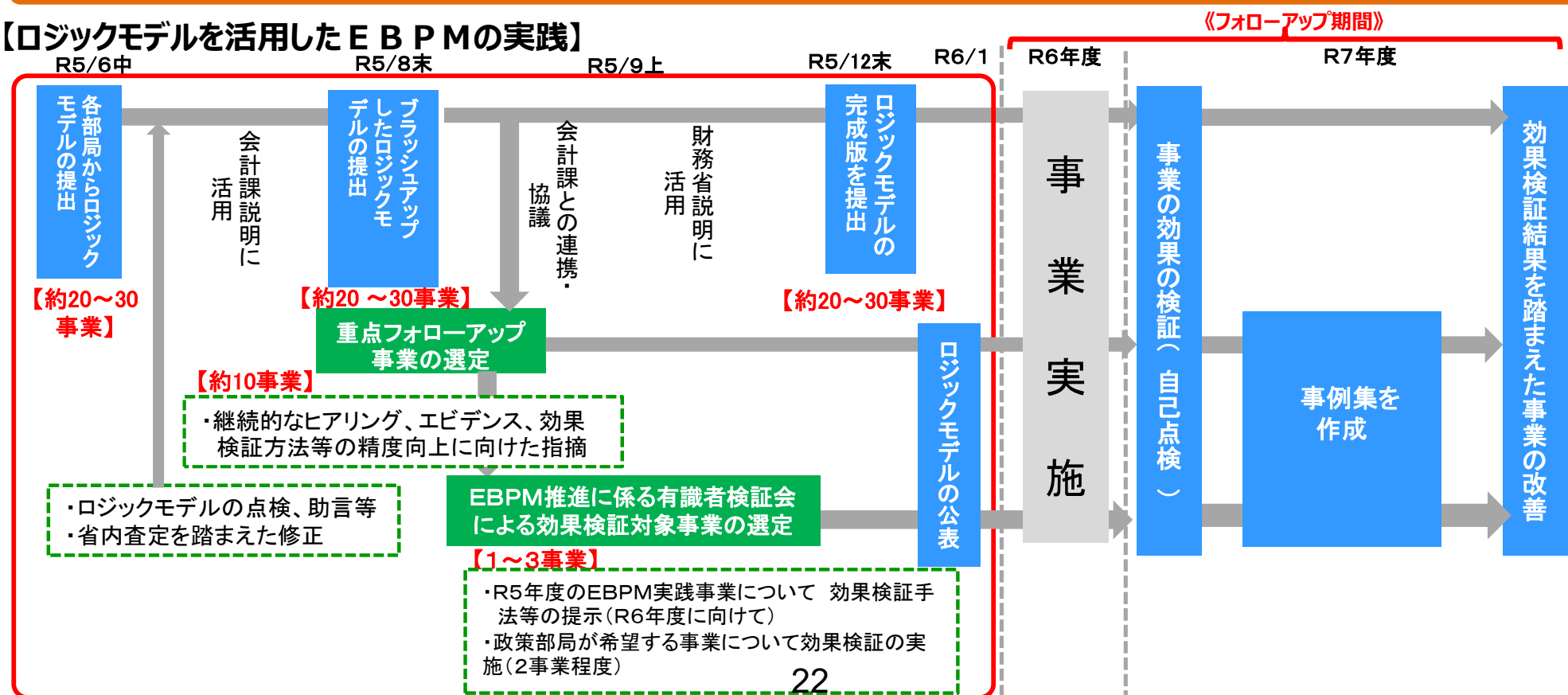
注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和6年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

令和5年度EBPMの実践のスケジュール

【行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践】



【ロジックモデルを活用したEBPMの実践】



注 EBPM推進に係る有識者検証会を開催し、EBPMの実践状況の検証を行う。

令和5年度ロジックモデル作成状況（令和5年8月）

部局名	事業名	区分
医政局	重症患者診療体制整備事業	その他
健康・生活衛生局	AMRに関する臨床情報センター事業	その他
医薬局	医薬品等承認審査費	大幅見直し事業
労働基準局	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	その他
職業安定局	副業・兼業に関する情報提供モデル事業	モデル事業
雇用環境・均等局	労働者協同組合法の円滑な施行	モデル事業
社会・援護局（社会）	生活保護適正運営体制強化事業（生活保護適正化等事業）	新規事業
社会・援護局（援護）	戦傷病者福祉事業	その他
老健局	地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業	新規事業
人材開発統括官	フリーター等支援事業	その他
医政局（医産情）	医療系ベンチャー育成支援事業	大幅見直し事業

令和4年度EBPM実践事業(事業)

部局名	事業名	区分	重点FU
健康局	慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築・多職種連携モデル事業（仮称）	モデル事業	
健康局	アピアランス支援モデル事業	モデル事業	
健康局	免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業	モデル事業	○
医薬・生活衛生局	健康食品の安全性の確保等事業	その他	○
職業安定局	外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業	モデル事業	
雇用環境・均等局	フリーランスに対する相談支援及び周知広報事業	その他	
子ども家庭局	困難な問題を抱える女性支援推進事業	その他	○
社会・援護局（社会）	就労体験・訓練先の開拓・マッチング事業	モデル事業	○
社会・援護局（援護）	中国残留邦人等に対する定着自立支援事業	その他	
老健局	介護報酬改定等に伴うシステム改修経費	その他	
保険局	特定健康診査・保健指導に必要な経費	その他	○
人材開発統括官	新卒者等に対する支援	その他	○

資料 2

ロジックモデルの作成・点検について

2023年10月11日

目次

1. ロジックモデルの作成・点検方法について	3
------------------------	---

2. ロジックモデルの点検結果について	11
---------------------	----

1. ロジックモデルの作成・点検方法について

厚生労働省のEBPMの実践では、EBPM実践対象事業、重点フォローアップ事業、効果検証対象事業を設定しており、それぞれの概要は以下のとおり

厚生労働省の令和5年度EBPMの実践関連事業の種類

種類	選定の考え方	内容	選定期間
EBPM実践対象事業	■ 「厚生労働省における令和5年度の実践方針」の選定基準と除外基準によって選出された事業 ■ 基準に該当する事業はすべて対象	■ ロジックモデルの作成と活用 ■ 政策立案・評価担当参事官室（以下「政評室」という。）と委託業者（※）が協力してロジックモデルに対して点検 ■ 点検結果を受け、担当課室はロジックモデルをブラッシュアップ	令和5年5月以降
重点フォローアップ事業	■ EBPM実践対象事業の中から、「重点フォローアップ事業の選定基準及び対象事業について」（令和5年度第1回厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会 資料3）に沿って選定	■ 担当課室へのヒアリングを実施し、ロジックモデルの記載内容、エビデンスの記載内容、効果検証に関してEBPM事務局からコメント送付 ■ 半期に1度、政評室が詳細なフォローアップを実施（令和3年度、令和4年度に選定された事業についてはフォローアップ継続中）	令和5年9月以降
効果検証対象事業	■ 重点フォローアップ事業の中から、データの活用可能性や事業の展開可能性等を鑑みて選定	■ 令和5年度にリサーチデザインを作成し、令和6年度に事業の実施、令和7年度に効果検証を行う想定	令和5年12月以降

※委託業者：令和元年度～令和2年度はみずほ情報総研（株）（現 みずほリサーチ＆テクノロジーズ（株））
 令和3年度は三菱UFリサーチ＆コンサルティング（株）
 令和4年度及び令和5年度はデロイトトーマツコンサルティング合同会社

令和4年度有識者検証会における検証結果取りまとめの指摘事項（今後の課題）を踏まえ、今年度も引き続きEBPMの実践の取組を継続する

厚生労働省における令和5年度の取組方針

厚生労働省における令和5年度の取組方針

各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）においてEBPMを実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、**予算事業については行政事業レビューシート及びロジックモデルを活用**する。

○ 行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践を行う。

- ・ **試行版レビューシート、重点フォローアップ対象事業等について、レビューシート全体の品質管理**を行い、令和4年秋のレビュー等から得られた示唆、問題意識に基づく「改善に向けた視点」等を参考としつつ、改善を図る。
- ・ 行政事業レビューの中から、優良事業改善事例を選定・表彰する。
- ・ 上記の取組について、EBPM推進委員会に報告する。

○ 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制、税制改正プロセス等）についても、行革事務局の取組方針に沿って対応する。

○ **令和6年度概算要求プロセスにおいて**、レビューシートを活用するとともに、より発展的なEBPMの実践を行うため、**①新規事業、②モデル事業、③大幅見直し事業**のうち、一定の選定基準（※）に該当する事業（ただし、除外基準に該当する事業を除く。）、**④部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業（新規事業がない場合は既存事業）のうち最も要求額が大きい事業**について、**ロジックモデルを作成し、活用**する。このうち一部を公表。

○ 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する。

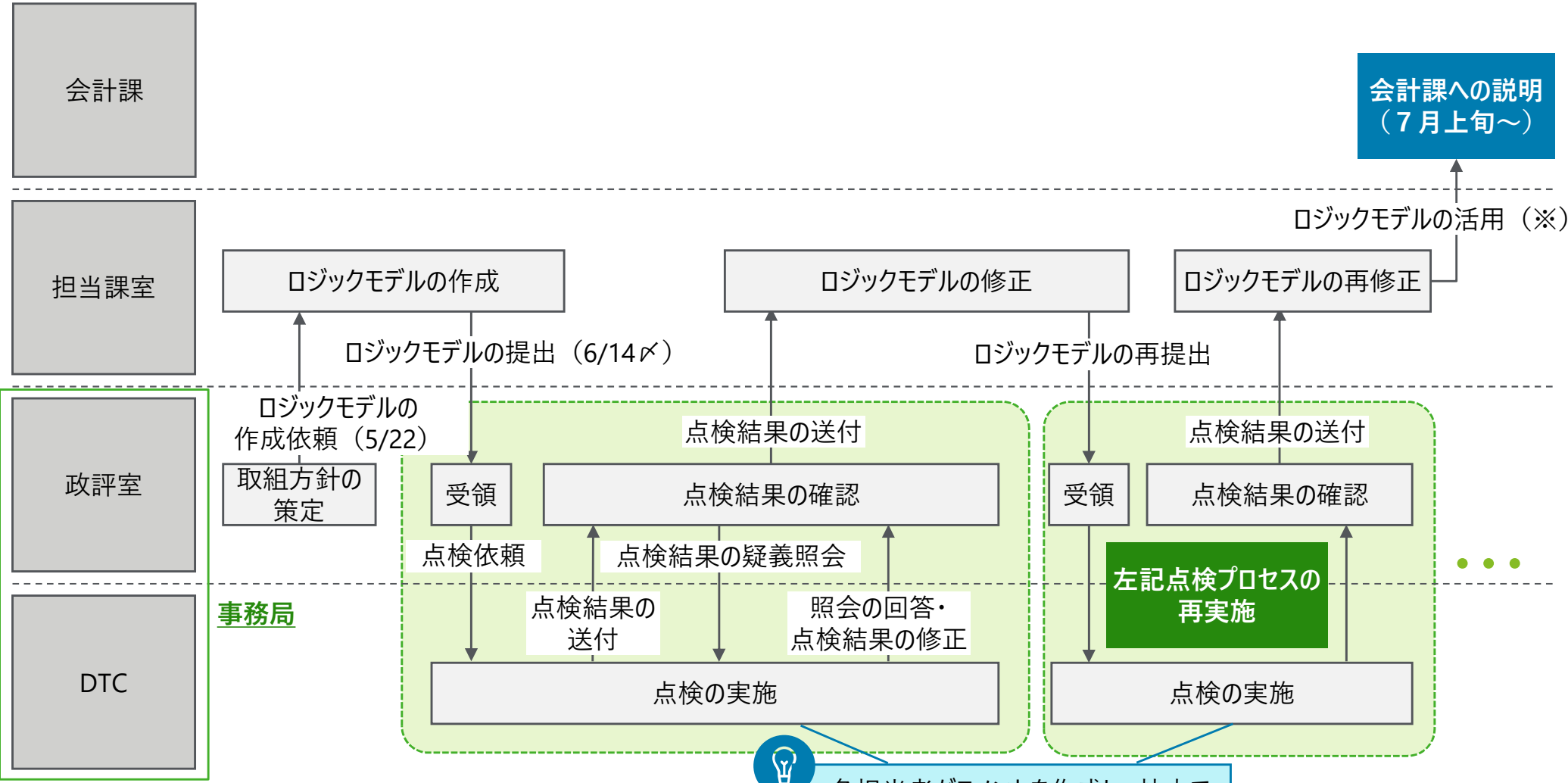
※ 一定の選定基準（今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定）

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が 1億円以上 の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額 50%以上 増加する事業であって、かつ、増加分の差額が 1億円以上 の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業（新規事業がない場合は③以外の既存事業）のうち、最も要求額が大きい事業（部局単位） なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和6年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

予算概算要求における会計課への説明（7月上旬～）での活用を当面の目標として、各担当課室にてロジックモデルを作成。事務局にて点検を行い、点検結果のフィードバックを複数回実施

E B P M実践対象事業のロジックモデルの作成・点検・活用フロー



※ 予算概算要求時の説明資料としてロジックモデルを活用

各担当者がコメントを作成し、社内で管理者によるダブルチェックを行う体制

今年度のロジックモデル様式①



ロジックモデル2シート目では、1シート目に記入した内容の論理展開の妥当性や課題解決の手段としての当該事業の妥当性、効果検証方法を記入する

今年度のロジックモデル様式②

ロジックの確認 ①		2シート目																					
【論理展開の妥当性の確認】 インプット⇒アクティビティ⇒アウトプット⇒短期アウトカム⇒長期アウトカム⇒インパクトの論理展開が妥当か、以下の確認項目に従ってチェックすること。																							
✓	確認項目	留意点																					
☐	短期アウトカムが改善すれば、長期アウトカムが改善すると考えられるか（課題解決に必要な要素が網羅されているか）。	改善すると考えられない場合は、長期アウトカムから遡って考えた因果関係に基づき、短期アウトカムを必要に応じて修正した上で、再度確認してください。																					
☐	アウトプットが改善すれば、短期アウトカムが改善すると考えられるか（課題解決に必要な要素が網羅されているか）。	改善すると考えられない場合は、短期アウトカムから遡って考えた因果関係に基づき、アウトプットを必要に応じて修正した上で、再度確認してください。																					
☐	長期アウトカムから遡って考えたときに、アクティビティがアウトカムの改善に寄与するものになっているか（ボトルネックを解決する事業になっているか）。	寄与するものになっていない場合は、長期アウトカムから遡って考えた因果関係に基づき、アクティビティを必要に応じて修正した上で、再度確認してください。																					
☐	関連事業も含めて考えたときに、課題解決に寄与する事業となっているか。	他事業も含めて、課題解決に寄与する事業となっているかを確認してください。																					
ロジックの確認 ② 【課題解決の手段としての当該事業（アクティビティ）の妥当性】 効果検証方法 1 効果検証に当たっての項目整理 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">P：事業の対象</th> <th style="width: 25%;">I：事業内容</th> <th style="width: 25%;">C：比較対象</th> <th style="width: 25%;">O：アウトカム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> 2 効果検証の分析手法等 				P：事業の対象	I：事業内容	C：比較対象	O：アウトカム																
P：事業の対象	I：事業内容	C：比較対象	O：アウトカム																				
EBPM取組体制 （課室長クラスの方も含めること） ※別途案内するEBPM実践担当者研修（必須研修）の受講対象者に該当		役職	氏名	内線																			

ロジックモデル3シート目では、1シート目で設定した指標（アウトプット、短期アウトカム、長期アウトカム）の目標水準及び目標達成時期の設定理由や調査名等を記入する

今年度のロジックモデル様式③

【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】				3シート目
指標名	目標値（水準）の設定理由	目標達成時期の設定理由	設定した指標を算出する調査名等	
アウトプット①				
アウトプット②				
アウトプット③				
アウトプット④				
アウトプット⑤				
アウトプット⑥				
短期アウトカム①				
短期アウトカム②				
短期アウトカム③				
短期アウトカム④				
短期アウトカム⑤				
短期アウトカム⑥				
長期アウトカム①				
長期アウトカム②				
長期アウトカム③				

「ロジックモデル点検結果コメントシート」（参考 2）に基づき、特に以下の観点に着目し、ロジックモデルの点検を実施

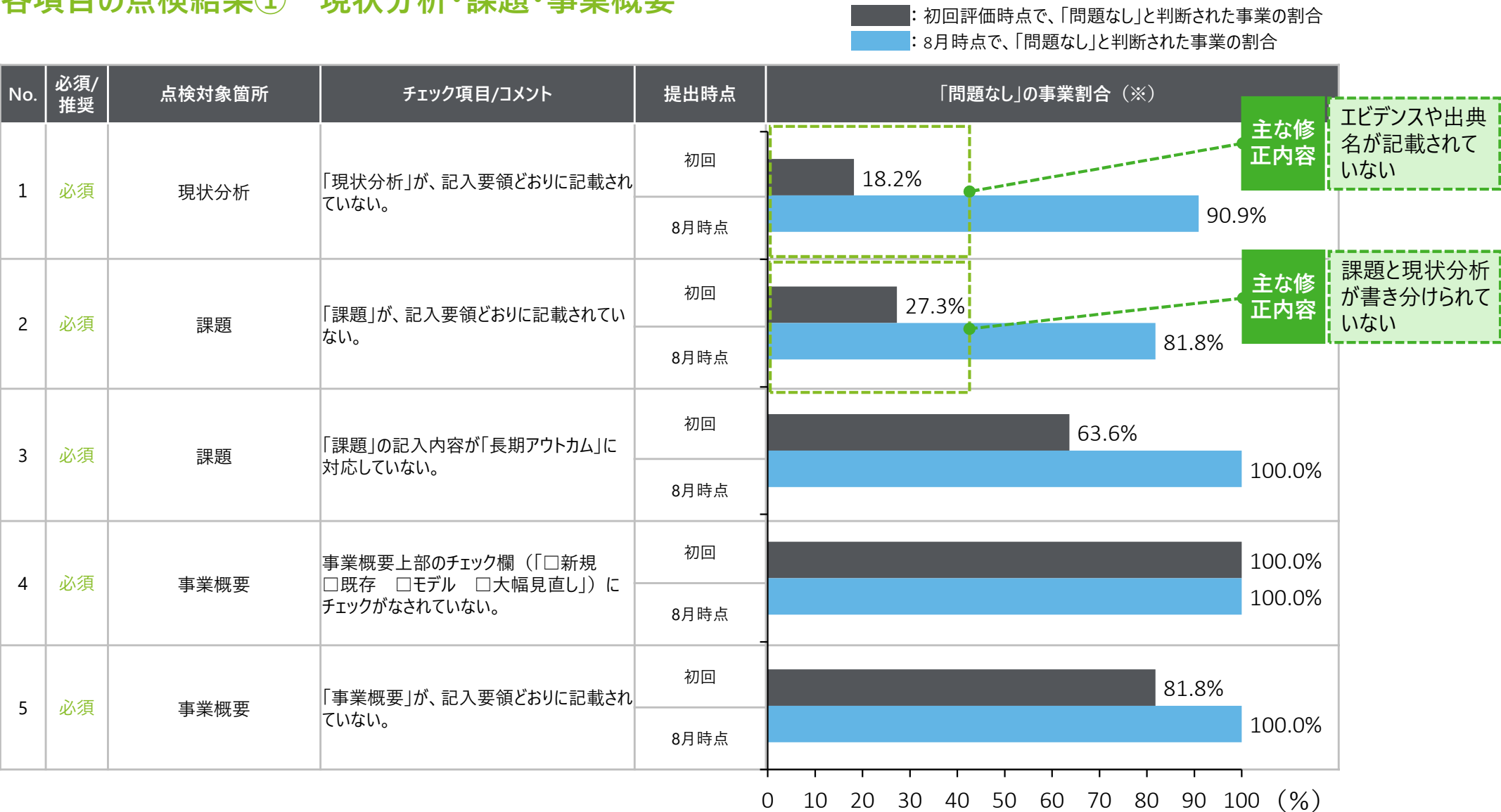
ロジックモデル点検の主な観点

項目		主な点検内容
1 シート目	現状分析・課題	✓ エビデンス（統計等データや研究成果）やデータ出典を示しながら記入されているか ✓ 現状分析と課題の書き分けがされているか
	事業概要・アクティビティ	✓ 事業概要とアクティビティの内容が一貫しているか ✓ アクティビティは実施項目別に細分化・具体化されているか
	アウトプット	✓ アクティビティに応じたアウトプットが記入されているか
	アウトカム（短期・長期）	✓ 事業の期待される成果として、定量的な指標が可能な範囲で設定されているか ✓ 目標達成時期が設定されているか
2 シート目	ロジックの確認①	✓ 要素項目間（アクティビティ・アウトプット・アウトカム）の流れに論理的整合性が成立しているか ✓ 短期アウトカムと長期アウトカム間で飛躍がないか
	ロジックの確認②	✓ 当該事業を行うことで課題が解決できることをエビデンス（統計等データや研究成果）を用いて記入されているか ✓ 参照しているエビデンスが妥当か
	効果検証方法	✓ PICOが適切に設定されているか ✓ 比較対象の設定（例：実施地域と未実施地域）が妥当か ✓ 分析に必要なデータの収集方法が事前に検討されているか
3 シート目	指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由	✓ 指標の設定理由ではなく、指標の目標水準の設定理由（具体的な数値の根拠）が記入されているか ✓ 目標達成時期の設定理由が妥当か
	指標を算出する調査名等	✓ 定量的な指標を設定している場合、指標の算出に用いる調査名等が適切に記入されているか

2. ロジックモデルの点検結果について

現状分析・課題・事業概要は、事務局の点検を経て、約8割以上が「問題なし」と判定できる記載内容となった。現状分析・課題は、エビデンスの不備や課題と現状分析の書き分けが主な修正内容であった

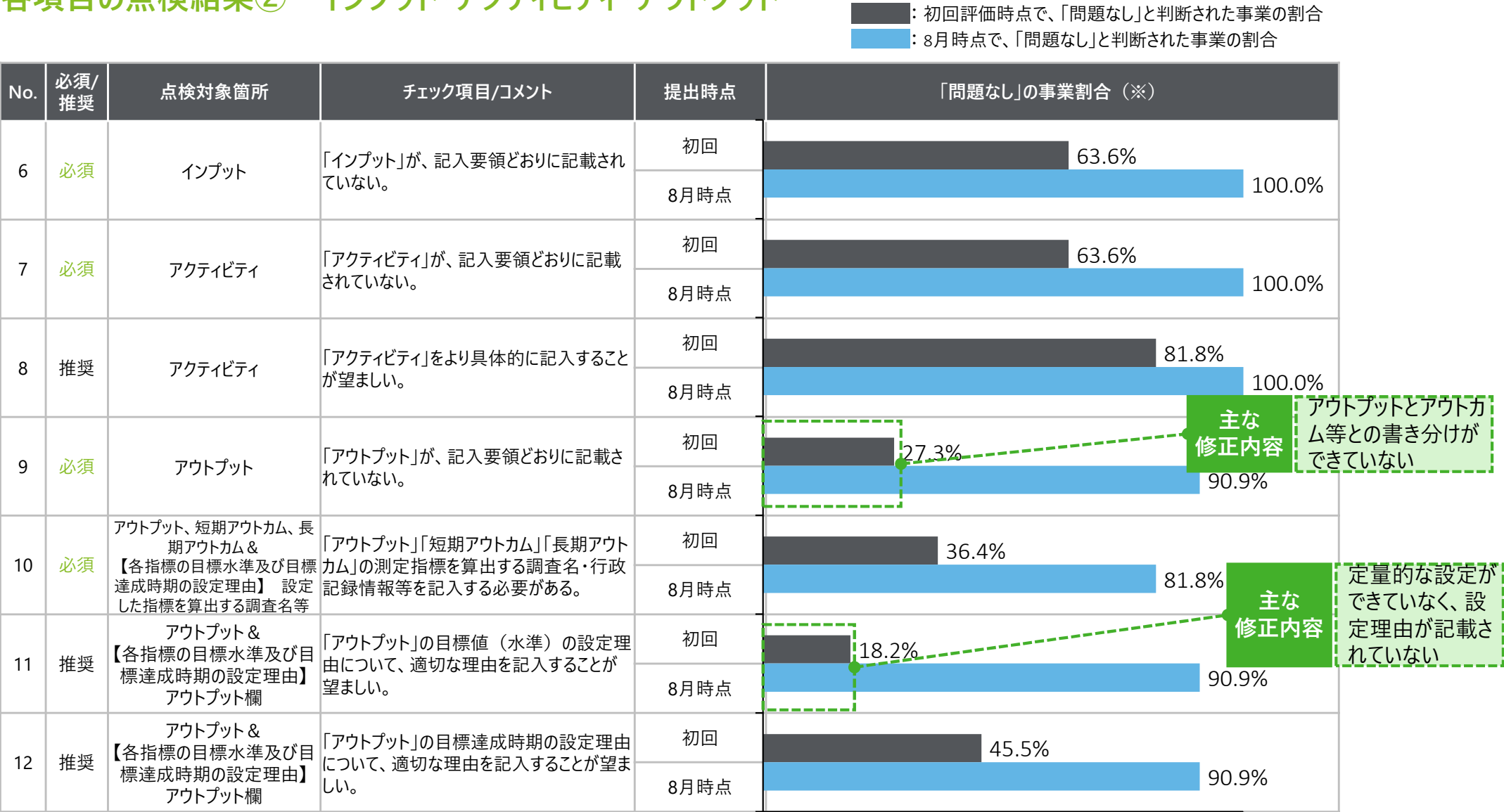
各項目の点検結果① 現状分析・課題・事業概要



（※）点検結果「問題なし」の事業 / 全EBPM実践対象事業

インプット・アクティビティ・アウトプットは、事務局の点検を経て、8割以上が「問題なし」と判定できる記載内容となった。アウトプットは、アクティビティとの不整合や目標設定理由が記載されていない等が主な修正内容であった

各項目の点検結果② インプット・アクティビティ・アウトプット



(※) 点検結果「問題なし」の事業 / 全EBPM実践対象事業

短期アウトカムは、事務局の点検を経て、約8割以上が「問題なし」と判定できる記載内容となった。長期アウトカムは目標設定理由が記載されていない事業が多く見受けられた

各項目の点検結果③ 短期アウトカム・長期アウトカム・インパクト

初回評価時点で、「問題なし」と判断された事業の割合

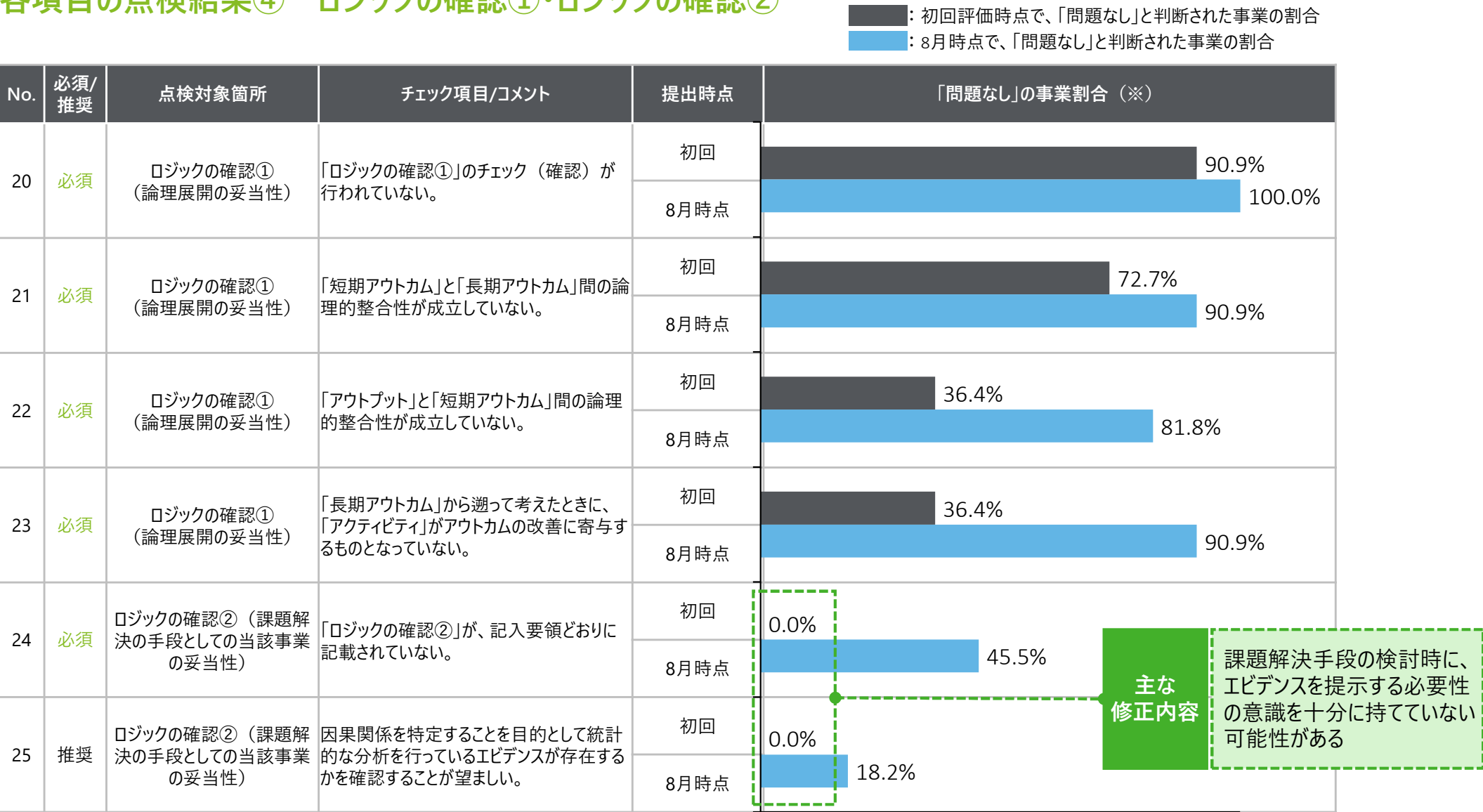
8月時点で、「問題なし」と判断された事業の割合

No.	必須/推奨	点検対象箇所	チェック項目/コメント	提出時点	「問題なし」の事業割合（※）	
13	必須	短期アウトカム & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 短期アウトカム欄	「短期アウトカム」が、記入要領どおりに記載されていない。	初回	45.5%	
				8月時点	90.9%	
14	推奨	短期アウトカム & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 短期アウトカム欄	「短期アウトカム」の目標値（水準）の設定理由について、適切な理由を記入することが望ましい。	初回	63.6%	
				8月時点	81.8%	
15	推奨	短期アウトカム & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 短期アウトカム欄	「短期アウトカム」の目標達成時期の設定理由について、適切な理由を記入することが望ましい。	初回	63.6%	
				8月時点	90.9%	
16	必須	長期アウトカム & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 長期アウトカム欄	「長期アウトカム」が、記入要領どおりに記載されていない。	初回	45.5%	
				8月時点	100.0%	
17	推奨	長期アウトカム & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 長期アウトカム欄	「長期アウトカム」の目標値（水準）の設定理由について、適切な理由を記入することが望ましい。	初回	45.5%	
				8月時点	90.9%	
18	推奨	長期アウトカム & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 長期アウトカム欄	「長期アウトカム」の目標達成時期の設定理由について、適切な理由を記入することが望ましい。	初回	27.3%	主な修正内容 目標設定理由が記載されていない
				8月時点	54.5%	
19	必須	インパクト	「インパクト」が、記入要領どおりに記載されていない。	初回	100.0%	
				8月時点	100.0%	

（※）点検結果「問題なし」の事業 / 全EBPM実践対象事業

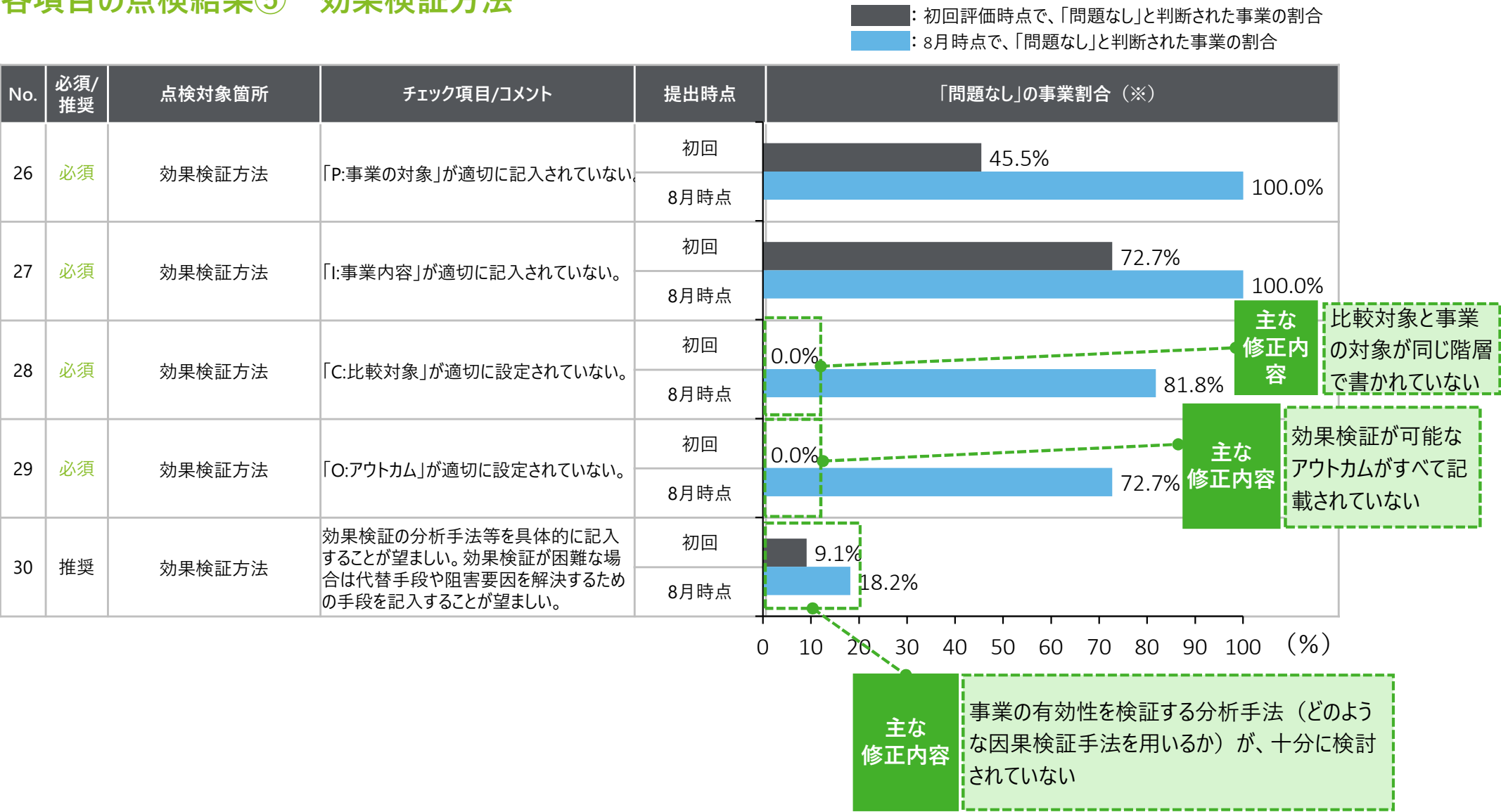
ロジックの確認①は、事務局の点検を経て、8割以上が「問題なし」と判定できる記載内容となった。ロジックの確認②については、エビデンスの不備が主な修正内容であった

各項目の点検結果④ ロジックの確認①・ロジックの確認②



効果検証方法は、事務局の点検を経て、必須項目は7割以上が「問題なし」と判定できる
記載内容となった。分析手法は、十分に検討されていない事業が多く見受けられた

各項目の点検結果⑤ 効果検証方法



(※) 点検結果「問題なし」の事業 / 全EBPM実践対象事業

1. 重点フォローアップ事業選定の方針について

背景・経緯

◆ 1. 内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針

- 行政事業レビューにおける E B P M の実践
 - 政策の立案・改善や予算編成プロセスといった意思決定プロセスで予算事業で実施されている行政事業レビューを活用。
 - 各府省において、レビューシート全体の品質管理を進めていく。
 - 各府省は、重点フォローアップ対象事業の改善結果と、府省内で選定・表彰した優良事業改善事例を、E B P M 推進委員会に報告する。
 - より発展的な効果検証を設計・実施し、その結果を事業の改善に効果的に活用するなど、事業の効果を追求する取組を行うことを推奨する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・評価・見直し、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。
- ロジックモデルは、政策課題とその現状に対し、政策手段から目的までの「経路」を端的に図示化するものであり、政策形成・ブラッシュアップ、対外的なコミュニケーション、モニタリング・効果検証に有用であることから、政策の立案・実施・見直しの各段階において活用することを推奨する

※(出典)令和5年4月10日 内閣官房行政改革推進本部事務局『令和5年度のEBPMの取組について』より作成

◆ 2. 厚生労働省における令和5年度の取組方針

ロジックモデルの精度向上を図るため、政評室は、会計課と連携・協議の上、提出されたロジックモデルの中から

- ① 重点的にフォローアップ（ヒアリングの実施、エビデンスの強化、効果検証方法の具体化等）する事業（「重点フォローアップ事業」）
 - ② ①のうち、効果検証方法の精度向上を目指す事業（「効果検証対象事業」。「厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会」（以下「有識者検証会」という。）において選定）
- について、担当課室等の協力の下、以下の作業を行う。

	作業内容
重点フォローアップ事業 【約10事業】	(1) 有識者検証会の知見を活用して、令和5年12月までにロジックモデルのブラッシュアップを実施 (2) 完成後のロジックモデルを令和6年1月に公表 (3) 令和7年度に事業の効果検証を実施
効果検証対象事業 (令和5年度対象事業) 【1～3事業】	上記の(1)から(3)と同様。特に、効果検証方法の精度向上に関する取組を実施

※(出典)令和5年5月22日 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策立案・評価担当参事官室『令和5年度の E B P M の実践について【作業依頼】』より抜粋

重点フォローアップ事業の選定方針

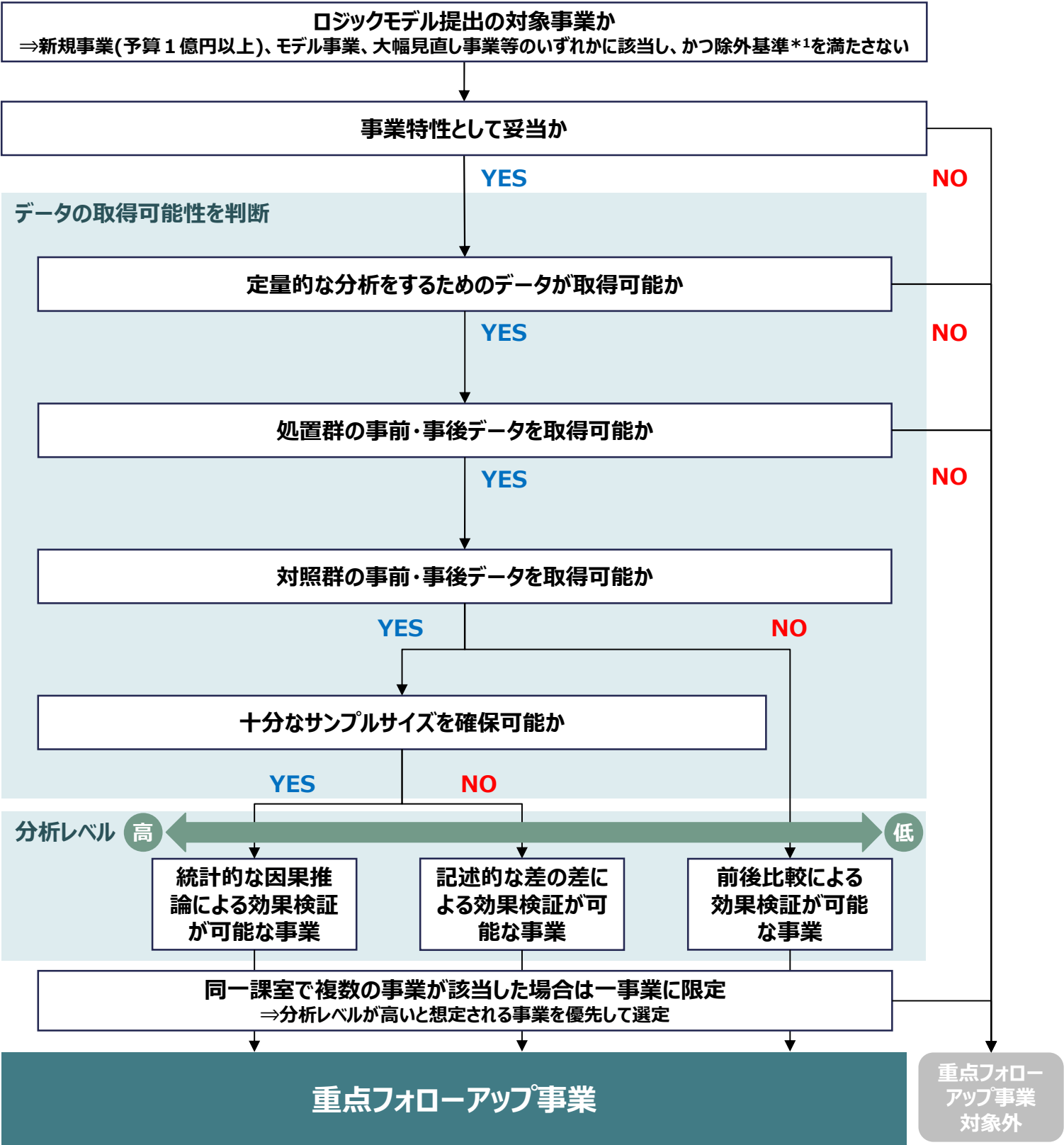
以下の事業については、重点フォローアップ事業として選定し、ロジックモデルの向上を図る。

厚生労働省のEBPMの実践対象事業の中から、以下①②に該当する事業

- ① 事業特性として妥当である事業
 - 効果検証を実施するうえで、アウトカムの分析が困難な事業及び費用対効果が十分に見込めない事業は、今年度の重点フォローアップ事業の対象外とする。
- ② データの取得可能性が高い事業
 - 定量的な分析をするためのデータの取得可能性が高いこと、また、処置群の事前・事後データの取得可能性が高いことを重点フォローアップ事業への選定条件とする。
 - 加えて、以下の基準に応じて、想定される効果検証の分析レベルを判断する。
 - i) 対照群を設定し、事業の非対象者の事前・事後データの収集が期待できるか
 - ii) 効果検証を実施するうえで十分なサンプルサイズが期待できるか

⇒ 同一課室で複数の事業が選定される場合、分析レベルが高い事業を優先し、一課室一事業に限定する。

2. 重点フォローアップ事業選定フロー及び選定基準について



*1 除外基準：i～vのいずれかを満たす事業についてはロジックモデル自体の作成・提出を不要としている

	除 外 基 準
i	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
ii	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
iii	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手法を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)
iv	効果検証実施年度（令和7年度）までに終了する事業（モデル事業を除く。）
v	政策目的から遡った政策手段の検討余地がない事業 (義務的経費の支出、システム改修、施設整備などの事業も、既定方針の実施過程にあるもの)

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

1 目的

デロイトトーマツコンサルティング合同会社では、厚生労働省から委託を受け、令和5年度にE B P M推進に係る調査研究事業を実施している。

本事業の一環として、「厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表」（令和元年10月8日）及び「厚生労働省統計改革工程表」（令和4年12月23日）に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として開催する。

2 検証事項

（1）ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

（2）次年度のE B P Mの実践に向けた検証

- ① 事業のスクリーニング基準に係る検証
- ② 予算過程での反映方法に係る検証
- ③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証
- ④ その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

（1）検証会は、デロイトトーマツコンサルティング合同会社が別紙の構成員の参集を求めて開催する。

（2）検証会は、構成員のうち1人を座長として選出する。

（3）検証会は、座長代理を置くことができる。

座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

（4）座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（5）検証会の議事概要及び資料は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。

（6）検証会の庶務は、デロイトトーマツコンサルティング合同会社において行う。

（7）前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略)

伊藤 伸介 中央大学 経済学部 教授

高久 玲音 一橋大学 経済学部 准教授

田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授

野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授

	事業名	〇〇〇〇〇推進検討事業	
	担当部局	〇〇〇局〇〇〇課	
	予算規模（百万円）	〇〇百万円	
	事業区分	※当てはまるものに○	
			新規事業
			既存事業
			モデル事業
			大幅見直し事業
ロジックモデル提出日	2023/〇/〇〇	※本シートの点検対象であるバージョンの提出日	

表の見方

→修正**必須項目**

→修正**推奨項目**

○ 記入要領どおりに記載されていないため、修正が
必要な項目

○ 記入要領に沿って記載されているが、
同要領の観点からは改善の余地がある項目

ロジックモデルp.1 現状分析・課題・事業概要							
	対応 必須/ 推奨項 目	点検結果	ロジックモデルの 点検対象箇所	チェック項目/コメント	修正の方法・ヒント	修正イメージ (リンク)	その他（個別コメント）
1	必須	修正対象	現状分析	「現状分析」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、当該事業が求められる背景事情を説明する必要がある。 ・「①エビデンス（データ・ファクトを含む。）を用いて ②可能な限り定量的（高い・低い・上昇・低下など）に ③分析した」現状の記入となっているかを確認し、①～③の全てが満たされるように記入内容を見直すこと。 ・エビデンス（データ・ファクトを含む。）が「現状分析」の根拠として成立しているか。エビデンス（データ・ファクトを含む。）に用いた調査名・行政記録情報等を記入すること。	修正事例	
2	必須	修正対象	課題	「課題」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、事業の前提となる政策課題や社会問題を、エビデンス（データ・ファクトを含む。）とともに説明する必要がある。 ・「①エビデンス（データ・ファクトを含む。）を用いて ②現状とあるべき姿を比較しながら ③現在の課題を解決すべきことを示している」記入となっているかを確認し、①～③の全てが満たされるように記入内容を見直すこと。 ・エビデンス（データ・ファクトを含む。）が示唆する内容と「課題」での説明は整合的である必要がある。以下のA又はBの対処を行う必要がある。 A 説明を十分にサポートできるエビデンス（データ・ファクトを含む。）に変更する。 B エビデンス（データ・ファクトを含む。）の示唆から逸脱しない「説明」に変更する。 ・エビデンス（データ・ファクトを含む。）に用いた調査名・行政記録情報等を記入すること。	修正事例	
3	必須	修正対象	課題	「課題」の記入内容が「長期アウトカム」に対応していない。	「課題」に記入した内容が、事業の結果もたらされる「長期アウトカム」と対応関係にある必要がある。		
4	必須	修正対象	事業概要	事業概要上部のチェック欄（「 ☐ 新規 ☐ 既存 ☐ モデル ☐ 大幅見直し」）にチェックがなされていない。	事業概要上部の該当する項目のチェック欄にチェックすること（複数可）。		
5	必須	修正対象	事業概要	「事業概要」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、事業の内容を簡潔に記載する必要がある。 ・事業について概要のみ記入し、個別事業はアクティビティに記入すること。 ・大幅見直し事業の場合、見直し内容が分かるように記入すること。	修正事例	

ロジックモデルp.1 インプット～インパクト							
	対応 必須/ 推奨	点検結果	対象項目	チェック項目/コメント	修正の方法・ヒント	修正イメージ (リンク)	その他（個別コメント）
6	必須	修正対象	インプット	「インプット」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、令和6年度概算要求額を記載（単位：百万円）する必要がある。なお、既存事業の場合には、令和5年度予算額と執行額（又は執行見込額）も記入する必要がある。		
7	必須	修正対象	アクティビティ	「アクティビティ」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、事業の実施内容を記載する必要がある。		
8	推奨	修正対象	アクティビティ	「アクティビティ」をより具体的に記入することが望ましい。	事業概要に記入されている内容のうち、事業の中で行う取組をより細分化・具体化して、記入することが望ましい。		
9	必須	修正対象	アウトプット	「アウトプット」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、「アウトプット」には、「アクティビティの結果として生み出される事業活動の直接的な実績」を記載する必要がある。実績を示す指標と、令和6年度の目標値をアクティビティごとに記入する必要がある。 例）アクティビティを「研修の開催」とした場合、アウトプットは「研修の開催回数〇回（令和6年度）」		
10	必須	修正対象	アウトプット、短期アウトカム、長期アウトカム & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 設定した指標を算出する調査名等	「アウトプット」「短期アウトカム」「長期アウトカム」の測定指標を算出する調査名・行政記録情報等を記入する必要がある。	定量的な指標を設定できている場合、指標の算出に用いる調査名・行政記録情報等を記入する必要がある。 ※既存調査の場合には①調査名 ②調査周期 ③直近の調査の結果確定時期 を記入。 ※新規調査・新たな制度による報告結果等の場合には、以下の内容を記入。 ①区分…「新規調査」「新たな制度による報告結果（行政記録情報）」 等 ②調査・記録の概要		
11	推奨	修正対象	アウトプット & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 アウトプット欄	「アウトプット」の目標値（水準）の設定理由について、適切な理由を記入することが望ましい。	アウトプットの目標値（水準）の設定理由として、適切な理由を記入することが望ましい。 適切な理由が記入できない場合には、当該指標を変更することが望ましい。 適切な理由例： ・全国7ブロックで1回ずつ開催するため、研修回数の目標は7回と設定する。 ・パイロット事業としてスタートするため、令和6年度の支援件数の目標は分析に堪える500件程度とする。		
12	推奨	修正対象	アウトプット & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 アウトプット欄	「アウトプット」の目標達成時期の設定理由について、適切な理由を記入することが望ましい。	目標年度を令和7年度以降に設定する場合、目標の達成時期の設定理由について記入することが望ましい。 適切な理由が記入できない場合には、当該指標を変更することが望ましい。 適切な理由例： ・補助金申請数を「アウトプット」の指標としているが、制度の認知までに時間がかかると見込まれるため。		
13	必須	修正対象	短期アウトカム & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 短期アウトカム欄	「短期アウトカム」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、「短期アウトカム」には、「アウトプットにより国民生活及び社会経済に及ぼす影響のうち期待する成果」の中でも比較的短期・初期に期待される成果を記載する必要がある。また、「短期アウトカム」は可能な限り定量的な指標を設定することが求められる。	修正事例	
14	推奨	修正対象	短期アウトカム & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 短期アウトカム欄	「短期アウトカム」の目標値（水準）の設定理由について、適切な理由を記入することが望ましい。	「短期アウトカム」の目標値（水準）の設定理由について、適切な理由を記入することが望ましい。適切な理由が記入できない場合には、当該指標を変更することが望ましい。 適切な理由例： 現在の指標の水準が〇〇（数値）であり、××（アクティビティ）により、△△%の向上が見込まれる。また、その他の事業の効果も□□と見込まれるので、●●（目標水準）と設定する。		
15	推奨	修正対象	短期アウトカム & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 短期アウトカム欄	「短期アウトカム」の目標達成時期の設定理由について、適切な理由を記入することが望ましい。	「短期アウトカム」は、「アクティビティ」及び「アウトプット」から直結するものであり、目標年度は原則として、令和6年度にするため、目標年度を令和7年度以降に設定する場合、目標の達成時期の設定理由について適切な理由を記入することが望ましい。適切な理由が記入できない場合には、当該指標を変更することが望ましい。 適切な理由例： ・「短期アウトカム」に対して、事業開始直後に効果が発現せず、〇年後から効果が発現することが見込まれるため。	修正事例	
16	必須	修正対象	長期アウトカム & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 長期アウトカム欄	「長期アウトカム」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、「長期アウトカム」には、「アウトプットにより国民生活及び社会経済に及ぼす影響のうち期待する成果」の中でも比較的長期的に期待される成果であり、「課題が実現された状態（あるべき姿）」を示す項目を記入する必要がある。また、「長期アウトカム」は可能な限り定量的な指標を設定することが求められる。	修正事例	
17	推奨	修正対象	長期アウトカム & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 長期アウトカム欄	「長期アウトカム」の目標値（水準）の設定理由について、適切な理由を記入することが望ましい。	「長期アウトカム」の目標値（水準）の設定理由として、適切な理由を設定することが望ましい。適切な理由が設定できない場合には、当該指標を変更又は削除することが望ましい。 適切な理由例： 現在の指標の水準が〇〇（数値）であり、××（アクティビティ）により、△△%の向上が見込まれる。また、その他の事業の効果も□□と見込まれるので、●●（目標水準）と設定する。		
18	推奨	修正対象	長期アウトカム & 【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】 長期アウトカム欄	「長期アウトカム」の目標達成時期の設定理由について、適切な理由を記入することが望ましい。	目標の達成時期の設定理由について適切な理由を記入することが望ましい。適切な理由が記入できない場合には、当該指標を変更することが望ましい。 適切な理由例： ・「長期アウトカム」に対して、事業実施が直接的に効果を与え、〇年以内に効果が発現し、その後効果の持続が見込まれるため。 ・「長期アウトカム」に対して「短期アウトカム」（〇〇）を通じて影響を与えるため、事業開始直後に効果が発現せず、効果の発現に〇年程度要することが見込まれるため。		
19	必須	修正対象	インパクト	「インパクト」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、「行政事業レビューシート」の「政策評価、新経済・財政再生計画との関係」欄のうち、「政策評価」の「施策」欄を参考に記入する必要がある。その際には、当該事業が寄与すると考えられる政策レベルの最終目標を記載する必要がある。		

ロジックモデルp.2 ロジックの確認①②/効果検証方法							
	対応 必須/ 推奨	点検結果	対象項目	チェック項目/コメント	修正の方法・ヒント	修正イメージ (リンク)	その他（個別コメント）
20	必須	修正対象	ロジックの確認① (論理展開の妥当性)	「ロジックの確認①」のチェック（確認）が行われていない。	ロジックの論理的展開が妥当か確認を行う必要がある。確認する中で、必要に応じてロジックモデルの修正が求められる。ロジックモデルの修正を行った場合には、再度すべてのチェック項目について確認を行う必要がある。		
21	必須	修正対象	ロジックの確認① (論理展開の妥当性)	「短期アウトカム」と「長期アウトカム」間の論理的整合性が成立していない。	「短期アウトカム」と「長期アウトカム」間の論理的整合性が成立していない可能性がある。ロジックモデルの当該箇所を再度確認し、修正する必要がある。	修正事例	
22	必須	修正対象	ロジックの確認① (論理展開の妥当性)	「アウトプット」と「短期アウトカム」間の論理的整合性が成立していない。	「アウトプット」と「短期アウトカム」間の論理的整合性が成立していない可能性がある。ロジックモデルの当該箇所を再度確認し、修正する必要がある。	修正事例	
23	必須	修正対象	ロジックの確認① (論理展開の妥当性)	「長期アウトカム」から遡って考えたときに、「アクティビティ」がアウトカムの改善に寄与するものとなっていない。	「長期アウトカム」から遡って考えたときに、「アクティビティ」がアウトカムの改善に寄与するものとなっていない可能性がある。ロジックモデルの当該箇所を再度確認し、修正する必要がある。	修正事例	
24	必須	修正対象	ロジックの確認②（課題解決の手段としての当該事業の妥当性）	「ロジックの確認②」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、課題解決の手段としての当該事業の因果関係を示唆するエビデンスの概要とその説明を記載する必要がある。 その際には、①・②の双方に触れながら、論理的に説明する必要がある。 ①当該事業が課題解決の手段として効果があることを示唆するエビデンス（学術研究、既存の類似事業の実績・効果、モデル事業の実施結果など） ②当該事業を行ううえで、その内容（開催場所、調査・開催件数、アプローチ対象等）が他の事業候補と比べて妥当であることを示すエビデンス また、因果関係を示唆するエビデンスが見当たらないときには、データやファクトによるエビデンスを記入する必要がある。	修正事例	
25	推奨	修正対象	ロジックの確認②（課題解決の手段としての当該事業の妥当性）	因果関係を特定することを目的として統計的な分析を行っているエビデンスが存在するかを確認することが望ましい。	それぞれのエビデンスについて確認し、因果関係を特定するような統計的な分析（例：ランダム化比較実験など）の存在の有無を確認し、記入することが望ましい。	修正事例	
26	必須	修正対象	効果検証方法	「P:事業の対象」が適切に記入されていない。	「P:事業の対象」には、アウトカムに応じて各アクティビティの最終的な対象者を記入する必要がある。	修正事例	
27	必須	修正対象	効果検証方法	「I:事業内容」が適切に記入されていない。	「I:事業内容」には、ロジックモデルの各アクティビティに対応するものを記入する必要がある。	修正事例	
28	必須	修正対象	効果検証方法	「C:比較対象」が適切に設定されていない。	「C:比較対象」には「事業の対象」と同じ階層のものを記入する必要がある。 例1) 【事業の対象：事業を実施している市町村の労働者】の場合は【比較対象:事業を実施していない市町村の労働者】などと設定する。 例2) 例1のような設定が難しい場合、次善策として「事業対象者の事業実施前」を「比較対象」として設定してもよい。 例3) 例1のような設定が難しい場合、次善策として「全国平均との比較」なども「比較対象」として設定してもよい。	修正事例	
29	必須	修正対象	効果検証方法	「O:アウトカム」が適切に設定されていない。	「O:アウトカム」にはロジックモデルで設定した「短期アウトカム」、「長期アウトカム」を選択し記入する必要がある。	修正事例	
30	推奨	修正対象	効果検証方法	効果検証の分析手法等を具体的に記入することが望ましい。効果検証が困難な場合は代替手段や阻害要因を解決するための手段を記入することが望ましい。	効果検証方法を、効果検証の対象となるアウトカムの指標、考えられる検証の方法（調査の方法、分析の方法）、実現可能性等が明確になるように、具体的に記入することが望ましい。 上記に伴い、アウトカムの指標等に変更が生じた場合には、「各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由」の対応箇所を変更することが望ましい。	修正事例	

ロジックモデル記入要領

令和 5 年 5 月 22 日

政策統括官(総合政策担当)付

政策立案・評価担当参事官室

本記入要領は、令和 5 年度に E B P M 実践対象となる事業に係るロジックモデルの作成のため、様式記入の留意事項等を示したものです。ロジックモデル作成後に P10「(別紙) ロジックモデルのチェックシート」を用いて自己点検を行った上で、政策立案・評価担当参事官室へ提出してください。

なお、令和 5 年度を通じた E B P M 実践の全体的なスケジュールは P9「(参考) 令和 5 年度を通じた作業スケジュール」(以下「作業スケジュール」という。)を参照してください。

I ロジックモデルの作成趣旨

- ロジックモデルを作成する趣旨は、以下のとおりです。
 - ① 現状を把握・分析し、その結果から解決すべき課題を特定し、課題解決のためにどのような手段を講じるのかを検討するプロセスをロジックモデルによって図示することで、改めて論理展開等を確認し、政策立案の精度向上を図ること
 - ② 事前の目標設定、事後の効果検証方法をあらかじめ明らかにしておくことで政策改善の精度向上を図ること
- 予算要求過程における説明資料や行政事業レビューの補足資料及び課内・部局内・省内での説明資料として積極的にご活用いただくほか、審議会、各種ステークホルダー、財政当局など、政策立案等プロセスにおける様々な外部関係者に対するコミュニケーションツールとしてもご活用ください。

II 各項目の記入事項（別添 1 ロジックモデル様式の 1 シート目及び 3 シート目）

ロジックモデルの様式の各項目について、以下にしがたい記入してください。

※ 重点フォローアップ事業に選定された場合、ロジックモデルの 1 シート目を厚生労働省ホームページ等で公表します。(作業スケジュール参照)

1 事業名

- EBPM の実践対象となる事業名を記入します。事業名は行政事業レビューシート（以下「レビュー

ーシート」という。)と同一の事業名を記入してください。

2 レビュー番号

- EBPM の実践対象となる事業のレビュー番号を記載します。なお、9月上旬のレビューシートの公表時における番号と揃えるため、一次提出（6月14日）では記入せず、二次提出（8月下旬予定）の際に記入してください。

3 担当部局・課室

- 事業の担当部局・課室名を記入してください。

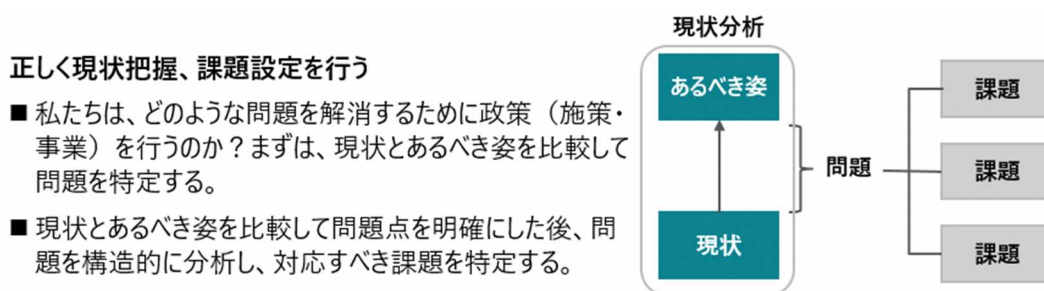
4 現状分析

- 当該事業が必要となる背景事情を説明するため、現状についてエビデンス（統計等データや研究成果。以下同じ。）を用いて可能な限り定量的に分析した結果を記入してください。
- 現状分析の記入内容については、課題を説明するために十分なエビデンスとしてください。
- 法令等に基づき実施する事業であっても、当該法令等の規定内容を記入するだけでは十分ではなく、可能な限り定量的な現状分析を示してください。
- エビデンスの名称（調査年次含む）・出典も記入してください。
- 本欄は、レビューシートの「現状・課題」欄を参考に記入してください。

5 課題

- 現状分析を基に、事業の前提となる課題（解決したい課題・社会問題）を設定根拠とともに記入してください。その際、具体的なエビデンスを併せて示してください。課題が複数考えられる場合は、課題ごとに箇条書きで記入してください。
- 課題設定の際には現状とあるべき姿とを比較し、あるべき姿を実現するため、何を解決しなければならぬのかを考えることがポイントです。課題が解決された状態が「11. 長期アウトカム」となるため、課題と長期アウトカムは原則として対応します。
- エビデンスの名称（調査年次含む）・出典も記入してください。
- 本欄は、レビューシートの「現状・課題」欄を参考に記入してください。

図1 現状分析と課題の関係性



6 事業概要

- 「☐新規 ☐既存 ☐モデル ☐大幅見直し」の該当する区分にチェック（✓）（複数✓可）をしてください。
- 本欄は、レビューシートの「事業概要」欄に該当します。
- 実施内容は概要のみ簡潔に記入し、個別事業は「8 アクティビティ」に記入してください。
また、大幅見直し事業の場合、見直し内容が分かるように記入してください。
- 事業概要を示す既存資料があれば別紙として添付してください。

7 インプット

- インプットとは事業を行う際に投入する資源のことです。ここでは、令和6年度概算要求額を記入してください（単位：百万円）。なお、既存事業の場合には、令和5年度予算額と執行額（又は執行見込額）も記入してください。
- 本欄は、レビューシートの「予算額・執行額」の該当年度欄に該当します。

8 アクティビティ

- アクティビティとは事業の実施内容のことです。「6 事業概要」に記載した内容を踏まえ、事業実施内容を項目別に記入してください。

9 アウトプット

- アウトプットとはアクティビティの結果として生み出される事業活動の直接的な実績のことです。アクティビティごとの実績を示す指標と令和6年度の目標値を記入してください。
（例：アクティビティが「セミナーの開催」の場合、アウトプットは「セミナーの開催回数 令和6年度：100回」となる）
- 本欄は、レビューシートの「活動目標及び活動実績（アウトプット）」の「活動目標」「活動指標」欄に該当します。
- ロジックモデルの3シート目の【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】にアウトプットとして設定した各指標の目標値（水準）の設定理由、目標達成時期の設定理由、設定した指標を算出する調査名等を記入してください。
※目標達成時期の設定理由については、目標年度を令和7年度以降に設定する場合のみ、記入してください。（目標年度が令和6年度の場合は、記入不要です。）

10 短期アウトカム

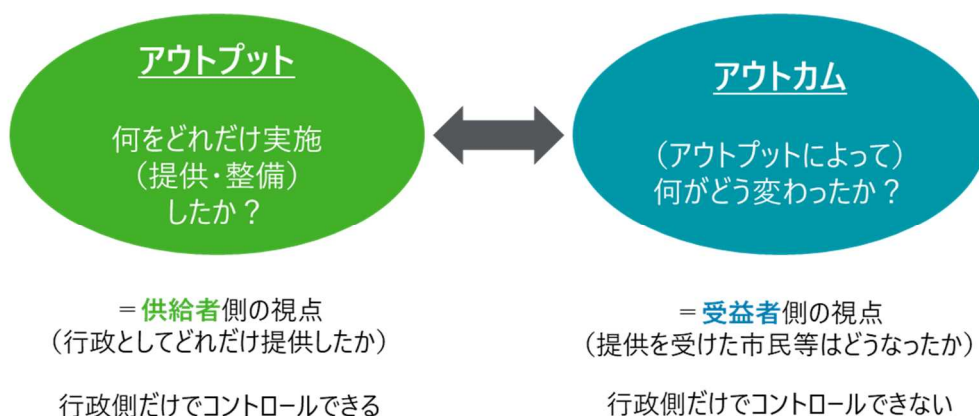
- アウトカムとはアウトプットにより国民生活及び社会経済に及ぼす影響のうち期待する成果のことです。

- 短期アウトカムとは、上記のうち短期的な成果のことです。アウトプットの直接的な成果と令和 6 年度の目標値を記入してください。その際、事業実施により直接的に短期アウトカムを把握できる場合を除き、必要に応じてあらかじめ成果を把握するための取組（調査報告、アンケートやヒアリングの実施など）を事業内容に組み込んでおくことを検討してください。
 - 事業実施後にはアウトカムの状況について検証し、政策改善につなげます。このため、可能な限り定量的な指標を設定し、達成度合いを明確かつ具体的に示すことができるようにしてください。
 - 本欄は、レビューシートの「成果目標及び成果実績（短期アウトカム）」欄を参考に記入してください。
 - ロジックモデルの 3 シート目の【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】に短期アウトカムとして設定した各指標の目標値（水準）の設定理由、目標達成時期の設定理由、設定した指標を算出する調査名等を記入してください。
- ※目標達成時期の設定理由については、目標年度を令和 7 年度以降に設定する場合のみ、記入してください。（目標年度が令和 6 年度の場合は、記入不要です。）

11 長期アウトカム

- 長期アウトカムとはアウトカムのうち長期的な成果のことです。課題設定の際に検討したあるべき姿、課題が実現された状態を示す項目と目標値（達成時期を含む）をレビューシートの「成果目標及び成果実績（長期アウトカム）」を参考に記入してください。なお、長期アウトカムで達成する内容が「5. 課題」が解決された状態を示すため、課題と長期アウトカムは原則として対応します。
- また、効率的な効果検証のため、目標値は既存計画の KPI や目標値を参考にするとともに、目標値の達成時期は当該事業に関連する施策の見直し時期等を踏まえて設定してください。
- 事業実施後にはアウトカムの状況について検証し、政策改善につなげます。このため、可能な限り定量的な指標を設定し、達成度合いを明確かつ具体的に示すことができるようにしてください。
- 本欄は、レビューシートの「成果目標及び成果実績（長期アウトカム）」欄を参考に記入してください。
- ロジックモデルの 3 シート目の【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】に長期アウトカムとして設定した各指標の目標値（水準）の設定理由、目標達成時期の設定理由、設定した指標を算出する調査名等を記入してください。

図2 アウトプットとアウトカムの関係性



12 長期アウトカムに関連する事業

- 長期アウトカムに寄与すると考えられる関連事業がある場合、その名称を記入してください。
存在しない場合は、枠ごと削除してください。

13 インパクト

- インパクトとは当該事業が寄与すると考えられる政策レベルの最終的な目標のことです。レビューシート「施策」欄（政策評価の施策目標）を参考に記入してください。

Ⅲ ロジックモデルの確認と効果検証方法の設定（別添1 ロジックモデル様式の2シート目及び3シート目）

1 ロジックの確認①（論理展開の妥当性）

- インプット⇒アクティビティ⇒アウトプット⇒短期アウトカム⇒長期アウトカム⇒インパクトの因果関係を確認するために、ロジックモデルの2シート目の確認項目に従ってチェック（✓）してください。これにより、論理展開に問題がないかを確認します。なお、確認の際は以下の①～⑥も参考として、ロジックモデルの3シート目の【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】と合わせて確認してください。

【ロジックモデルの流れ（因果関係）に関する説明】

- ① 作成したロジックモデルのうち、短期アウトカムごとに、インプットから短期アウトカムまで（特にアウトプットと短期アウトカム）の因果関係を確認してください。
- ② 短期アウトカムが複数のアウトプットに基づく場合には、アウトプットと短期アウトカムの因果関係を1対1で記入せず、複数のアウトプットをまとめて短期アウトカムとの因果関係を記入しても構いません。

- ③ 短期アウトカムと長期アウトカムの因果関係を確認してください。個々の短期アウトカムと個々の長期アウトカムを紐付けて説明できる場合は、可能な限り、どの短期アウトカムがどの長期アウトカムと因果関係を持つのかを明らかにしてください。この際、②同様、両者の関係は必ずしも1対1で記入せず、複数の短期アウトカムをまとめて1つの長期アウトカムとの因果関係を記入しても構いません。

【各指標の妥当性に関する説明】

- ④ 短期アウトカム、長期アウトカムとして設定した指標の算出方法を確認してください。既存調査の結果から指標を算出する場合はロジックモデルの3シート目の【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】に調査名（例：厚生労働省「人口動態調査」）を記入しているか、新規調査や新たな制度などによる報告結果から指標を算出する場合は、その種類（区分）（例：「新規調査」、「新制度による報告」等）を記入しているか確認してください。

※ 上記の因果関係を精査する中で論理展開に問題がある場合には、事業内容や設定したアウトプットやアウトカムの指標を見直してください。

- ⑤ アウトプットの目標水準の設定理由の妥当性、短期アウトカムと長期アウトカムの選定理由及び目標水準の設定理由の妥当性をロジックモデルの3シート目の【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】に記入しているか確認してください。なお、長期アウトカムの設定に際して参考にした既存の計画等が存在する場合は、当該計画名等を併せて記入しているか確認してください。
- ⑥ インパクトを達成するために長期アウトカムの水準が妥当か、長期アウトカムを達成するために短期アウトカムの水準が妥当か、短期アウトカムを達成するためにアウトプットの水準が妥当かを確認するため、以下について、ロジックモデルの3シート目の【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】に簡潔に記入しているか確認してください。

- ・ アウトプットが目標水準に達すれば短期アウトカムが達成され则认为する理由（原則としてエビデンスを含む）
- ・ 短期アウトカムが目標水準に達すれば長期アウトカムが達成され则认为する理由（原則としてエビデンスを含む）
- ・ 長期アウトカムが目標水準に達すればインパクトが達成され则认为する理由（原則としてエビデンスを含む）

なお、目標値（水準）を実績値から算出する場合は、算出方法が記載されているかも併せて確認してください。

《論理展開の妥当性の確認のためのチェック項目》

✓	確認項目	留意点
☐	短期アウトカムが改善すれば、長期アウトカムが改善すると考えられるか（課題解決に必要な要素が網羅されているか）。	改善すると考えられない場合は、長期アウトカムから遡って考えた因果関係に基づき、短期アウトカムを必要に応じて修正した上で、再度確認してください。
☐	アウトプットが改善すれば、短期アウトカムが改善すると考えられるか（課題解決に必要な要素が網羅されているか）。	改善すると考えられない場合は、短期アウトカムから遡って考えた因果関係に基づき、アウトプットを必要に応じて修正した上で、再度確認してください。
☐	長期アウトカムから遡って考えたときに、アクティビティがアウトカムの改善に寄与するものになっているか（ボトルネックを解決する事業になっているか）。	寄与するものになっていない場合は、長期アウトカムから遡って考えた因果関係に基づき、アクティビティを必要に応じて修正した上で、再度確認してください。
☐	関連事業も含めて考えたときに、課題解決に寄与する事業となっているか。	他事業も含めて、課題解決に寄与する事業となっているかを確認してください。

2 ロジックの確認②（課題解決の手段としての当該事業の妥当性）

- 課題を解決し、あるべき姿（長期アウトカムに対応）の実現を図るための具体的な手段としての、事業内容（アクティビティ）の妥当性を記入してください。
- 具体的には、事業の対象者、対象地域、実施方法（委託 or 直接）等の観点から確認し、その手段を選択した理由についてエビデンスを活用しながら記入してください。

＜エビデンスの例＞

- ・ 他分野における既存の類似事業の実績・効果
- ・ 前身となる事業が存在する場合は、その実績・効果
- ・ 継続中のモデル事業の場合には、前年度までの実績・効果
- ・ 他国で実施している事業の場合は、その実績・効果（研究成果を含む）

3 効果検証方法

- 効果検証方法を事前に明らかにする趣旨は、事前の目標設定、事後の効果検証方法をあらかじめ明らかにしておくことで政策改善の精度向上を図ることです。事前に効果検証方法を考えることを通じて、効果の把握方法（データ収集や比較対象の設定等）をあらかじめ事業の実施内容としてビルトイン（リサーチデザイン）するなど、必要な準備を政策立案とセットで行ってください。

- その上で具体的な効果検証方法を記入してください。効果検証方法を検討するに当たっては、P I C Oと呼ばれる枠組みを踏まえて以下の項目を整理することが有効です。

① P：誰に対する事業か（Population）

- ・ 事業の対象者を記入してください。

② I：どういった事業か（Intervention）

- ・ どういった事業を実施するか記入してください。これはロジックモデルのアクティビティに対応します。

③ C：誰と比較して効果を明らかにするか（Comparison）

- ・ 効果検証の肝は、適切な比較対象を設定することにあります。この項目は効果検証で最も重要な要素の一つです。
- ・ 例えば、モデル事業の場合は、事業を実施する地域と実施しない地域が発生します。その点に着目して、事業実施がアウトカムに与える効果を検証します。

④ O：アウトカムは何か（Outcome）

- ・ 効果検証で着目するアウトカムを記入してください。これはロジックモデルの短期・長期アウトカムに対応します。
- ・ 効果検証を行うには定量的で測定可能な指標が必要です。

- 上記に加えて、効果検証に用いるデータや分析手法が明らかな場合は、それを記入してください。

- また、国又は自治体等の行政機関による実施の場合でも、事業内容を検討する前段階から、効果検証方法も併せて検討し、具体的な検証方法は審議会等での議論を踏まえて記入することも可能です。その場合は、「具体的な効果検証方法については、〇〇審議会での議論を踏まえ検討し、〇〇目途に結論を得る見込み」というような記入をしてください。

- 現段階ではどのようにしても効果検証が難しい場合は、なぜ効果検証ができないのかを明らかにし、その阻害要因を解決するためにはどのようなことを行えばよいかを記入してください。

- なお、既存の審議会等において当該事業の効果検証を行うことが予定されている場合は、審議会等の名称と効果検証時期を記入してください。

4 EBPM取組体制

- EBPMの実践に当たっての取組体制に関し、担当者の役職、氏名及び内線を記入してください。

取組体制には、責任の所在を明確にするために、課室長クラスの方も含みます。

なお、本欄に記載した方は別途案内するEBPM実践担当者研修(必須研修)の受講対象者となります。

(参考) 令和 5 年度を通じた作業スケジュール

時期	実践内容・提出先
令和5年 5月22日	・ 政策立案・評価担当参事官室（以下「政評室」という。）は各部局へ E B P M の実践を依頼（事務連絡）
5月下旬～6月上旬	・ 実践担当者（ロジックモデルの E B P M 取組体制に記載した者全員）は「E B P M 実践担当者研修」（必須研修）を受講
6月14日	・ 各部局はロジックモデルを作成し、政評室に提出【一次提出】
6月中旬～下旬	・ 政評室はロジックモデルを確認し、各部局に修正案を提示し調整
7月上旬～下旬	・ 各部局はロジックモデルを会計課説明に活用
8月下旬	・ 各部局は政評室との調整を踏まえ修正したロジックモデルを会計課及び政評室に提出【二次提出】 ・ その後の財務省主計局への説明においてもロジックモデルを積極的に活用
9月中旬～12月中	・ 政評室は外部有識者の知見を活用して、重点フォローアップ事業(約10事業)を選定し、各部局へのヒアリング、ロジックモデルの精度向上のための継続的なフォローアップを実施
12月下旬	・ 各部局は最終的なロジックモデル等を政評室に提出【三次提出】
令和6年 1月	・ <u>重点フォローアップ事業のロジックモデル（最終版）を厚労省 H P で公表</u>
2月上旬～3月中旬	・ 政評室は外部有識者の知見を活用して、重点フォローアップ事業の中から、効果検証手法の精度向上を目指す効果検証対象事業（1～3事業）を選定 ・ 効果検証対象事業について、関係部局に効果検証に向けた提案（リサーチデザイン）を実施

(別紙) ロジックモデルのチェックシート

現状分析	☐	「①エビデンス（データ・ファクトを含む。）を用いて、②可能な限り定量的に、③分析した」現状の記入となっているか。
	☐	エビデンス（データ・ファクトを含む。）を記入したうえで、定量的な説明（高い・低い・上昇・低下など）を記入しているか。
	☐	記入されているエビデンス（データ・ファクトを含む。）が「現状分析」の根拠として成立しているか。
	☐	エビデンス（データ・ファクトを含む。）に用いた調査名・行政記録情報等を記入しているか。
課題	☐	「①エビデンス（データ・ファクトを含む。）を用いて、②現状とあるべき姿を比較しながら、③現在の課題を解決すべきことを示している」記入となっているか。
	☐	エビデンス（データ・ファクトを含む。）を記入したうえで、定量的な説明（高い・低い・上昇・低下など）を記入しているか。
	☐	記入されているエビデンス（データ・ファクトを含む。）が「課題」の根拠として成立しているか。
	☐	「課題」の記入内容が「長期アウトカム」に対応しているか。
	☐	エビデンス（データ・ファクトを含む。）に用いた調査名・行政記録情報等を記入しているか。
事業概要	☐	事業概要上部の該当する項目のチェック欄にチェックしているか。
	☐	事業の内容が簡潔に記載されているか（個別事業はアクティビティ欄に／大幅見直しの場合、見直しの内容が分かるか）。
インプット	☐	概算要求額を百万円単位で記入しているか。
	☐	既存事業の場合、前年度の予算額と執行額（又は執行見込額）も記入しているか。
アクティビティ	☐	事業の実施内容を記入しているか。
	☐	事業の中で行う取組をより細分化・具体化して記入しているか。
アウトプット	☐	「アクティビティの結果として生み出される事業活動の直接的な実績」を示す指標と目標値を記入しているか。
	☐	定量的な指標を設定できている場合、指標の算出に用いる調査名・行政記録情報等を記入しているか。
	☐	「アウトプット」の目標値（水準）の設定理由について、適切な理由を記入しているか。

	☐	「アウトプット」の目標達成時期の設定理由について、適切な理由を記入しているか。
短期アウトカム	☐	「アウトプットにより国民生活及び社会経済に及ぼす影響のうち期待する成果」の中でも比較的短期・初期に期待される成果を記入しているか。
	☐	可能な限り定量的な指標を設定しているか。
	☐	定量的な指標を設定できている場合、指標の算出に用いる調査名・行政記録情報等を記入しているか。
	☐	「短期アウトカム」の目標値（水準）の設定理由について、適切な理由を記入しているか。
	☐	「短期アウトカム」の目標達成時期の設定理由について、適切な理由を記入しているか。
長期アウトカム	☐	「アウトプットにより国民生活及び社会経済に及ぼす影響のうち期待する成果」の中でも比較的長期に期待される成果であり、「課題が実現された状態（あるべき姿）」を示す項目を記入しているか。
	☐	可能な限り定量的な指標を設定しているか。
	☐	定量的な指標を設定できている場合、指標の算出に用いる調査名・行政記録情報等を記入しているか。
	☐	「長期アウトカム」の目標値（水準）の設定理由について、適切な理由を記入しているか。
	☐	「長期アウトカム」の目標達成時期の設定理由について、適切な理由を記入しているか。
インパクト	☐	当該事業が寄与すると考えられる政策レベルの最終目標を記入しているか。
	☐	「行政事業レビューシート」の「施策」欄を参考に記入しているか。

※太枠で囲った項目は、ロジックモデルの3シート目【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】に関するチェック内容となります。

事業名	行政事業レビューシートの「事業名」と統一	レビュー番号	第二次提出時記入	担当部局・課室	課室名まで記入
-----	----------------------	--------	----------	---------	---------

現状分析

事業実施の前提となる**現状（背景事情）をエビデンス（統計等データや研究成果）により示す。**

- 現状分析結果の要旨やエビデンスの名称・出典を記入すること。
- 法令等に基づき事業を実施する場合であっても、当該法令等の規定内容を記入するだけではなく、可能な限り定量的な現状分析を示すこと。

※行政事業レビューシートの「**現状・課題**」を参考に記入

【インプット】

課題

現状分析を踏まえ、**解決すべき課題と設定根拠をエビデンス（統計等データや研究成果）とともに示す。**

- 課題の要旨やエビデンスの名称・出典を記入すること。
- 課題が解決された状態を測るものが長期アウトカムであるため、課題と長期アウトカムは原則として対応する。

※行政事業レビューシートの「**現状・課題**」を参考に記入

【アウトプット】

事業概要

【☐新規 ☐既存 ☐モデル ☐大幅見直し】

- 上記、事業区分に✓を入れること（複数✓可）
- 事業について概要のみ記入し、個別事業はアクティビティに記入すること。
- 大幅見直し事業の場合、見直し内容が分かるように記入すること。

※行政事業レビューシートの「**事業概要**」に該当

【長期アウトカム】

令和6年度概算要求額を記入
(単位：百万円)

新規事業は要求額を記入

既存事業は要求額とともに令和5年度予算額と執行額（又は執行見込額）を記入

※行政事業レビューシートの「**予算額・執行額**」の該当年度に該当

※事業概要と対応する事業の実施内容を記入
アクティビティが複数ある場合は、アクティビティごとに分けて記入

①〇〇に関し、アウトリーチでの相談実施

②就労支援計画の策定

③ハローワークでの求人開拓

原則令和6年度の目標値を記入
※行政事業レビューシートの「**活動目標及び活動実績（アウトプット）**」に該当どのアクティビティのアウトプットであるかが分かるように記入

① アウトリーチ件数
令和6年度：〇〇件

② 相談件数
令和6年度：〇〇件

③ 就労支援計画の策定件数
令和6年度：〇〇件

⑤ 求人開拓企図数
令和6年度：〇〇件

⑥ 求人開拓数
令和6年度：〇〇件

短期的な成果を記入。アウトプットの直接的な成果と令和6年度の目標値を記入
※行政事業レビューシートの「**成果目標及び成果実績（短期アウトカム）**」を参考に記入

① 相談利用者の就労意欲の増加
令和6年度：××

② 就職先に関する希望の明確化
令和6年度：××

③ 就労支援計画に基づく就労支援者の増加
令和6年度：××

④ 就労支援計画を伴った求人への申込増加
令和6年度：××

⑤ 求職者が希望する就職先の拡大
令和6年度：××%（前年度比）

⑥ 求人側と求職側のミスマッチの解消
令和6年度：××

アウトカムのうち長期的な成果を記入。
※行政事業レビューシートの「**成果目標及び成果実績（長期アウトカム）**」を参考に記入。

① 相談利用者の就職率の上昇
令和〇年度：××%上昇（前年度比）

② 就労支援者及びハローワーク利用者の就職率の上昇
令和〇年度：××%上昇（前年度比）

③ 就労支援者及びハローワーク利用者の就職後の離職率の低下
令和〇年度：××%低下（前年度比）

【長期アウトカムに関連する事業】
長期アウトカムに寄与する関連事業がある場合に記入する
関連事業がない場合は枠ごと削除

事業の最終的な目標（現状・課題の解決に繋がる目指すべき社会的影響）

※行政事業レビューシートの「**施策**」欄を参考に記入。

ロジックの確認 ①

【論理展開の妥当性の確認】

インプット⇒アクティビティ⇒アウトプット⇒短期アウトカム⇒長期アウトカム⇒インパクトの論理展開が妥当か以下の確認項目に従ってチェックすること。

✓	確認項目	留意点
☑	短期アウトカムが改善すれば、長期アウトカムが改善すると考えられるか（課題解決に必要な要素が網羅されているか）。	改善すると考えられない場合は、長期アウトカムから遡って考えた因果関係に基づき、短期アウトカムを必要に応じて修正した上で、再度確認してください。
☑	アウトプットが改善すれば、短期アウトカムが改善すると考えられるか（課題解決に必要な要素が網羅されているか）。	改善すると考えられない場合は、短期アウトカムから遡って考えた因果関係に基づき、アウトプットを必要に応じて修正した上で、再度確認してください。
☑	長期アウトカムから遡って考えたときに、アクティビティがアウトカムの改善に寄与するものになっているか（ボトルネックを解決する事業になっているか）。	寄与するものになっていない場合は、長期アウトカムから遡って考えた因果関係に基づき、アクティビティを必要に応じて修正した上で、再度確認してください。
☑	関連事業も含めて考えたときに、課題解決に寄与する事業となっているか。	他事業も含めて、課題解決に寄与する事業となっているかを確認してください。

ロジックの確認 ②

【課題解決の手段としての当該事業（アクティビティ）の妥当性】

・アクティビティの内容が妥当かをエビデンスに基づき記入する。

✓ エビデンスとして、他分野の既存の類似事業の実績・効果、モデル事業の実施結果等を記入する。

✓ 例えば、研修の開催の場合、その開催自体のみならず、対象や開催地の選定の妥当性を記入する。

効果検証方法

1 効果検証に当たっての項目整理

P：事業の対象	I：事業内容	C：比較対象	O：アウトカム
求職者	就労支援計画の策定	本事業の未実施地域における求職者	就職率

1 P I C O の枠組みに沿って、どういったアウトカムについて、どのような比較対象を用いて効果検証するかを記入する。

※事業を実施する介入群と、事業を実施しない非介入群（対照群）の設定を含む。

2 効果検証に用いるデータや分析手法が明らかな場合は記入する。

また、上記 1 の効果検証が困難な場合は、代替手段や阻害要因を解決するための手段等を記入する。

2 効果検証の分析手法等

本事業の実施・未実施地域における求職者の就職率について、〇〇調査の結果を使用して、差の差分分析を実施

EBPM取組体制	役職	氏名	内線
（課室長クラスの方も含めること） ※別途案内するEBPM実践担当者研修（必須研修）の受講対象者に該当	課長	厚生 太郎	1111
	課長補佐	労働 花子	1112
	係長	霞ヶ関 一郎	1113
	係員	日比谷 二郎	1114

指標名		目標値（水準）の設定理由	目標達成時期の設定理由	設定した指標を算出する調査名等
アウトプット①	〇〇件数	アウトプットの目標水準が短期アウトカムを達成する水準であるとする理由を記入する。 ※目標値を実績値から算出する場合は、算出方法も記入	アウトプットの目標年度は原則として、令和6年度にする。 目標年度を令和7年度以降に設定する場合のみ、本欄を記入する。	【既存調査の結果から指標を算出する場合】 ①調査名 ②調査周期 ③（今後の）直近の調査の結果 確定時期（目途） 【新規調査や新たな制度による報告結果から指標を算出する場合】 ①種類（区分） （例えば、「新規調査」「新制度による報告」等） ②概要 概要が未定の場合は予定時期。 例えば、「令和〇年度に新たに〇〇調査（報告）を実施予定」など）
アウトプット②	〇〇件数			
アウトプット③	〇〇件数			
アウトプット④	〇〇件数			
アウトプット⑤	〇〇件数			
アウトプット⑥	〇〇件数			
短期アウトカム①	〇〇の割合	短期アウトカムの目標水準が長期アウトカムを達成する水準であるとする理由を記載する。 ※目標値を実績値から算出する場合は、算出方法も記入	短期アウトカムは、アクティビティ及びアウトプットから直結するものであるため、目標年度は原則として、令和6年度にする。 目標年度を令和7年度以降に設定する場合のみ、本欄を記入する。	
短期アウトカム②	〇〇			
短期アウトカム③	〇〇の割合			
短期アウトカム④	〇〇			
短期アウトカム⑤	〇〇の割合			
短期アウトカム⑥	〇〇			
長期アウトカム①	〇〇の割合	長期アウトカムの目標水準がインパクトを達成する水準であるとする理由を記入する。 ※目標値を実績値から算出する場合は、算出方法も記入	長期アウトカムは、当該事業に関連する法令、計画等の中間評価年度、最終評価年度、見直し年度等を参考に設定する。	
長期アウトカム②	〇〇			
長期アウトカム③	〇〇			

61

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

検証結果（指摘）	対応
①ロジックモデルについては、初回提出時点における「問題なし」の事業の割合を高めることを目指すのであれば、政策部にEBPMの実践を依頼する際に、事例を参考資料として提供することが望ましい。 ②ロジックモデルを作成するには、アクティビティとアウトプットが1対1で対応していることを明示するため、項番を振るなど、記載方法を工夫することが望ましい。 ③アウトプットとアウトカムの違いは、EBPMの基礎知識として全ての省内職員が理解すべきであることから、EBPM研修やロジックモデルの記入要領の内容を充実するなど、より一層分かりやすくする工夫が必要である。	EBPMの実践依頼の際、ロジックモデルの好事例、事例集などを参考資料として提供した。ロジックモデル記入要領では、アクティビティとアウトプットの関係に関する補足やアウトプットとアウトカムの関係性が分かる図を入れるなどの工夫を行った。また、EBPM研修においては、アウトプットとアウトカムの関係性などについて丁寧に説明をし、受講者の理解の促進を図っていく。
④効果検証については、既存のデータをどの程度使用できるかによって、アウトカムの設定自体が変わると考えられる。また、アウトカムの設定の前提として仮説を立てる際にもどのようなデータが活用できるかが重要である。	ロジックモデルの点検時や政策部局に対するヒアリング時などの機会を捉えて、既存のデータとともに、今後取得可能なデータの状況を的確に把握し、その上で、リサーチデザインの支援をしていく。
⑤リサーチデザインの作成に当たっては、どの程度の厳密な効果検証が必要となるか検討しておくことが必要である。その際、処置群と対照群の設定が重要となるため、リサーチデザイン支援を行う際には留意すべきである。	リサーチデザインの支援に当たっては、事業内容も踏まえながら、どの程度の厳密な効果検証が必要か確認するとともに、可能な範囲で処置群と対照群の設定について提案していく。
⑥効果検証対象事業は、事業実施後に効果検証ができるよう、あらかじめリサーチデザインを作成しておく必要がある。また、実際に効果検証を実施する段階で、ロジックモデルの記載内容どおりに実施できるかどうかについて確認が必要である。その際、データが取得できなかった場合の代替手段も検討が必要である。	効果検証対象事業については、事業実施後に効果検証ができるよう、引き続き、リサーチデザインの作成支援を行う。また、年2回実施しているフォローアップの際に、ロジックモデルの記載内容どおりに効果検証が実施できるか確認していく。その際、分析に必要なデータが取得できなかった場合の代替案を提案するなど、適切なリサーチデザインの支援を行っていく。
⑦効果検証が当初の予定どおりに実施できず、ロジックモデルを修正した場合は、ロジックモデルがどのように修正されたかという記録を残すとともに、効果検証が当初の予定どおりに進まない理由も記録しておくことが望ましい。	効果検証対象事業については、年2回実施しているフォローアップの際に、ロジックモデルの修正の有無を確認するとともに、修正履歴を記録していく。 また、効果検証が当初の予定どおりに進まなかった場合は、その理由を記録するとともに、必要に応じて代替案を提示していく。
⑧過年度の効果検証対象事業については、3年スキームの終了段階でこれまでの取組をどのように総括するか検討することが望ましい。	令和2年度の効果検証対象事業については、令和5年3月末をもって3年スキームが終了することから、アウトカムの達成状況やEBPMの実践を通じたデータの活用状況、効果検証の実施状況などを取りまとめ、3年スキームについて一定の評価を行う。 今後、効果検証対象事業の事例を蓄積し、3年スキームの総括の仕方について、更に検討していく。

(2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

(ア) 事業のスクリーニング基準(選定基準・除外基準)に係る検証

検証結果（指摘）	対応
重点フォローアップ事業の選定基準のうち、データの取得可能性については、既存のデータのみならず、今後、取得できるデータやランダム化比較実験（RCT）のような検証で得られる実験データなど、多義的に使用されるものが含まれることから、用語の使い方に検討の余地がある。	有識者検証会の資料作成に当たっては、特に多義的に用いられる用語を使用する際は、解釈の誤解が生じないよう用語の定義を合わせて記載するなどの工夫をしていく。

(イ) 予算過程での反映方法に係る検証

検証結果（指摘）	対応
予算過程でのロジックモデルの活用については、ロジックモデルを説明する側だけでなく、会計部局など説明を受ける側の方でもロジックモデルに対する理解を深めることが望ましい。	予算過程でのロジックモデルの活用については、ロジックモデルを説明する側・説明を受ける側問わずロジックモデルに対する理解を深めていくため、EBPM研修の積極的な受講を促すとともに、必要に応じて会計課職員向け説明会を開催していく。

(ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

検証結果（指摘）	対応
効果検証の取組の課題のうち、短期アウトカムの分析については、時間的リソースが不足していることが大きな要因と考えられる。このため、3年スキームの中で成果を出すことや、効果検証に割くことができる時間が限られていることなど、時間的リソースの制約をどのように回避するかが重要である。	時間的リソースの不足については当省における慢性的な課題であるため、容易に解消することは困難であるが、効果検証の実施に当たっては、引き続き、民間事業者を活用し、効果検証対象事業の分析支援を行うとともに、リサーチデザインの提案に当たっては、厚生労働科学研究費補助金などの外部リソースの活用なども促していく。

(エ) その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

検証結果（指摘）	対応
①EBPMをより一層推進するに当たっては、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）など様々な行政記録情報を活用していくことが重要である。一方で、事業担当課室においては、活用可能なデータを認知していないケースがあるため、行政記録情報の所在情報について情報共有を進める必要がある。また、行政記録情報を定量的な分析に活用するためには、データ整備にも注力することが望ましい。	省内の統計改革の一環として、行政記録情報の二次利用についても検討を進めていく予定である。厚生労働省の統計等データの所在情報については、一覧にまとめたものを定期的に更新し、HPに公開しており、引き続き、政策部局への周知を行うとともに、EBPMの実践を通じて、行政記録情報のデータ整備や活用など促していく。
②EBPMの取組の中で実施した効果検証のうち、学問的価値がある分析については、論文にして広く公開することなどを通じて、官学のコミュニケーションの新たな方向性を打ち出していくことが望まれる。	EBPMの実践を通じて実施した効果検証については、有識者検証会の資料やEBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームの分析レポートとして厚生労働省HPに公開しているが、学問的価値がある分析などの事例が蓄積された際には、公開方法などについても検討していく。

**令和5年度厚生労働省委託
「EBPM推進に係る調査研究等一式」事業
第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会**

議事次第

日 時	令和5年12月20日（水）10:00～12:00
場 所	WEB 会議形式にて開催
議 事	1 令和5年度のEBPM実践の取組状況の検証 2 過年度選定のEBPM実践事業の取組状況 3 今後の取組に向けた課題 4 その他

配付資料

資料1	令和5年度重点フォローアップ事業への支援・助言等について
資料2	令和5年度効果検証対象事業の選定方法について
資料3	令和3年度、令和4年度選定の効果検証対象事業の取組状況について
資料4	過年度のEBPM実践事業の効果検証について
資料5	今後に向けた課題等について

参考資料

参考1	令和5年度厚生労働省におけるEBPM実践の進捗状況について
参考2	令和5年度EBPMの実践における厚生労働省EBPM推進チーム事務局 コメント様式
参考3	令和5年度第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会議事概要
参考4	令和3年度、令和4年度重点フォローアップ事業のフォローアップ様式

資料 1

令和5年度重点フォローアップ事業への支援・助言等について

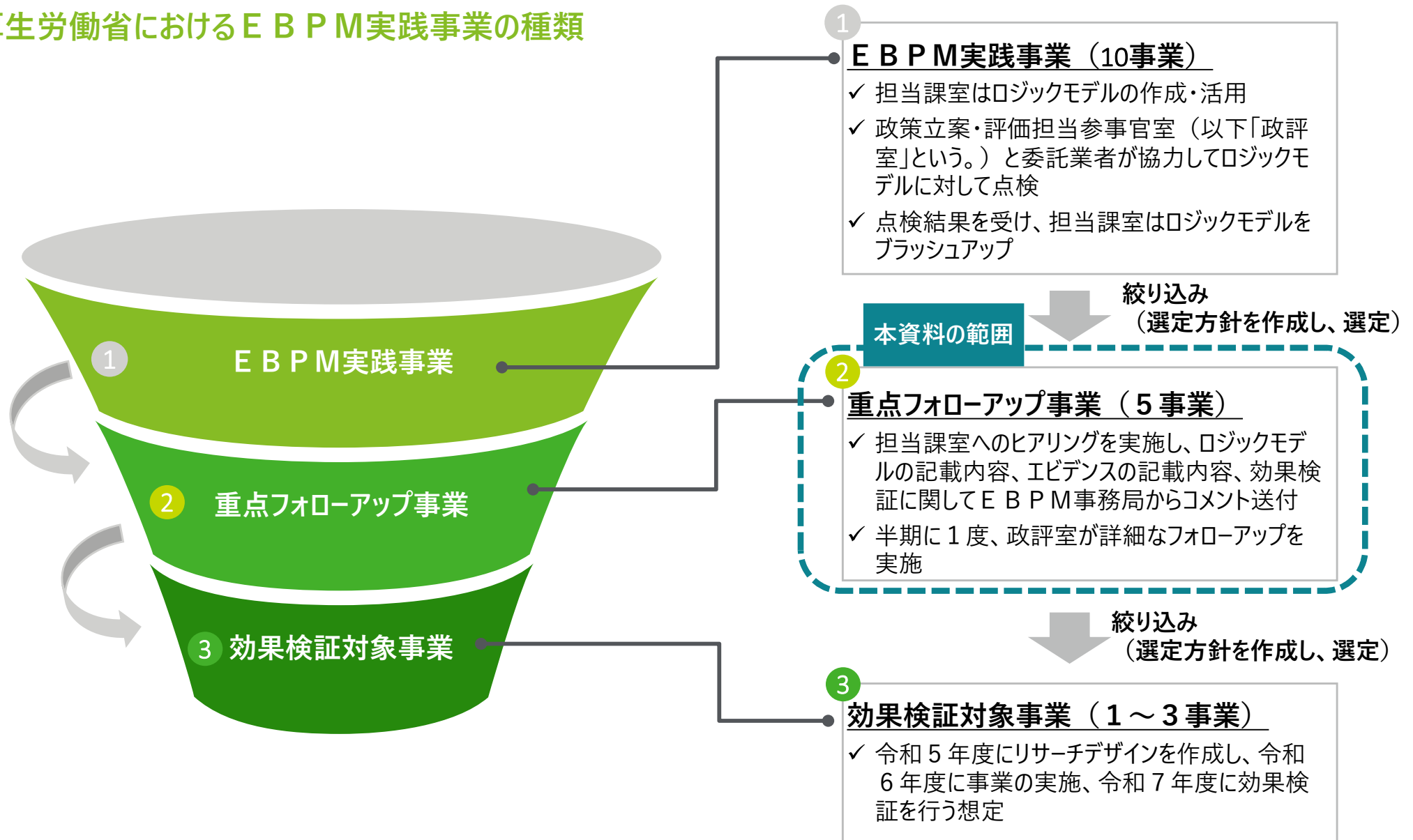
2023年12月20日

目次

1. 厚生労働省におけるE B P M実践事業の種類	p.3
2. 令和5年度重点フォローアップ事業への支援・助言等の流れ	p.4
3. 令和5年度重点フォローアップ事業の一覧	p.5
4. 重点フォローアップ事業に対する事務局コメントの項目概要	p.6
5. 重点フォローアップ事業に対する事務局コメント作成 の中で得られた主な気づき	p.7

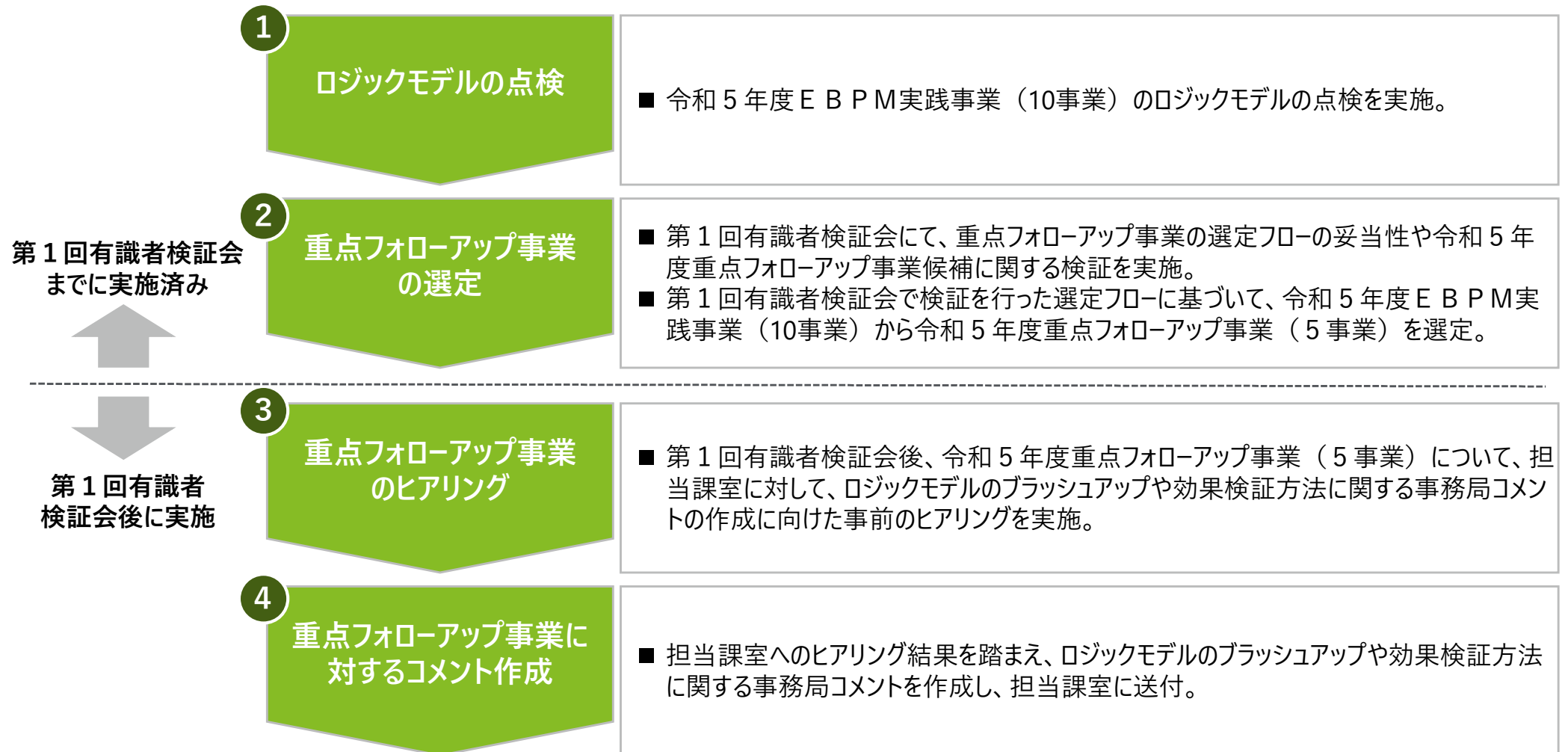
厚生労働省におけるE B P M実践事業のうち、重点フォローアップ事業について支援・助言等を行った

厚生労働省におけるE B P M実践事業の種類



重点フォローアップ事業は、第1回有識者検証会後に担当課室へのヒアリングを行い、ロジックモデルのブラッシュアップや効果検証方法に関する事務局コメントを作成した

令和5年度重点フォローアップ事業への支援・助言等の流れ



第1回有識者検証会の検証結果を踏まえ、5事業の重点フォローアップ事業が選定された

令和5年度重点フォローアップ事業の一覧

部局	担当課室	事業名
医政局	地域医療計画課	重症患者診療体制整備事業
労働基準局	監督課	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組
職業安定局	労働移動支援室	副業・兼業に関する情報提供モデル事業
雇用環境・均等局	勤労者生活課労働者協同組合業務室	労働者協同組合法の円滑な施行
老健局	認知症施策・地域介護推進課	地域包括支援センター等におけるＩＣＴ等導入支援事業

事務局コメントでは、5つの項目でロジックモデルのブラッシュアップや効果検証方法に対するコメント・提案を行った

重点フォローアップ事業に対する事務局コメントの項目概要

#	項目	対応箇所	内容
1	現状分析・課題・事業概要の記載	■ 現状分析・課題・事業概要のパート（ロジックモデル1枚目上部）と対応	■ 事業内容とロジックモデル様式への記載内容の整合性を重視してコメント
2	ロジックモデルの記載	■ ロジックモデルの本体のパート（インプット・アクティビティ・アウトプット・短期アウトカム・長期アウトカム・インパクト）（一枚目下部）及びロジックモデル2枚目「ロジックの確認①」と対応	■ 事業内容とロジックモデル様式への記載内容の整合性を重視してコメント ■ 必要に応じてアウトカムの再設定を提案
3	アクティビティの妥当性	■ ロジックモデル2枚目「ロジックの確認②」と対応	■ アクティビティの妥当性を補強するエビデンスの追加についてコメント
4	アクティビティ、アウトプット、アウトカムのデータ取得方法	■ ロジックモデル3枚目【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】の「設定した指標を算出する調査名等」と一部対応 ■ 本項目について、ロジックモデルの様式には詳細を記入する欄はないが、将来の効果検証方法を考える上で提案が必要な事項と考え、コメントを作成	■ アクティビティ、アウトプット、アウトカムのデータの取得方法について、事業設計時に必要な工夫にも言及しつつコメント・提案
5	効果検証方法	■ ロジックモデル2枚目「効果検証方法」と対応	■ 検証仮説（リサーチエスチョン）・分析に使用するデータ・分析手法についてコメント・提案

全体的に各項目において、一定の水準を満たした記載になっているが、多くの事業において、効果検証の実施を見据えた場合に、より良い改善案を提案できる余地があった

重点フォローアップ事業に対する事務局コメント作成の中で得られた主な気づき

項目	事務局コメント作成の中で得られた主な気づき
1. 現状分析・課題・事業概要の記載 2. ロジックモデルの記載	■ 現状分析からインパクトまでの各項目が一定の水準を満たした記載となっており、論理的整合性が取れている事業がほとんどであった。 ■ 一部の事業で、事業の概要やアクティビティ、短期アウトカムをロジックモデルにおいて適切に記載できていないケースがあった。 ・ ヒアリングで聞き取った事業内容を踏まえ、ロジックモデルにおいて事業内容をより具体的に細分化して記載すべき箇所があった。 ・ 複数のアクティビティが存在する事業において、一括りにした短期アウトカムを設定するのではなく、それぞれの性質の違いに着目して短期アウトカムを設定すべき箇所があった。
3. アクティビティの妥当性	■ 課題解決手段としてのアクティビティの妥当性（因果関係）を示す（狭義の）エビデンスを示しているものはほとんど見られなかった。 ・ 一部の事業で、類似事例を追加的に提案できるケースがあった。
4. アクティビティ、アウトプット、アウトカムのデータ取得方法 5. 効果検証方法	■ それぞれの記載内容は一定の水準に達している事業がほとんどであった。 ■ 多くの事業で、効果検証の実施を見据えた場合に、より良い改善案を提案できる余地があった。 ・ 既存の調査や既存システムのデータ（個票データ等）を活用して、アウトカムのデータ取得や対照群の設定を提案できるケースがあった。 ・ E B P Mで一般的に採用される因果推論等の手法が担当者に十分には浸透しておらず、検討時にそういった手法が選択肢として認識されていない可能性がある。

資料2

令和5年度効果検証対象事業の選定方法について

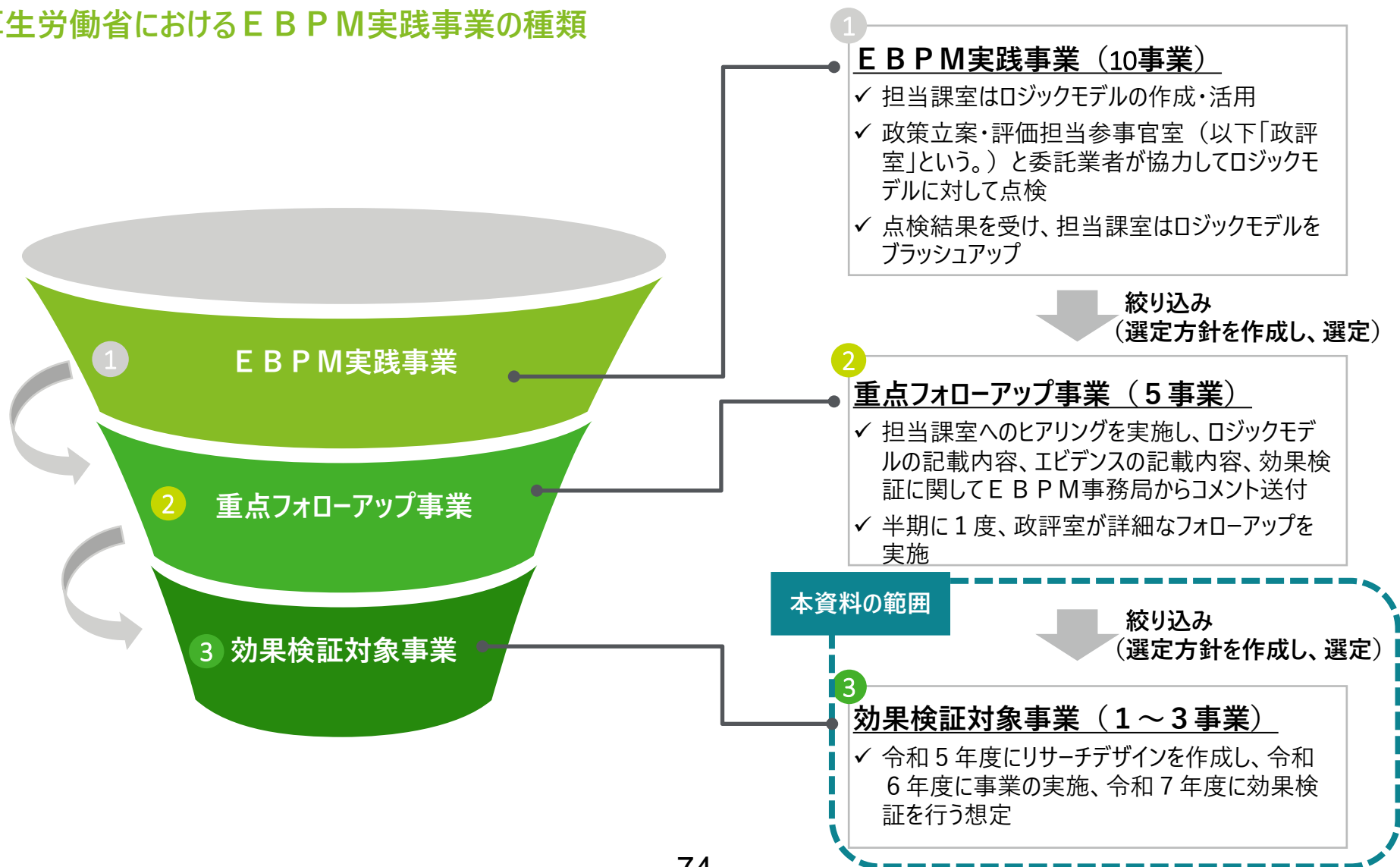
2023年12月20日

目次

1. 厚生労働省におけるE B P M実践事業の種類	p.3
2. 令和5年度効果検証対象事業の位置付け	p.4
3. 令和5年度効果検証対象事業の選定方針における観点	p.5
4. 各観点における具体的な選定基準	p.6
5. 令和5年度効果検証対象事業候補の一覧	p.7

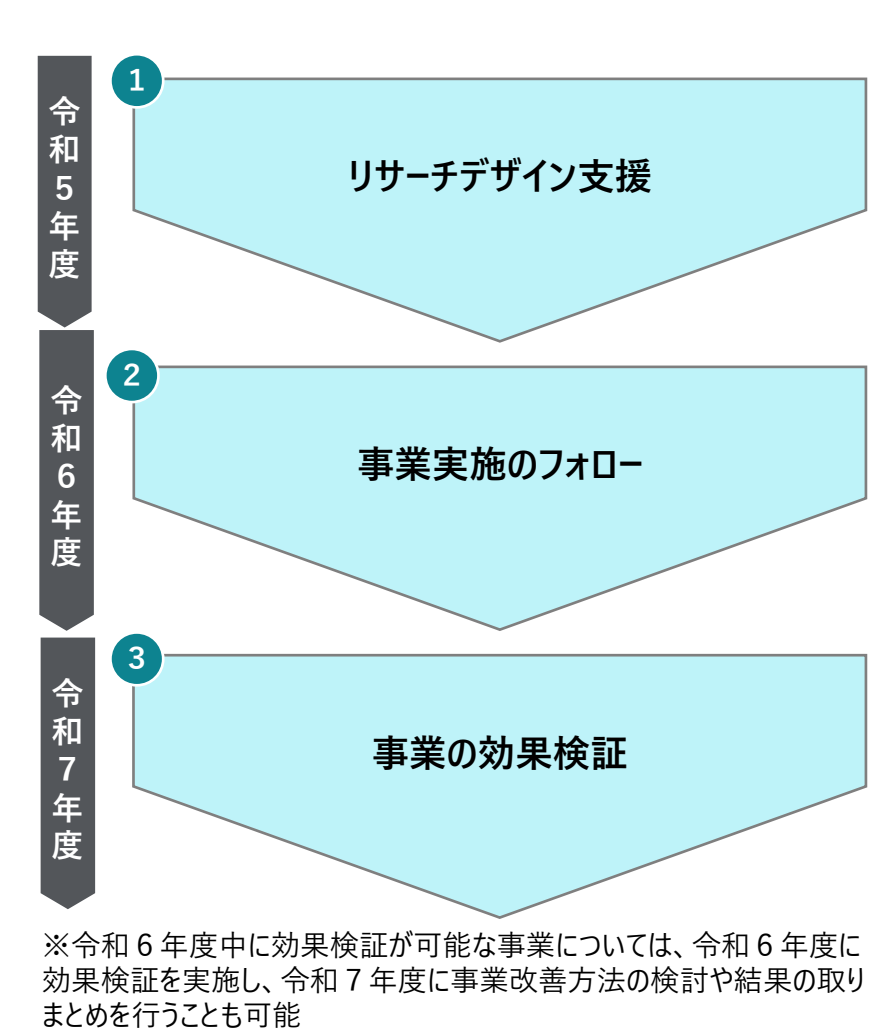
令和5年度効果検証対象事業については、選定方針を作成し、重点フォローアップ事業から対象事業を選定する

厚生労働省におけるEBPM実践事業の種類



令和 5 年度効果検証対象事業は、令和 5 年度にリサーチデザイン支援、令和 6 年度に事業実施のフォロー、令和 7 年度に効果検証を実施する

令和 5 年度効果検証対象事業の位置付け



項目		実施内容
1	リサーチデザイン支援	■ 担当部局へのヒアリング・協議 ■ データ取得方法の設計・支援 ■ 分析手法の整理・提案 等
2	事業実施のフォロー	■ 事業実施中の相談対応 ■ データ取得方法の各種サポート 等
3	事業の効果検証	■ 効果検証の実施 ■ 事業の改善方法の検討 ■ 結果取りまとめ 等

効果検証対象事業は、① 検証の費用対効果の観点、② 実行可能性の観点、③ 事業バランスの観点から総合的に評価し、重点フォローアップ事業の中から選定することを選定方針とする

令和5年度効果検証対象事業の選定方針における観点

検証の費用対効果の観点

今後の業務負担や事業の継続性等に照らして、検証の費用対効果が相対的に高いか？



検証の
費用対効果の観点

実行可能性の観点

効果検証の実施や検証結果の公開が可能か？



実行可能性の
観点

事業バランスの観点

事業バランスの観点

政策分野や事業類型のバランスが取れているか？



各観点における具体的な選定基準は以下のとおり

各観点における具体的な選定基準



検証の費用対効果の観点	実行可能性の観点	事業バランスの観点
■ 分析結果が事業の改善改良に寄与するか。 ■ 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか。 ■ 今後の業務負担や事業の継続性はどうか。（会計課意見） ■ 事業内容が教科書的事例であったり、データの活用や政策の重要性について特筆すべきものがあるか。	■ 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か。 ■ エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか。 ■ 分析に利用するデータとして複数年分を取得可能か。 ■ データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか。 ■ 令和 6 年度又は令和 7 年度中に有益な分析が可能か。	■ 政策分野のバランス（労働領域と厚生領域のバランスなど）が取れているか。 ■ 新規事業やモデル事業などの事業類型のバランスが取れているか。

令和5年度の効果検証対象事業候補は、重点フォローアップ事業の5事業である

令和5年度効果検証対象事業候補の一覧

部局	担当課室	事業名
医政局	医政局地域医療計画課	重症患者診療体制整備事業
労働基準局	監督課	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組
職業安定局	労働移動支援室	副業・兼業に関する情報提供モデル事業
雇用環境・均等局	勤労者生活課労働者協同組合業務室	労働者協同組合法の円滑な施行
老健局	認知症施策・地域介護推進課	地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業

資料3

令和3年度、令和4年度選定の効果検証対象事業 の取組状況について

2023年12月20日

目次

1. 令和3年度選定の効果検証対象事業の取組状況について	P.3
------------------------------	-----

2. 令和4年度選定の効果検証対象事業の取組状況について	P.9
------------------------------	-----

令和 3 年度選定の効果検証対象 事業の取組状況について

令和3年度選定の効果検証対象事業の取組状況について (1)

I 障害福祉分野のICT導入モデル事業

1 事業概要

- ICT機器の活用による濃厚接触の予防など新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、あわせて生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費を補助する。
- モデル事業所においては、ICT導入による感染拡大防止や生産性向上の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【実施対象】 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

【補助単位】 1施設・事業所当たり：100万円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/4、事業者：1/4

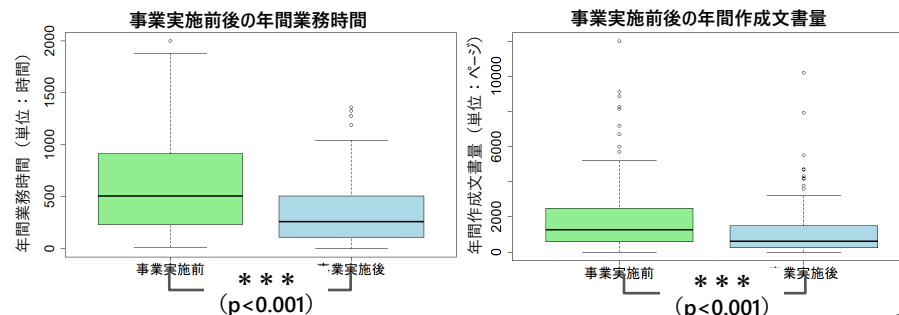
【補助対象経費】 タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など

2 検証結果

- 令和3年度補正予算の事業として、58自治体863事業所に対して補助を実施した。令和3年度中に事業実施が完了した251事業所について、E B P M事務局において事業の効果検証を行い、令和4年度の第3回有識者検証会において、分析結果を報告した。

前後比較

事業前後の年間業務時間と年間作成文書量の中央値の変化をウィルコクソンの符号付順位検定で検証したところ、**事業前後のアウトカム間における有意な減少が起きていることが確認できた。**



重回帰分析 (OLS)

事業実施前の年間業務時間と年間作成文書量を制御した上で、事業実施後の年間業務時間と年間作成文書量を目的変数、ICTの種類別ダミーと組合せ別ダミーを説明変数として検証したところ、**ICTの種類や組合せ間における有意差は確認できなかった。**

導入したICT機器等の種類別の結果

導入したICT機器等の組合せ別の結果

	目的変数			目的変数		
	年間業務時間	年間作成文書量		年間業務時間	年間作成文書量	
主要な説明変数	ICTダミー① (PC)	0.022	0.170	組合せダミー② (ソフトウェアのみ) ※端末のみを基準グループ	-0.017	-0.005
	ICTダミー② (タブレット)	0.030	0.124	組合せダミー③ (周辺環境のみ) ※端末のみを基準グループ	0.030	-0.086
	ICTダミー③ (業務支援ソフト)	0.039	0.126	組合せダミー④ (端末とソフトウェア) ※端末のみを基準グループ	-0.007	0.109
	ICTダミー④ (wi-fi)	-0.015	-0.129	組合せダミー⑤ (端末と周辺環境) ※端末のみを基準グループ	0.020	-0.052
	ICTダミー⑤ (スマートフォン)	-0.027	-0.065	組合せダミー⑥ (端末とソフトウェアと周辺環境) ※端末のみを基準グループ	0.034	0.037
	ICTダミー⑥ (デジタルインカム)	-0.007	-0.079			
	ICTダミー⑦ (モニター)	0.035	0.109			
	ICTダミー⑧ (その他)	0.027	0.035			

注1) 本表は、職員数を制御したモデルにおけるICTダミーの係数を記載している。

注2) 係数は標準偏回帰係数を記載している。

注3) 有意水準 (1%, 5%, 10%) は確認できなかった。

令和3年度選定の効果検証対象事業の取組状況について (2)

② 検証結果（続き）

- E B P M事務局による効果検証とは別に、障害保健福祉部が令和4年度に実施した調査研究における分析では通所系や訪問系の事業所に関するタイムスタディを実施し、情報端末やソフトウェアを導入することによって業務効率が上がったという分析結果を得ており、報告書を厚生労働省HPIにて公表している（令和5年3月）。

[障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証（報告書1）](#)

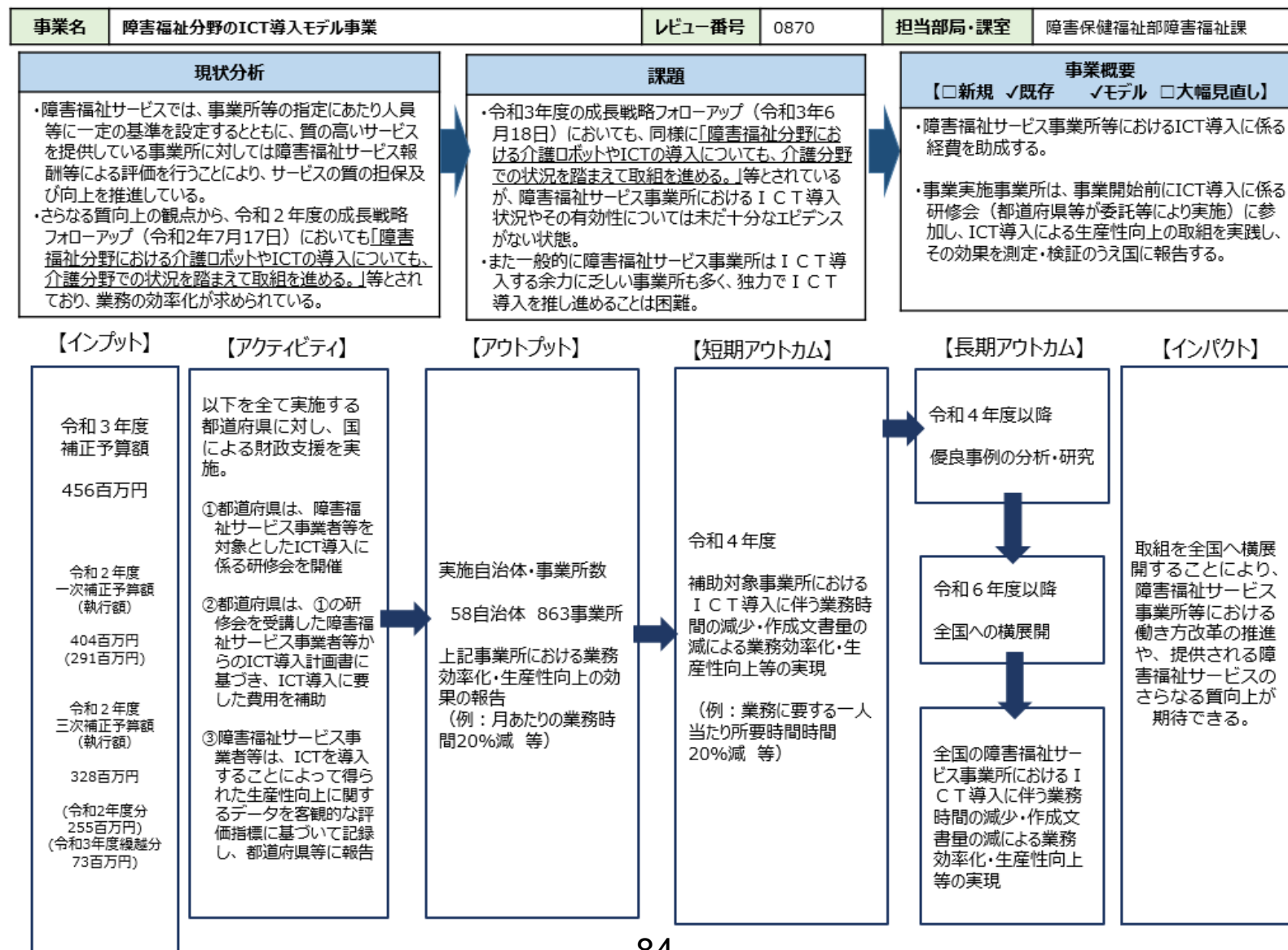
[障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証（報告書2）](#)

③ 事業の現状と今後の方向性

- ・ 令和4年度補正予算（令和5年度に予算の一部を繰り越し）の事業として、令和4年度は20事業所に交付を決定し、令和5年度は678事業所に交付を内示（10月20日時点）している。（計698事業所、59の都道府県・政令指定都市等）
- ・ 令和4年度以降の事業では、補助対象とするICT機器（ソフトウェア）について、業務効率化により資するよう、書類の記録や請求までの事務手続を一気通貫で行うことができるものを対象とする変更を行った。
- ・ また、ICT機器の導入前後における文書作成量や業務時間の効率性を分析するため、実績報告において、ICT機器の導入前後における作業時間を算出方法と共に報告するように変更を行った（測定する事業所の作業負荷を勘案し、当該部分に掛かる報告の期限を他の報告の期限よりも2ヶ月猶予を持たせるといった工夫も実施）。
- ・ 今後の効果検証では、業務分類（管理業務、文書作成業務など）ごとに分析することも視野に入れつつ、提出された実績報告をもとにICT機器の導入前後における文書作成量や業務時間の効率性を分析する予定としている。

令和3年度選定の効果検証対象事業の取組状況について (3)

参考



令和3年度選定の効果検証対象事業の取組状況について (4)



事業で作成したツール例
「e-健康づくりネット」
(https://e-kennet.mhlw.go.jp/wp/wp-content/themes/targis_mhlw/pdf/leaf-checkup-female.pdf?1700562401824)

Ⅱ 生活習慣病予防対策推進費

1 事業概要

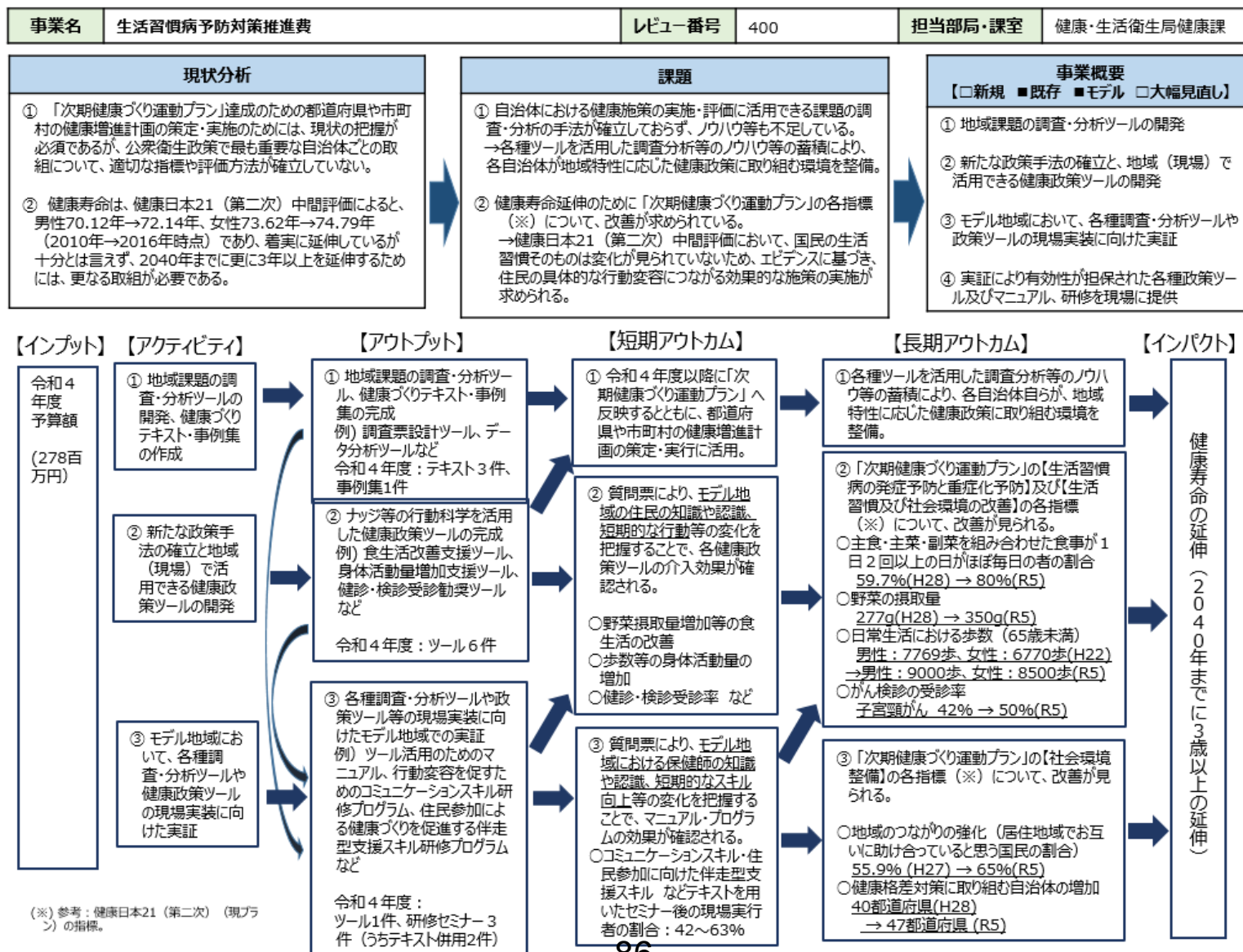
- 地域や職域の健康づくり担当者の育成や支援については、現場の担当者の努力に依存している現状がある。そこで本事業では、地域課題への取組方法等のツール作成、現場で活用できる健康指導ツールの開発、健康指導の研修テキスト開発などを行い、「e-健康づくりネット」(<https://e-kennet.mhlw.go.jp/>) にツールを掲載していく。全国の自治体アンケート調査から得られたニーズを詳細に分析し、自治体の健康づくり担当者が、必要な資材を容易に使用できるような提供体制を目指し、全般的な支援を行う。加えて、各自治体が地域特性に応じた健康政策に取り組む環境を整備する。
- 実施するアクティビティは、以下の①～③である。
 - ① 地域課題の調査・分析ツールの完成 例) 調査票設計ツール、データ分析ツール など
 - ② ナッジ等の行動科学を活用した健康政策ツールの完成 例) 食生活改善支援ツール、身体活動量増加支援ツール、健診・検診受診勧奨ツール など
 - ③ 各種調査・分析ツールや政策ツール等の現場実装に向けたモデル地域での実証 例) ツール活用のためのマニュアル、行動変容を促すためのコミュニケーションスキル研修プログラム、住民参加による健康づくりを促進する伴走型支援スキル研修プログラム など

2 効果検証に関する課題と今後の方向性

- 政策ツール作成関連
 - ・ 当初は、効果検証としてナッジやランダム化比較試験を適用し、例えばツールを配布した自治体とそうでない自治体で比較する方法や、配布時期をずらす方法などを検討していたが、ツールを配布していない自治体からの不平等である旨の苦情が予想されることや、学術研究等と紐づけた取組ではないため倫理的な観点からランダム化比較試験を適用することは難しいと判断した。
 - ・ 代替方法として健診・検診受診率の比較についても検討したが、健診・検診は項目によって1年毎や2年毎、骨粗鬆症検診は5年毎に施行されており、それぞれの受診率の評価を行うためには、その期間を経て情報が蓄積される必要があることから今年度中にデータを取得することは困難と判断。
 - ・ そのため、比較的短期間でもデータが取得できる行動変容（時期別に関心/無関心の状況を調査する）を数値化する形でのアンケート調査を実施し、支援対象者の行動がどのように変化したかについてスコア化して評価することとした。政策ツールについては、評価結果や現場の声を取り入れながら、より良いツールとなるようブラッシュアップを図っていく。
- 健康支援作り支援担当者向け研修関連
 - ・ モデル地域の支援担当者（保健師等）が、支援担当者向け研修（コーチング研修と住民主体のコーディネートセミナー）に参加した結果、事業内容に関する知識や認識、短期的なスキル等がどのように変化したか、前後比較を行うことを検討していたが、現時点では研修への満足度調査の実施に留まっている。
 - ・ ただし、特にコーチング研修が好評であったため、今年度は応用編を企画している。その際に昨年度の研修参加者が応用編に参加することが想定され、1年後に参加者が現場で実践できたかどうかといった観点で行動変容を調査することを検討している。

令和3年度選定の効果検証対象事業の取組状況について (6)

参考



令和4年度選定の効果検証対象 事業の取組状況について

令和4年度選定の効果検証対象事業の取組状況について（1）

I 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

① 事業概要

- 個々の状況に応じた適切な支援が提供される体制が構築されるよう、DV・女性保護対策等支援事業により、以下に要する費用の補助を実施する。
 - ① 研修受講の有無や経験年数に応じた婦人相談員手当の支給
 - ② 都道府県等の基本計画策定
 - ③ 民間支援団体の掘り起こし及び育成
 - ④ 官民協働による支援を行うためのプラットフォームの構築
 - ⑤ 関係機関における地域協議会の設置・運営

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助割合】 ①～④：5／10 ⑤：10／10

② 事業の現状と今後の方向性

- 事業の実施は6自治体程度。都道府県等に対し、事業を活用いただけるよう働きかけを行っている。
- 地域協議会の設置はまだ実績がなく分析は難しい状況にあり、関連する民間支援団体の掘り起こし及び育成については、令和5年度中に自前で手引きを作成し、横展開することを検討しており、これらの取り組みも踏まえつつ定性的な分析を検討する。
- 令和6年度中に令和5年度実績をとりまとめ、令和7年度に効果検証を予定している。効果検証方法としては、補助金を活用している自治体と活用していない自治体間の分析（人口規模別）を検討しており、様々な角度から分析できるよう相談対応件数や層別（年齢別、通報窓口別）等を細かく調査している（調査に対して苦情はあるが協力いただけている）。

令和4年度選定の効果検証対象事業の取組状況について (2)

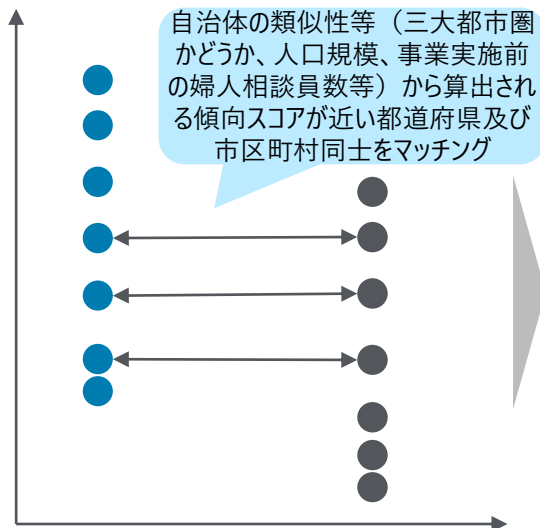
③ 効果検証方法（案）

- 効果検証として、以下の2つを想定。
- 効果検証①：支援体制(婦人相談員数、相談件数、自治体のケース管理数)の整備が促進されるかを、傾向スコアマッチングおよび差の差分分析(PSM-DID)により比較する。
- 効果検証②：支援体制(婦人相談員数、相談件数、自治体のケース管理数)の整備促進の要因を重回帰分析によって検証する。
 - ・ 目的変数：相談対応件数、婦人相談員数 等
 - ・ 説明変数：婦人相談員の年齢階級、配置状況(指導員等の人数)、勤務状況(常勤/非常勤等のダミー変数) 等

効果検証①：支援体制の整備促進に関する効果の検証

傾向スコアマッチング

傾向スコア



差の差分分析

相談対応件数、
婦人相談員数 等

傾向スコアマッチングで
抽出した処置群と対照群
のアウトカムを
差の差分分析で比較

政策効果

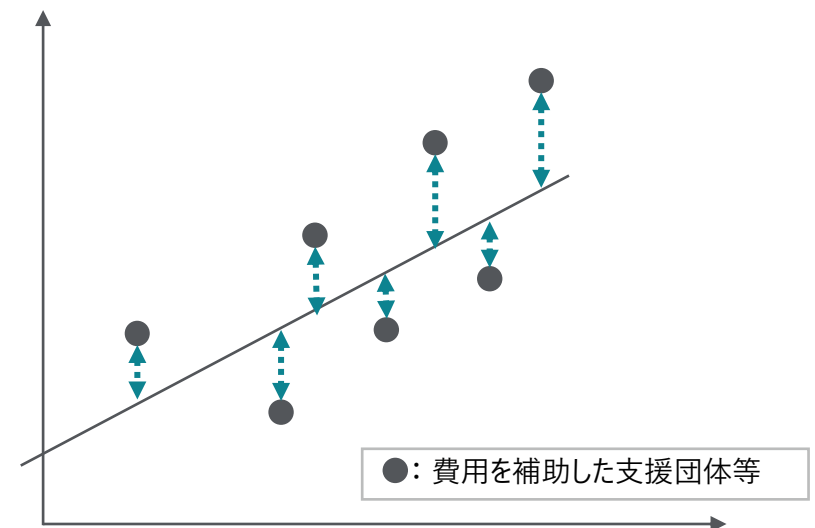
●：処置群
●：対照群

89 時間

効果検証②：支援体制の整備促進に関する要因の違いの検証

重回帰分析

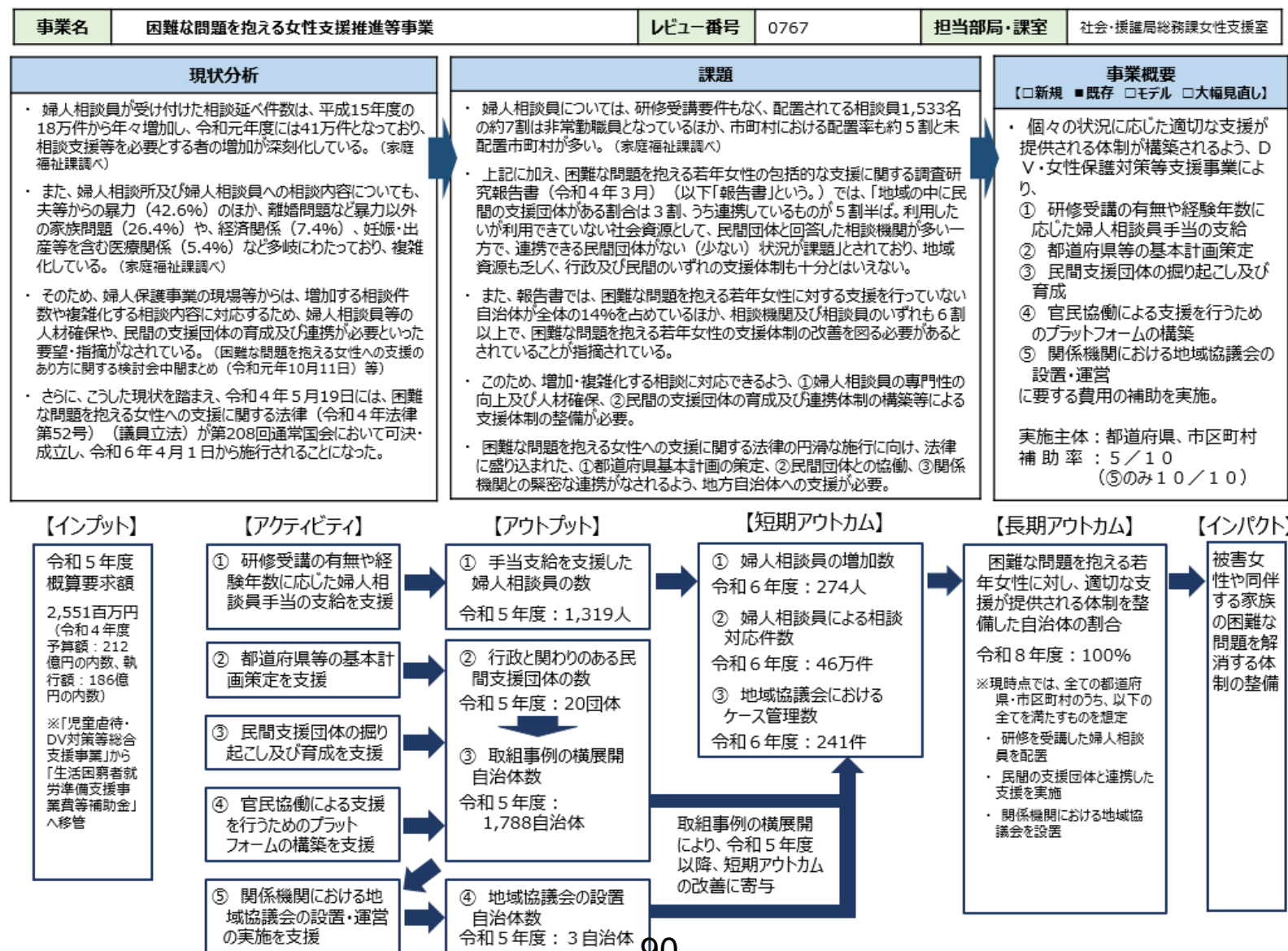
相談対応件数、
婦人相談員数 等



婦人相談員の年齢階級、配置状況、勤務状況 等

令和4年度選定の効果検証対象事業の取組状況について (3)

参考



令和4年度選定の効果検証対象事業の取組状況について (1)

Ⅱ 特定健康診査・保健事業に必要な経費

① 事業概要

- 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健康診査・特定保健指導を実施しており、国により、保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を補助し、円滑な実施を支援する。

【実施主体】 特定健康診査・特定保健指導を実施している保険者

【補助割合】 国民健康保険：1/3 健康保険組合・全国健康保険協会・国民健康保険組合：定額

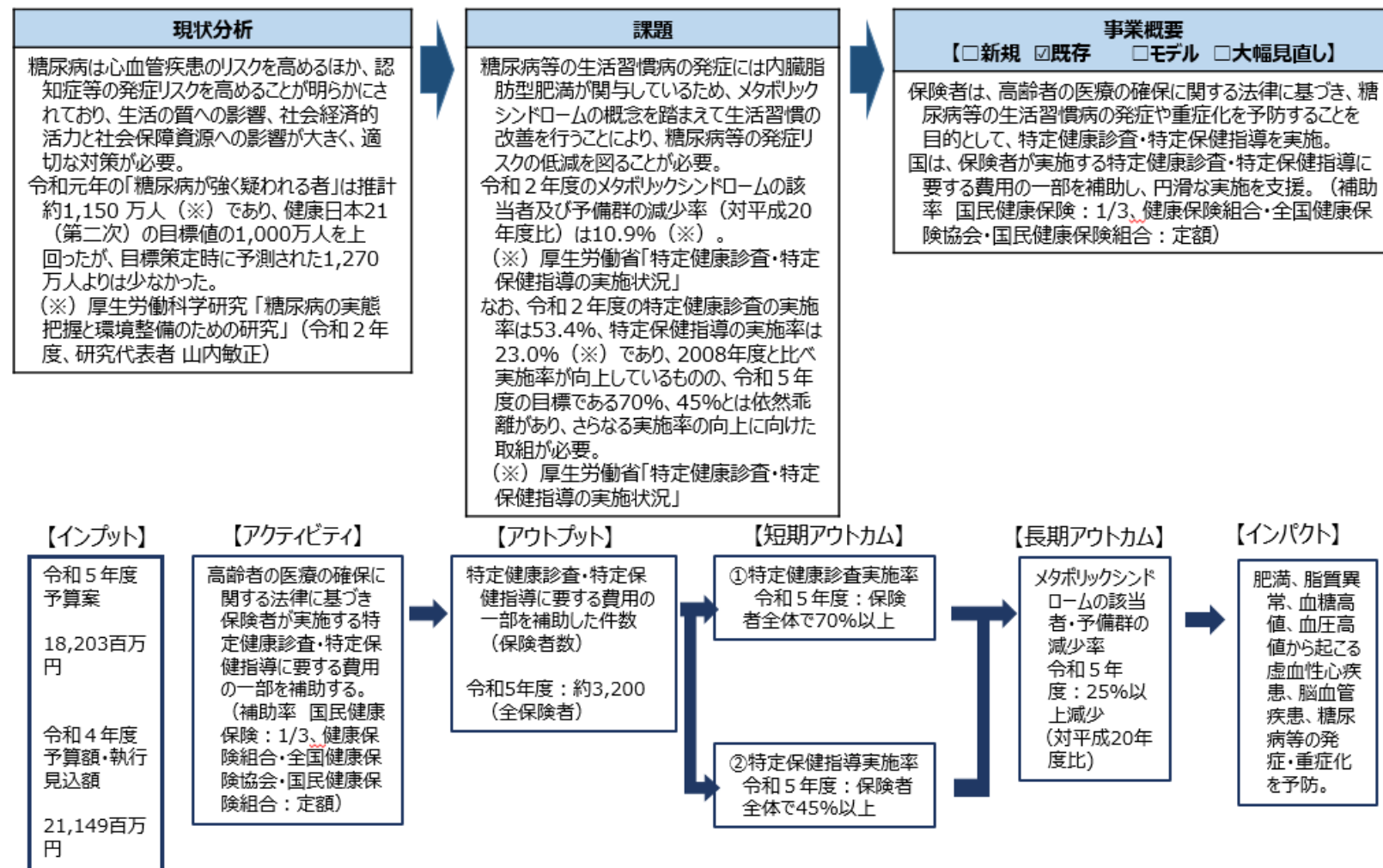
② 事業の現状と今後の方向性

- 過年度における申請件数・交付決定件数は、令和3年度が3146件、令和4年度が3160件であり、令和5年度については年度末頃に集計を予定している。
- 特定健診・特定保健指導の実施率集計には最長2年を要する。本事業の効果検証を予定している令和6年度に検証対象となる令和5年度分のデータについては、一部の期間分（8月分まで）のデータ取得が令和6年10月となる見込みで、残りの期間分を含めて全てを取得するためには、さらに時間を要する。
- 上記の通り直近の事業年（令和5年度）のデータ取得に時間は要するものの、（取得可能な直近データとなる）令和4年度以前のデータ利用に加えてレセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)から令和4年度以前のデータに対応する特定健康診査・特定保健指導の実施率等のデータを取得することにより、受診勧奨策に関するデータと特定健康診査・特定保健指導の実施率等のデータを組み合わせ、受診勧奨策を実施している保険者を処置群、受診勧奨策を実施していない保険者を対照群とした、差の差分析等による効果検証の実施を行う。

令和4年度選定の効果検証対象事業の取組状況について (3)

参考

事業名	特定健康診査・保健指導に必要な経費	レビュー番号	0393	担当部局・課室	保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
-----	-------------------	--------	------	---------	-------------------------



※令和6年度から第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、特定健康診査・特定保健指導の見直しを行い、更なる実施率の向上を目指している。

資料 4

過年度のE B P M実践事業の効果検証について

2023年12月20日

若年者の技能検定受検料減免措置は、令和4年度受検者データを活用した回帰不連続デザインによる効果検証、及び今後の効果検証に向けたデータ整備を進める想定

令和元年度EBPM実践事業 若年者の技能検定受検料減免措置の効果検証案（1/2）

事業概要

若者が技能検定※1を受検しやすい環境を整備するため、平成29年10月より、2級と3級の実技試験を受検する者※2に9,000円減額する措置を実施している。

※1「技能検定制度」は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、合格した者は、「技能士」と称することができる。（技能検定は、2023（令和5）年4月1日現在で、131職種について実施）

※2「効果検証・データ整備の方針」の「減免措置対象者」参照

取得可能なデータ

サンプル	47都道府県、125,110人
期間	令和4年度
アウトカム	技能検定受検者数、技能検定合格者数
その他の変数	技能検定受検者の属性情報（年齢、性別、実務年数等）、減免の有無、職種、技能検定の得点、受検区分（試験の免除有無等）、等

効果検証・データ整備の方針

技能検定受検料減免措置の対象は適時見直している。これまでの変遷は下表のとおり。

	減免措置対象者
令和3年度	2級・3級を受検する、 <u>全ての35歳未満</u>
令和4年度	2級・3級を受検する、 <u>雇用保険被保険者である25歳未満</u>
令和5年度	

現時点で活用が可能な令和4年度受検者データを利用した回帰不連続デザインを想定した効果検証に取り組むとともに、将来の分析を見据えた準備として、差の差分分析等のエビデンスレベルの高い効果検証につなげるための、計画的なデータ整備方針を検討する。

1 回帰不連続デザイン

< 直近の分析 >

令和4年度技能検定受検者情報を用いて、減免措置による技能検定受検者数等の効果を回帰不連続デザインによって検証する。

2 データ整備方針

< 将来の分析を見据えた準備 >

令和4・5年度技能検定受検者情報に加え、将来の分析を見据えた準備としてデータ整備方針等を整理する。

効果検証として、若年者の技能検定受検料減免措置の閾値となる25歳をカットオフ値として回帰不連続デザインを実施する想定

令和元年度EBPM実践事業

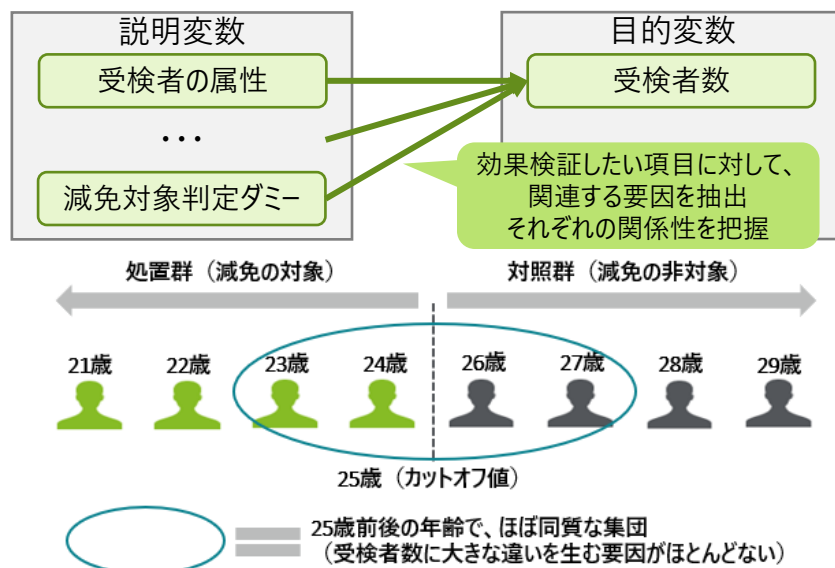
若年者の技能検定受検料減免措置の効果検証案（2/2）



技能検定受検料の受検者数等に関する要因抽出の効果検証方法（イメージ）

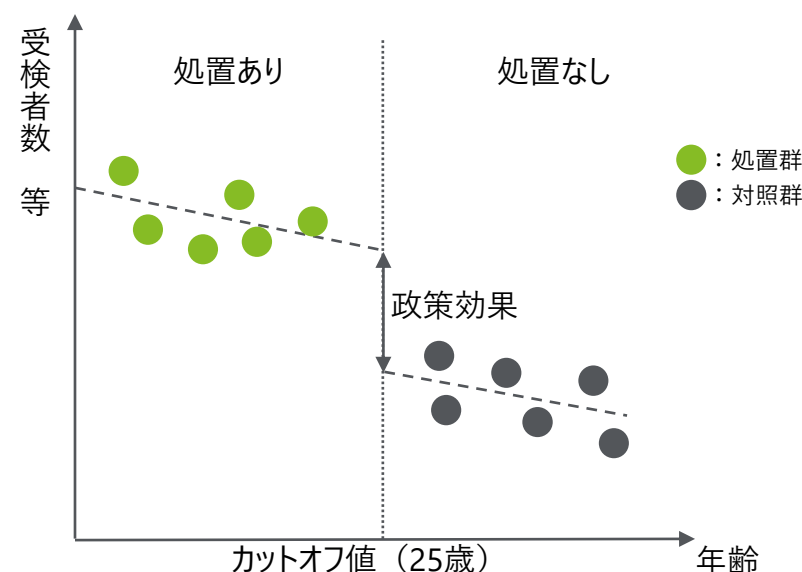
STEP 1

目的変数、説明変数、カットオフ値の設定



STEP2

回帰不連続デザインの実行



■ 回帰不連続デザインによる検証

- STEP 1：目的変数（ある結果）、説明変数（結果を説明する際に関連する複数の要因）、カットオフ値（人為的なルールによって生まれる処置群と対照群に分ける境界線）を設定する。
- STEP 2：STEP1で設定した各種変数を用いて回帰モデルを構築し、カットオフ値の前後に大きな違いを生む要因がほぼなく同質な集団とみなしたうえで統計的有意性を比較して政策効果に対して関係のある要因を抽出し、検証する。

今後に向けた課題等について

令和5年度 第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
(令和5年12月20日)

厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

1. 予算過程での反映方法及び事後の効果検証スキームの精度向上について

(1) 予算過程での反映方法について

予算(検討・要求)過程におけるEBPMの取組の現状

令和5年度のEBPMの取組について(行革事務局方針)

- 予算編成プロセスなどの意思決定プロセスで行政事業レビューシートを活用する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセスにおいても、EBPMの手法を活用する。
- ロジックモデルは、政策の立案・実施・見直しの各段階において活用することを推奨する。

当省の予算(検討・要求)過程における活用など

- 令和6年度予算(検討・要求)過程は以下のとおり。新規予算要求事業(1億円以上)、モデル事業、大幅見直し事業等において、説明資料としてロジックモデルを活用
 - 令和5年4月以降 各部局において予算要求内容の検討(ロジックモデルの作成)
 - 6月中旬～ 各部局のロジックモデルをEBPM推進チーム事務局で確認し、修正案を提示し調整
 - 7月上旬～ 各部局は会計課説明において、ロジックモデルを活用
 - 8月末～ 財務省主計局説明においても、ロジックモデルを活用
 - 12月末 政府予算案内示(ロジックモデルに修正があれば反映)
- 令和5年度行政事業レビューにおけるEBPMの取組
 - 5月～7月 試行版レビューシートにおけるEBPM関係部分の内容確認(15事業)
 - 9月中旬 会計課と協力して優良事例の選定を実施(1事業)
 - 11月中旬 秋の行政事業レビューに会計課と協力して対応(2事業)

予算(検討・要求)過程の課題

- ロジックモデルは論理展開の妥当性の確認などに一定の有効性が認められるが、説明資料として十分に活用されていないケースがあった。
- EBPMの実践事業の選定において、EBPMに馴染む事業か否かの部局内の調整に時間を要し、会計課説明までにロジックモデルのブラッシュアップが間に合わないケースがあった。

(2) 事後の効果検証スキームの精度向上について

EBPMの効果検証の取組における現状と予定

令和5年度の効果検証の取組における現状

- 令和3年度のEBPM実践事業は、令和5年度が効果検証の実施年度に当たるため、事業効果を検証（自己点検）
- 令和4年度のEBPM実践事業は、令和6年度の効果検証に向けて事業を実施
- 令和5年度のEBPM実践事業の中から重点フォローアップ事業（5事業）を選定し、効果検証手法等を提示（令和7年度に向けて）
- 重点フォローアップ事業の中から効果検証方法の精度向上を図るため、効果検証対象事業を選定予定（令和7年度に効果検証を実施）
- 過年度のEBPM実践事業について効果検証の実施
- 効果検証方法等に係る相談支援（よろず相談所）の実施
- 事例集を作成し、効果検証を含めた好事例を横展開

令和5年度EBPM実践事業の効果検証（令和7年度の効果検証）の取組予定

- 令和5年度のEBPM実践事業については、令和6年度の事業実施後の令和7年度に事業効果を検証（自己点検）
- 効果検証方法等に係る相談支援（よろず相談所）の実施
- 事例集を作成し、効果検証を含めた好事例を横展開
- 効果検証結果を踏まえた事業の改善

EBPMの効果検証の取組の課題

令和3年度及び令和4年度のEBPM実践事業についてフォローアップを行った結果、以下のような課題が散見された。

- 効果検証に取り組むに当たり、人的（効果検証や結果を分析できる人材）、予算的（効果検証のための調査を実施する予算、効果検証方法に関連する予算など）、時間的リソースが不足。
- 効果検証手法データの取得が困難なことから、提示した分析のレベルを下げるケースがあった。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、円滑な事業の実施が困難となったため、当初の予定とおりの効果検証ができないケースもあった。

2. 厚生労働省におけるEBPMの取組サイクルについて（3年スキーム）

EBPMの取組の現状

3年スキームについて

- 統計改革推進会議最終とりまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）等に基づき、平成30年度からロジックモデル作成等のEBPMの実践を開始。
- その後、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）において、EBPMの実践事業を拡充する方針が示されたこと等を踏まえ、実践事業の選定基準や、事業見直しに当たってのプロセス等について検討を進め、令和2年度から3年スキーム※でEBPMの実践に取り組んでおり、令和4年度に3年スキーム（令和2年度事業）が1巡している。

※3年スキーム：1年目はEBPMの実践（ロジックモデルの作成）、2年目は事業の実施、3年目は効果検証の実施

取組状況

- 令和2年度の効果検証事業は「高年齢者医薬品安全推進事業」、「高年齢労働者処遇改善促進助成金」の2事業を選定
※EBPM実践事業は40事業、うち重点FUに選定したものは12事業
- 当該2事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により高年齢労働者の増額改定に取り組む事業主が少なかったことや、ポリファーマシー※の改善の有無を定量化することが難しい、などの状況により、当初想定していた効果検証には至らなかったものの、代替手段による効果の検証、課題の確認などが行われた。（参考2参照）
※「単に服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下等の問題につながる状態」
- なお、令和3年度に効果検証事業として選定された「障害福祉分野のICT導入モデル事業」については、補正予算により1年前倒しで事業が実施されたため、令和4年度に効果検証を実施している。（参考3参照）

まとめ

- 令和2年度の効果検証事業は、上記のとおり当初想定していた効果検証には至らなかったものの、代替手段による効果の検証、課題の確認などが行われていることから一定の成果はあったものと考えられる。
- また、効果検証の取組を行うためには、設定する指標が適切か、データの取得は可能かなどを当初からしっかりと検討しておくことが重要であることが確認できた。

3. 今後の取組について

※毎年度作成される政府方針を踏まえ、取組方針の変更があり得る

令和6年度以降のEBPMの実践について

- 令和5年度の取組は前述のとおり。
- 令和6年度以降のEBPMの実践は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」、行政改革推進会議における総理指示等を踏まえ、令和7年度概算要求プロセスにおいて会計課と連携しながら行政事業レビューシート（以下「RS」という。）を活用して実施する。
- 実施方法は以下のとおり。コメント送付により事業所管部局にRSの記載内容の改善を促す。

項目	内容
①RSの指標等のエラーチェック	全てのRS（約1,000事業）について、EBPM関係箇所に入力・漏れがないかなどの簡易なエラーチェックを実施し、結果を事業所管部局へ送付
②新規RSの内容確認	概算要求額が10億以上の新規事業（毎年約3事業）について、RSの詳細な内容確認を実施し、結果を事業所管部局へ送付
③既存RSの内容確認	最初の5年で概算要求額が1億以上の事業（毎年約60～140）を、次の5年で概算要求額が1億未満の事業（毎年約70～110）のRSの詳細な内容確認を実施し、結果を事業所管部局へ送付

厚生労働省EBPM推進検討事業について

- 上記の方針を踏まえつつ、令和6年度も外部事業者の協力を得て、事業内容としては①EBPMに係る相談・支援、②EBPM実践施策に係る統計等データ入手方法、分析手法等の提言、③各部局EBPM実践手法の分析、④EBPMに関する研修の開催、⑤有識者検証会の開催等を実施する。

歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業

(医政局歯科保健課 令和6年度概算要求額 1. 2億円)

事業の課題

- 本事業は、人口の高齢化や疾病構造の変化に伴い、歯科衛生士の就業先が多様化する中、歯科衛生士に対する技術修練の機会の提供や、研修指導者の養成を行うことにより、歯科衛生士の復職支援や離職防止を推進するもの。
- 歯科保健医療提供体制を確保する観点から、歯科衛生士の確保は必要不可欠であるが、新人歯科衛生士の離職や未就業者が多いなどの課題がある。
※関連データ：https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/r05_jigyoyou05a_day1.pdf
- 上述の課題があるにもかかわらず、本事業の効果測定に必要なデータを収集・整理できておらず、事業改善の必要性について検討する基盤が構築されていなかった。

改善内容

- 本事業の効果測定のため、指導者養成のための研修事業について、当初、「受講者数」を成果指標としていたが、**新たに、教育・指導の現場における「研修内容の活用状況」を指標として設定。**
また、技術修練のための研修事業について、当初、「利用者数」を成果指標としていたが、利用者が実際に離職していないか、復職したかを評価するため、**新たに「利用前後での就業数の変化」を指標として設定。**加えて、当該評価指標の長期的効果の測定等の観点から、**応募事業者の短期的・長期的成果(※)の評価により、事業実施団体に対する(6年目以降の)補助期間延長の可否を決定することを検討している。**
※ 短期的成果：利用者(単年度毎)の技術・知識の向上度、復職等への意識の変化等
長期的成果：利用者(累計)の復職率、離職率等
- さらに、**事業内容改善のため、事業実施団体及び研修受講者に対し、「離職防止・復職支援に求めること」、「必要な研修内容」、「実施している研修の改善点」等について、アンケート調査を実施する方向で検討・調整を進めている。**

選定理由

- 本事業は、適切に事業効果を把握するために課題の抽出を行い、成果指標について**新たな指標を設定し、長期的効果を把握できるよう事業内容の見直しを行っている事例**であり、事業の課題を踏まえつつ改善に向けた取組を適切に推進していると認められること(応募事業者への補助期間の延長について、利用者への調査を通じて短期的・長期的成果を評価し、その可否を決定することを検討している点も評価できる)、及び**他の事業でも参考となる汎用性が認められる**ことから、優良事業改善事例に選定した。

令和2年度の効果検証対象事業の取組状況について (1)

I 高齢者医薬品安全使用推進事業

① 事業概要

高齢者においては、複数の併存疾患を治療するための医薬品を多数服用することによって、多剤服用による害を生じる「ポリファーマシー※」に陥りやすい状況にあることを踏まえ、高齢者の薬物療法に関する安全対策を推進する上で必要な取組を行う事業である。

令和元年度は、病院に対してアンケート調査を行い、ポリファーマシーの概念等を理解している施設は多いものの、多くの施設でポリファーマシー対策を十分に実施できている状況にはない実態を把握した。

令和2年度は、令和元年度の調査結果を踏まえ、病院においてポリファーマシー対策の取組を始める際や業務運営体制を体系的に構築・運営する際に役立てていただくための業務手順書等として「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」を作成した。

令和3年度は、令和2年度に作成した業務手順書等をモデル医療機関（3病院）で実際に運用し、その有効性と課題の確認を行った。

※ポリファーマシー：「単に服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下等の問題につながる状態」

② 検証結果

ポリファーマシーの改善の有無を定量化することが難しい等を踏まえて、モデル医療機関での取組状況を確認することとした。令和3年度の事業を通じて明らかとなった業務手順書の有効性と課題は以下のとおりであった。

有効性	● ポリファーマシー業務を開始するに当たり、作業工程の手順が分かりやすく記載されている。 ● それぞれの施設状況に合わせた「始め方」が丁寧に記載されており、その中でできることから始めることができる。 ● 様式事例集が充実しているため資料作成の参考になる。 ● 様式事例集に具体例が示されており、運営要領や薬剤管理サマリーのひな型作成の際に非常に参考になった。 ● 施設ごとの異なるニーズに対応できる様式である（細かい項目設定） ● 当初、当施設は「進め方」の部分を中心に実運用調査予定であったが、「始め方」の部分でも参考になる部分が多く、全体を通して自施設での取り組みを見直すために有用である。 ● 対策を始める前の現状把握と対策後の評価方法が具体的に記載されており、周囲への啓発に有用である。 ● ポリファーマシー業務を運用することで、実際に処方の見直しにつなげることができた。結果的に、ポリファーマシーに関連する診療報酬の算定取得にもつながった。
課題	● 病院の医師と地域の医師との連携体制の構築が難しい。 ● 患者が様々な地域から来院されている場合、かかりつけ医やかかりつけ薬局も多様であり、地域連携の実現が難しい。 ● 地域の医師会に対するアプローチのみでは開業医各々のポリファーマシー対策に対する意識の差が把握しづらい。 ● 多職種でのポリファーマシー対策チーム設置が難しい場合の段階的な取り組み方がないと良い。 ● ポリファーマシーの啓発活動を行う際に活用できる、医療スタッフ向けの資料の紹介があると良い。

令和2年度の効果検証対象事業の取組状況について (2)

③ 事業の現状と今後の方向性

- ・ 令和2年度に作成した業務手順書は、ポリファーマシー業務の開始、資料作成、周知などの面で有用であることが明らかとなった。実際に処方の見直しやポリファーマシーに関連する診療報酬の算定取得にもつながっている。
- ・ また、令和3年度事業を通じて、連携体制の構築などの面で、地域の中でポリファーマシー対策を進めることに課題があるとの指摘があった。
- ・ 令和4年度は地域におけるポリファーマシー対策に焦点を当て、4つの地域で業務手順書を活用してポリファーマシー対策を進めている。
- ・ 本事業と令和4年度事業で見いだされた課題を踏まえて、令和5年度以降に業務手順書等の見直しを検討する予定である。
- ・ 今後、より医療現場の実態を踏まえた業務手順書にしていくことで、ポリファーマシー対策に取り組む医療機関等の増加を目指す。

令和2年度の効果検証対象事業の取組状況について (4)

Ⅱ 高年齢労働者処遇改善促進助成金

① 事業概要

事業概要

■雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて取り組む事業主に対し支援する。

助成内容

■当該事業所に雇用される労働者（申請対象期間の初日において雇用されている者に限る。）に係る、賃金規定等改定前後を比較した高年齢雇用継続給付の減少額に、以下の助成率を乗じた額を助成

⇒大企業：2／3 中小企業：4／5

※ 助成率は令和4年度までの率。令和5・6年度は、大企業：1／2、中小企業：2／3とする予定

※ 6か月に1度申請、最大4回（2年間）まで申請可能。2回目以降も、初回の申請時に適用された助成率を適用

※ 令和7年度には、助成率を大企業：1／3、中小企業：1／2とし、申請回数も最大2回（1年間）までとし、同年度限りで廃止する。

(注)

② 事業の課題

■ロジックモデル上の予定では令和3年度は1,600件の申請数が見込まれていたが、実際の申請数は1件となった。

・理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、高年齢労働者の賃金の増額改定に取り組む事業主が少なかったことのほか、令和3年度は事業初年度であり、周知・広報が効果的に実施できなかったこと、事業主がどの程度高年齢労働者の賃上げをした場合に助成対象となるのか分がりにくい制度となっていたことなども要因として考えられる。

③ 事業の現状と今後の方向性

・高年齢労働者処遇改善促進助成金を活用した、60～64歳までの高年齢労働者のうち一定割合以上の賃金増額改定のあった労働者数は、令和3年度実績が0人（令和4年度実績（9月末現在）0人）となったため、今後の高年齢雇用継続給付の受給者数の推移等も踏まえて、必要経費を見直し、本助成金の令和4年度予算額は減額したが、高年齢労働者の雇用の安定を図るため、事業主の取組を支援することが不可欠である。

・そのため、令和5年度事業の実施に向けて、事業主が高年齢労働者の賃金の増額改訂に取り組みやすい仕組みとなるよう事業の在り方について検討を進めており、事業主が処遇改善を計画する段階で、助成金の受給可否についてよりイメージしやすいものとなるよう改正の検討を進める予定である。

(注) 現在は令和6年度限りで終了予定

障害福祉分野のICT導入モデル事業では、事業の実績報告書のデータを活用し、前後比較と重回帰分析による効果検証を行った

令和3年度EBPM実践事業

障害福祉分野のICT導入モデル事業の効果検証の概要

分析概要

障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費を助成する事業の中で、導入されたICT機器等の種類や組合せによる年間業務時間や作成文書量に与える効果を検証。ICT機器等の種類は以下

- | | | |
|----------|------------|-------------|
| 1. PC | 2. タブレット | 3. 業務支援ソフト |
| 4. Wi-fi | 5. スマートフォン | 6. デジタルインカム |
| 7. モニター | 8. その他 | |

分析に使用したデータ

サンプル	251事業所
期間	令和3年度
アウトカム	年間業務時間、年間作成文書量 (出所：実績報告書)
その他の変数	導入したICT機器の種類、職員数 (出所：実績報告書)

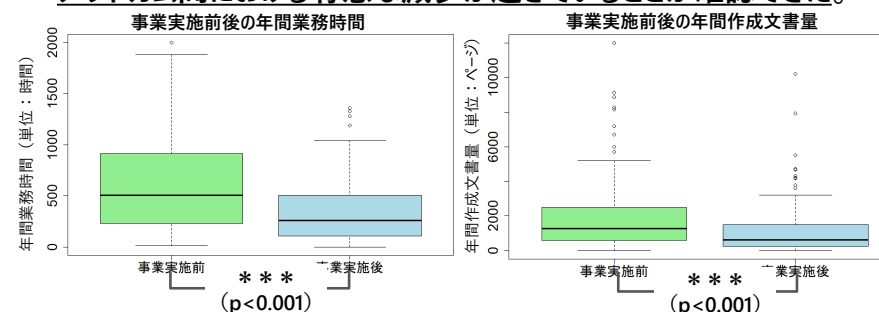
分析方針

- 前後比較**
ICT機器を導入した前後で年間業務時間や年間作成文書量が減少しているか、ウィルコクソンの符号付順位検定で検証する。
- 重回帰分析 (OLS)**
事業の中で導入したICT機器の種類や組合せによる年間業務時間や年間作成文書量の削減効果の違いを重回帰分析で検証する。

注) ウィルコクソンの符号付順位検定：データが正規分布に従っていない場合に、対応している2群の母集団に差があるか検定する手法

分析結果

- 前後比較**
事業前後の年間業務時間と年間作成文書量の中央値の変化をウィルコクソンの符号付順位検定で検証したところ、**事業前後のアウトカム間における有意な減少が起きていることが確認できた。**



注) ***は有意水準1%を示す。

- 重回帰分析 (OLS)**
事業実施前の年間業務時間と年間作成文書量を制御した上で、事業実施後の年間業務時間と年間作成文書量を目的変数、ICTの種類別ダミーと組合せ別ダミーを説明変数として検証したところ、**ICTの種類や組合せ間における有意差は確認できなかった。**

導入したICT機器等の種類別の結果 導入したICT機器等の組合せ別の結果

	目的変数			目的変数	
	年間業務時間	年間作成文書量		年間業務時間	年間作成文書量
導入したICT機器の種類別	ICTダミー① (PC)	0.022	0.170	組合せダミー② (ソフトウェアのみ)	-0.017
	ICTダミー② (タブレット)	0.030	0.124	※端末のみを基準グループ	-0.005
	ICTダミー③ (業務支援ソフト)	0.039	0.126	組合せダミー③ (周辺環境のみ)	0.030
	ICTダミー④ (Wi-Fi)	-0.015	-0.129	※端末のみを基準グループ	-0.086
	ICTダミー⑤ (スマートフォン)	-0.027	-0.065	組合せダミー④ (端末とソフトウェア)	-0.007
	ICTダミー⑥ (デジタルインカム)	-0.007	-0.079	※端末のみを基準グループ	0.109
	ICTダミー⑦ (モニター)	0.035	0.109	組合せダミー⑤ (端末と周辺環境)	0.020
	ICTダミー⑧ (その他)	0.027	0.035	※端末のみを基準グループ	-0.052
導入したICT機器等の組合せ別			組合せダミー⑥ (端末とソフトウェアと周辺環境)	0.034	0.037
			※端末のみを基準グループ		

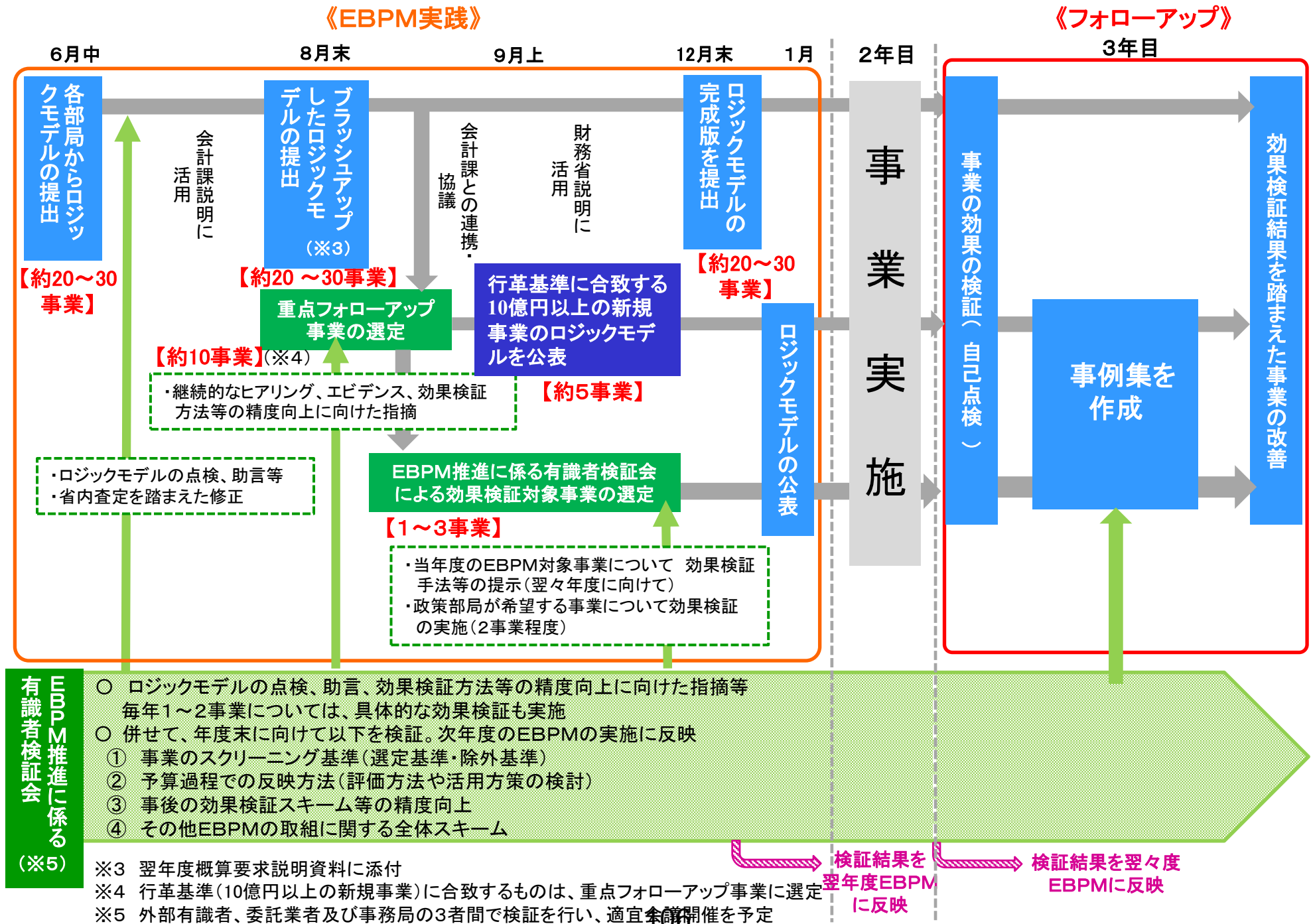
注1) 本表は、職員数を制御したモデルにおけるICTダミーの係数を記載している。

注2) 係数は標準偏回帰係数を記載している。

注3) 有意水準 (1%, 5%, 10%) は確認できなかった。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

(参考4) EBPMの実践スケジュール



（参考5）RSとEBPMに関する発言など

第52回行政改革推進会議（令和5年3月31日）岸田内閣総理大臣発言・抜粋

行政事業レビューを抜本的に見直します。レビューの実施単位について、約60兆円に上る政府の全ての予算事業に合わせて標準化します。その上で、全ての行政事業レビューシートについて、事業の性質に応じてEBPM、すなわち、エビデンスに基づく政策立案の手法を本格的に導入し、来年度の予算編成から活用していきます。

これにより、長年続いてきた事業であっても、データに基づいて効果を検証し、効果が上がっていないものは迅速に見直す。未知の課題に対して速やかに政策を実施した上で、データを踏まえて柔軟に軌道修正を行うことを通じ、限られた資源を有効活用しつつ、時代の変化に柔軟に対応する行政の実現に取り組んでまいります。

今後のEBPMの取組について（令和5年4月10日事務連絡 内閣官房行政改革推進本部事務局）・抜粋

1. EBPM推進に当たっての基本的考え方

これらを踏まえ、行政事業レビューを抜本的に見直して、政府の全予算事業にEBPMの手法を導入し、予算編成プロセスにおけるプラットフォームとして積極的に活用することとする。

4. その他

（3）ロジックモデルの取扱い

ロジックモデル※11は、政策課題とその現状に対し、政策手段から目的までの「経路」を端的に図示化するものであり、政策形成・ブラッシュアップ、対外的なコミュニケーション、モニタリング・効果検証に有用であることから、政策の立案・実施・見直しの各段階において活用することを推奨する。

厚生労働省におけるEBPMの実践の取組状況について

令和5年度 第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
(令和5年12月20日)

厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針 (令和5年4月10日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 行政事業レビューにおけるEBPMの実践
 - ・ 政策の立案・改善や予算編成プロセスといった**意思決定プロセス**で予算事業で実施されている**行政事業レビューを活用**する。
 - ・ 各府省において、**レビューシート全体の品質管理を進めていく**。
 - ・ 各府省は、重点フォローアップ対象事業の改善結果と、府省内で選定・表彰した優良事業改善事例を、EBPM推進委員会に報告する。
 - ・ **より発展的な効果検証を設計・実施**し、その結果を事業の改善に効果的に活用するなど、**事業の効果を追求する取組を行うことを推奨**する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・評価・見直し、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。
- **ロジックモデル**は、政策課題とその現状に対し、政策手段から目的までの「経路」を端的に図示化するものであり、政策形成・ブラッシュアップ、対外的なコミュニケーション、モニタリング・効果検証に有用であることから、**政策の立案・実施・見直しの各段階において活用することを推奨**する。

厚生労働省における令和5年度の取組方針

各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）においてEBPMを実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、**予算事業については行政事業レビューシート及びロジックモデルを活用**する。

- 行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践を行う。
 - ・ **試行版レビューシート、重点フォローアップ対象事業等について、レビューシート全体の品質管理**を行い、令和4年秋のレビュー等から得られた示唆、問題意識に基づく「改善に向けた視点」等を参考としつつ、改善を図る。
 - ・ 行政事業レビューの中から、優良事業改善事例を選定・表彰する。
 - ・ 上記の取組について、EBPM推進委員会に報告する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制、税制改正プロセス等）についても、行革事務局の取組方針に沿って対応する。
- **令和6年度概算要求プロセスにおいて**、レビューシートを活用するとともに、より発展的なEBPMの実践を行うため、**①新規事業、②モデル事業、③大幅見直し事業**のうち、一定の選定基準（※）に該当する事業（ただし、除外基準に該当する事業を除く。）、**④部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業（新規事業がない場合は既存事業）のうち最も要求額が大きい事業**について、**ロジックモデルを作成し、活用**する。このうち一部を公表。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する。

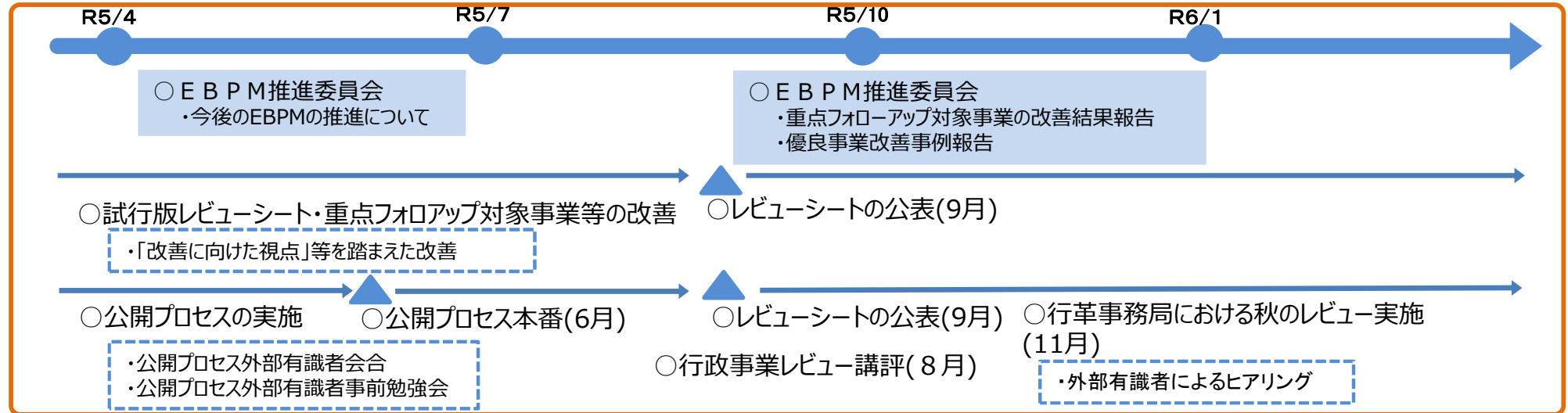
※ 一定の選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が 1億円以上 の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額 50%以上 増加する事業であって、かつ、増加分の差額が 1億円以上 の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

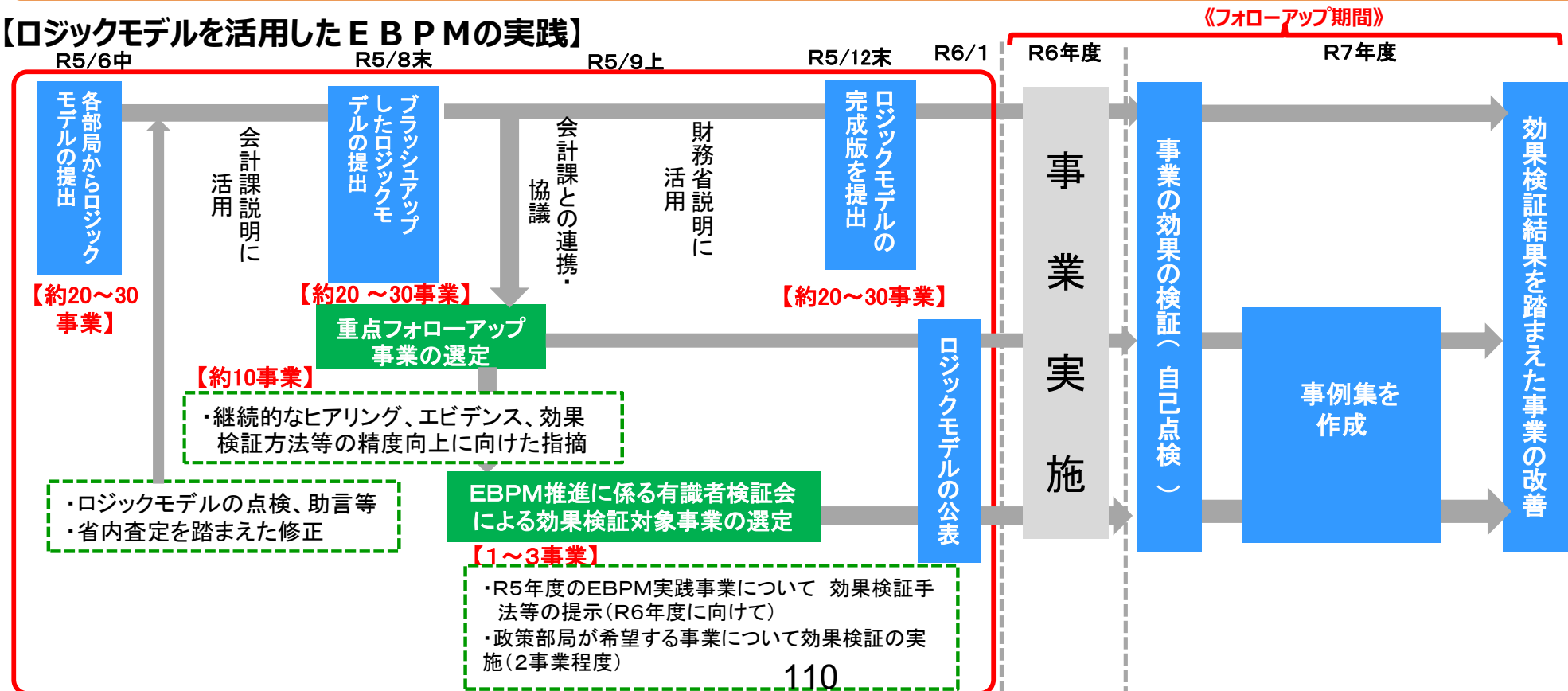
注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和6年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

令和5年度EBPMの実践のスケジュール

【行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践】



【ロジックモデルを活用したEBPMの実践】



注 EBPM推進に係る有識者検証会を開催し、EBPMの実践状況の検証を行う。

重点フォローアップ事業の選定

- 令和5年12月7日時点では、EBPM実践の対象事業は8部局10事業であり、この中から重点フォローアップ事業を選定

選定基準

- ①事業特性として妥当な事業
(アウトカムの分析が困難な事業、費用対効果が十分に見込めない事業は対象外 等)
- ②データの取得可能性が高い事業
 - ・定量的な分析をするためのデータを取得可能か
 - ・処置群の事前・事後データを取得可能か
 - ・対照群の事前・事後データを取得可能か
- ③同一課室で、複数の事業が該当した場合には1事業に限定
(分析レベルが高いと想定される事業を優先して選定)

選定結果

- ・選定基準に該当する5事業を重点フォローアップ事業に選定
 - ①・②に該当 ⇒ 5事業
 - ③に該当 ⇒ 0事業

令和5年度ロジックモデル作成状況 (令和5年12月7日現在)

E B P M実践事業数

総事業数	新規事業	モデル事業	大幅見直し事業	その他
10事業	2事業	2事業	2事業	4事業

E B P M実践事業一覧

※ ○ は重点フォローアップ事業。

事業名	
1	重症患者診療体制整備事業
2	A M Rに関する臨床情報センター事業
3	医薬品等承認審査費
4	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組
5	副業・兼業に関する情報提供モデル事業
6	労働者協同組合法の円滑な施行
7	戦傷病者福祉事業
8	地域包括支援センター等における I C T等導入支援事業
9	フリーター等支援事業
10	医療系ベンチャー育成支援事業

令和5年度 EBPMの実践における厚生労働省EBPM推進チーム事務局コメント

部局・課室名	
事業名	

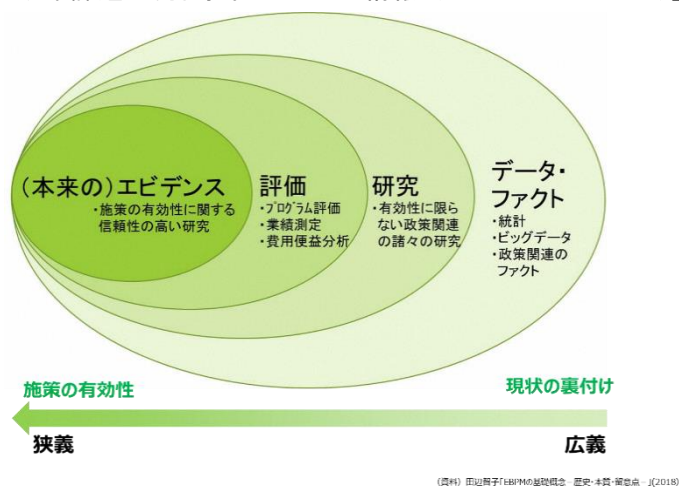
■ 総論	
.	
■ 各論	
1. 現状分析・課題・事業概要の記載 ※ロジックモデル 1枚目の「現状分析」、「課題」、「事業概要」と対応	ロジックモデルの1枚目「現状分析」「課題」「事業概要」欄に、以下の趣旨を踏まえて記載する必要がある。 ◆ロジックモデルの点検上、事務局が点検時に指摘したが未修正である箇所及びヒアリング時の指摘により修正が必要な箇所 ◆ロジックモデルの公開に向けたより良い改善案
2. ロジックモデルの記載 ※ロジックモデル 1枚目のロジックモデル本体（インプット・アクティビティ・アウトプット・短期アウトカム・長期アウトカム・インパクト）及び2枚目のロジックの確認①と対応	ロジックモデルの1枚目のロジックモデル本体（インプット・アクティビティ・アウトプット・短期アウトカム・長期アウトカム・インパクト）の各欄に、以下の趣旨を踏まえて記載する必要がある。 ◆ロジックモデルの点検上、事務局が点検時に指摘したが未修正である箇所（論理展開の妥当性の確認を含む。）及びヒアリング時の指摘により修正が必要な箇所 ◆ロジックモデルの公開に向けたより良い改善案
3. アクティビティの妥当性 ※ロジックモデル 2枚目ロジックの確認②と対応	ロジックモデルの2枚目「ロジックの確認②」欄に、以下の趣旨を踏まえて記載する必要がある。 ◆ロジックモデルの点検上、事務局が点検時に指摘したが未修正である箇所及びヒアリング時の指摘により修正が必要な箇所 ◆ロジックモデルの公開に向けたより良い改善案
4. アクティビティ、アウトプット、アウトカムのデータ取得方法 ※ロジックモデル 3枚目【各指標の目	ロジックモデルの3枚目【各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由】の「設定した指標を算出する調査名等」欄に、以下の趣旨を踏まえて記載する必要があるほか、事業の詳細を設計するに当たり、効果検証を見据えてデータの取得方法を検討すべきである。 ◆ロジックモデルの点検上、事務局が点検時に指摘したが未修正である箇所及びヒアリング時の指摘により修正が必要な箇所

標水準及び目標達成時期の設定理由】の「設定した指標を算出する調査名等」と対応	◆ロジックモデルの公開及び効果検証の実施を見据えたより良い改善案								
5. 効果検証方法 ※ロジックモデル2枚目「効果検証方法」と対応	ロジックモデルの2枚目「効果検証方法」欄に、以下の趣旨を踏まえて記載する必要がある。また、事業の詳細を設計するに当たり、以下に記載の効果検証を実行できる事業設計を検討すべきである。 ◆ロジックモデルの点検上、事務局が点検時に指摘したが未修正である箇所及びヒアリング時の指摘により修正が必要な箇所 ◆ロジックモデルの公開及び令和7年度の効果検証に向けたより良い改善案 <u>1 効果検証に当たっての項目整理</u> ロジックモデルの「効果検証方法」欄の修正例 <table border="1" data-bbox="368 981 1417 1196"> <tr> <th>P:事業の対象</th> <th>I:事業内容</th> <th>C:比較対象</th> <th>O:アウトカム</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <u>2 効果検証の分析手法等</u>	P:事業の対象	I:事業内容	C:比較対象	O:アウトカム				
P:事業の対象	I:事業内容	C:比較対象	O:アウトカム						
■ その他									

<参考>

エビデンスとは、「政策の因果効果（＝政策によって生み出された真の効果）を表すもの」。

広義のエビデンスとは、「政策課題の現状把握のための情報（データ・ファクト）」を含むもの。



平成 30 年度 内閣府が示したエビデンスレベルは以下のとおりである。

レベル	分析手法
レベル1	ランダム化比較実験
レベル2a	差の差分析、傾向スコアマッチング、操作変数法等
レベル2b	重回帰分析、コホート分析
レベル3	比較検証、記述的な研究調査
レベル4	専門家等の意見の参照

(資料) 内閣府「平成30年度内閣府本府EBPM取組方針」(2018)

第 1 回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証 会議事概要

日時	2023 年 10 月 11 日（水）12:58～14:52	
場所	オンライン会議	
出席者	委員	田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授（座長） 野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授（座長代理） 伊藤 伸介 中央大学 経済学部 教授 高久 玲音 一橋大学 経済学部 准教授
	厚生労働省	中井 雅之 労働経済特別研究官 三村 国雄 参事官（政策立案・評価担当参事官室室長） 山田 伸二 政策立案・評価推進官 井戸本 賢 室長補佐 山本 剛史 統計利活用専門官 白木 紀行 政策企画官
	事務局 デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社	永元 隆雄 シニアマネジャー 森田 哲朗 コンサルタント 永田 悠祐 コンサルタント

議事

- 1 開会
 - はじめに
 - 委員紹介
 - 座長等の選定
- 2 EBPM実践の取組状況の検証
- 3 その他

議事概要

1 開会

開催要綱に基づき、当有識者検証会の座長を田中隆一委員とすることが全会一致で決定された。また、座長からの指名により、座長代理は野口晴子委員とすることが決定された。

2 E B P M実践の取組状況の検証

(1) 厚生労働省におけるE B P Mの取組状況について

厚生労働省から、資料に基づき、厚生労働省におけるE B P Mの実践の取組状況についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- E B P M実践事業について、昨年度は部局より提示された事業区分が2種類しかなく、今年度は事業区分にばらつきがあるが、その理由は何か。
→担当部局側に事情があり、今年度は新規事業の立ち上げや事業の大幅見直しに該当するケースが多かったのではないかと。
- 「医薬品等承認審査費」は、PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）との関連がある事業か。
→ご指摘のとおり、PMDA関連の事業である。
- 資料1の2頁の令和5年度E B P M実践スケジュールについて、今年度は行政事業レビューシートとE B P M実践が並走しているように見える。この2つの活動に重複する部分はあるか。
→行政事業レビューシートでは厚生労働省の千以上のすべての事業に対して基礎的なE B P Mに関する取組を実践している。この部分についてロジックモデルと重複する部分もあると思われる。とはいえ、行政事業レビューシートの運用見直しは今年度から開始しており、ロジックモデル作成という深掘りとはそこまで重複しないと考えている。なお、来年度以降の取組方針については第2回以降にて議論したい。
→全体的な取組方針は次回以降の議論となること、承知した。2つの方針を組み合わせで有効な取組としていただきたい。

(2) ロジックモデルの作成・点検について

事務局から、資料に基づき、ロジックモデルの作成・点検についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- ロジックの確認丸2において、初回の「問題なし」の割合が0%となっているが、これは部局または省内で分析手法の理解の差があると思われる。

→ロジックの確認丸2については昨年度と同様に指摘割合が高く、改めて周知を徹底するなどの取組を引き続き実施する。

→昨年度と今年度の取組は同じ部局ではなく、異なる部局が異なる事業を対象に実施しているが、部局によってデータの取り扱いスキルに差があり、今回選定した事業担当が慣れていない可能性がある。省内全体として、分析リテラシーを向上させる取組の重要性については、ご指摘のとおりと考えている。

→今年度が初年度や2年目であれば、統計的な分析手法リテラシーが内部で共有されていないということが考えられるが、3年以上実施している取組であり、どの程度蓄積されているかを議論する必要がある。EBPM関連の研修において、省内の統計的な分析手法リテラシーを向上させるために、参加者数や内容の浸透度合いが重要となるが、今年度もEBPM研修を実施しているのか。

→基礎的な研修は秋頃に実施しているが、それ以外にもロジックモデル作成担当者に向けて研修を実施している。とはいえ、千以上ある事業の中から十数事業がロジックモデルを作成している現状であるため、分析手法リテラシーの蓄積には時間を要していると思われる。

→研修の実施時期はロジックモデルの作成前か、または作成後か。

→ロジックモデル作成時に研修を実施している。資料2の8頁のとおり、EBPM取組体制においてEBPM実践担当者研修を必須研修としており、作成と同時期に研修を受ける仕組みとなっている。

→研修の実施時期に問題があるということではないと理解した。
- 点検項目が細かく設定されているが、事業によっては指標設定において「該当なし」と判断できる場合もあると思われる。その場合は「問題なし」と判定されるのか。

「該当あり」の中での「問題なし」を判別できるとよい。もしくは、あらかじめ「該当なし」と判断できるようなものは省くことも考えられる。

→実績として、「該当なし」と判断されるようなケースは存在しなかった。何らかの指標は設定いただいていた。ただし、ご指摘のとおり、事業によっては設定が難しいものもあると考えられるため、今後に向けて検討する余地はあると考える。行政事業レビューシートでも中期アウトカムの設定は任意とされており、事業特性に合わせて考慮することも考えられる。
- EBPMに関する研修は録画されたものを視聴するイメージか。

→ご認識のとおりである。

- 例えば、「医薬品等承認審査費」については、事業から派生して他事業への影響もあると思われる。現状は、他の事業への影響を勘案した視点は含めず、個別事業の影響のみを整理することに重点を置いているのか。
→現状は予算プロセスの中で事業単位でEBPMを取り入れ、ロジックモデルを活用しているため、他事業を勘案したものとしてとらえてはいないと思われる。予算プロセスの中ではロジカルに効果を確認することに重点を置いている。
→各事業は単独ではなく波及すると思われるので、将来的には単独の政策効果が他の事業にどのように影響するかを見据えてアウトカムを設定できるとよい。
- EBPMを予算の観点から活用することは自然なことであるが、それぞれの事業がお互いに関連している。省庁の予算制約の中で、事業全体や厚生労働省全体としては波及効果も確認する必要がある。

(3) 重点フォローアップ事業の選定基準について

事務局から、資料に基づき、重点フォローアップ事業の選定基準についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 労働基準局や老健局の事業は対照群を設定できる可能性があるとのことだが、事業前後のデータは他の調査で得るのか、または事業の中でデータ取得を行うか。
→現段階ではロジックモデル上の情報のみで可能性を判断しており、今後、重点フォローアップ事業として選定された事業に対しては、ヒアリング等を通して正確な確認を行う予定である。なお、これらの事業に関しては、事業推進過程で入手するデータを活用することを想定している。
→すでに評価に使えるデータを公的に取得しているケース、他事業で取得しているケース、リサーチデザインにより未来志向で取得するケースにおいて、「データの利用可能性」の意味が変わる。どのような意味で「データの利用可能性」を判断しており、どのような対照群を設定しているかを再度検討いただきたい。
- 「データ取得可能性が低い」と判断しているケースがあるが、このようなケースでは、担当部局とのやり取りの中でデータの取得方法を提案しているのか。また、重点フォローアップ事業の対象外としている事業の特性の中に「費用対効果が十分に見込めない」とあるが、費用は予算規模を見ているか、または人的リソースも含めた幅広い費用と捉えているか。予算規模としての費用としている場合は、予算規模を縮小すれば判断は変わるのか。「費用対効果」の判断基準を教えてください。
→その事業のデータ取得可能性や、効果を確認できるかが判断基準になっている。特に社会・援護局の戦傷病者福祉事業は「費用対効果」の観点から事業を見直すことに

は適さないと考えられる。

→事業内における費用か、または予算規模としての費用かについては関係なく、やること自体に価値があるということか。

→費用対効果という尺度がなじまない事業であると考え、「費用対効果」を記載したと考えている。

→「費用対効果」に関する考え方を整理する必要があると考える。事業内容でケースバイケースに判断しているため、「費用対効果」の考え方を整理し、馴染むかどうかの基準を設けるとよい。「データの取得可能性」について、事業選定後にデータ取得できない場合のロジックモデル修正を許容しているが、その場合に対応策を書くこと選定されやすい等の書き方があると思われる。実現可能性や当初の目的に沿ってロジックモデルを書いているが、選定対象外になりやすい記載ぶりにならないように改善する必要があると考えられる。

→EBPMの推進において、効果検証を実施して政策展開するという理念があるが、実際の政策実施にあたっては、当初段階で効果検証を行うという考えが抜けていることが多く、後から効果検証を求められ、そのためのアンケート調査を後追いで実施することもあった。政策実施の前に効果検証を想定したうえでデータの取得可能性も意識し、事業展開する必要があると考えている。ただ現実が追いついていないため、組織全体として考えていきたい。

- 対象事業は、エビデンスレベルが高いものから重点的に力を入れて対応する予定か。分析レベルの判断に対照群を設定できるかどうかを重視しているようだが、細かい時系列データを取得することができれば、時系列ランダム化比較実験も検討することができる。対照群の有無を過剰評価せずに優先順位を検討することも考えられる。

→現在の選定フローはエビデンスレベルの影響度合いが高いが、今後において優先度を見直す余地はある。

- 事業を実施する前から、行政記録情報を含めてどのようなデータを取得できるかを念頭に置き、事業全体を評価すべき。

→行政記録情報の活用も視野に入れながら取り組みたい。

→NDBや介護DBに続き、来年度からは難病等の情報も医師会から情報提供がされるのでEBPMに活用いただきたい。

3 その他

全体を通しての質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 公的統計の新たな調査実施可能性について議論いただきたい。データベースの様々な形での活用において、サーバー容量の拡大が必要となる。また、インフラ整備のため

に予算の編成も必要となる。さらに個人情報のセキュリティ管理も必要になり、大規模データの管理について全省庁レベルでの議論も必要となる。

- 総論では政府全体として行政記録情報を有効活用していく方向ではあるが、各論では、個人情報を含む行政記録情報が多いため、個人情報保護の観点からデータの利活用に慎重になっている。どのように利用していくかを引き続き研究する必要がある。また、行政記録情報をEBPMの中でどう使えるかという点では、活用する側のリテラシーも上げていく必要がある。
- 人的資源もEBPMにおいて重要である。行政事業レビューシートをレビューしたが、研究者視点からはEBPMになじまない事業もあった。研究者視点では問題ありと感じる選定となっている可能性があるため、無理に対象にするのではなく、なじむものについて、実施できる範囲で選択と集中を行う必要がある。
→EBPMになじまない事業もあるため、メリハリをつけて進めていきたい。
- データの活用は政策立案する際に必要となる。また効果検証方法を省庁で周知することも重要であるが、その際に個人情報の取り扱いが問題となる。個人情報を含んだデータを匿名化して研究を進めている研究者は多く存在し、日本経済学会等でも発表されており、ロールモデルとなっており、参考にしていきたい。また、EBPM評価事業は2020年から数えて4年目となり、基礎的な考え方が省内で蓄積されていることが期待される。ただし、ロジックモデルの書き方次第で評価対象事業への選定の有無が影響を受けるため、選定されること自体が魅力的になるようなインセンティブ・仕掛けが必要である。例えば、選定された場合にはアンケート調査費部分について、EBPM推進という名目として別枠の予算を付与し、サポートするなどの方法がある。また、効果検証対象事業に選ばれることは説明責任を果たしている証拠であり、それ自体が名誉なことである点も広く発信していきたい。
- 本日の議事の取りまとめとして、「令和5年度に実施したロジックモデルの点検結果」については、ロジックモデルや検証方法等の精度向上に寄与することから、概ね妥当である。また、「令和5年度のEBPMの実践事業の選定基準・対象事業および重点フォローアップ事業の選定」については、EBPMの進行や事業の進捗等の観点から概ね妥当であると整理する。本日のご意見等の詳細については、検証結果取りまとめの報告書で整理させていただきたい。

以上

項目		令和5年6月1日現在のフォローアップ
番号		
EBPM実践対象事業選定年度		
所管部局		
事業名		
事業開始年度		
事業の実施状況と今後の予定		
事業の実施状況		
事業の現状 アクティビティごとに「未実施」、「実施中」、「実施済み」から選択してご記入ください。		
アクティビティ・アウトプットの進捗状況 「実施中」、「実施済み」の場合、ロジックモデルで想定していたアクティビティ・アウトプットの数値と比較した進捗状況をご記入ください。		
事業の今後の予定		
事業終了予定年度（事業実施最終年） 決まっている場合はご記入ください。		
事業の大幅な見直し（事業の拡充、事業内容の変更、廃止など）の実施予定年度 予定されている場合ご記入ください。		
現在のEBPMの進捗状況・課題		
現在のEBPMに関する取組状況		
事務局コメント（【参考】シート参照）への対応状況		
アウトカムの達成状況		
効果検証の実施有無（予定を含む）		
効果検証の実施有無が有の場合		
効果検証の内容及び手法 例：xx（事業）によるxx（アウトカム）への効果について、差の差分析や傾向スコアマッチングを用いた検証を行った。		
効果検証によって得られた政策的な示唆		
EBPMの実践を通じた事業の見直し状況 ロジックモデルの作成から効果検証に至るまでの各プロセスにおける事業の見直し状況をご記入ください。		
EBPMの実践における現在の課題		
EBPM実践の今後の予定		
ロジックモデルの変更の有無 ロジックモデルをブラッシュアップしている場合には別に添付してください。		
効果検証（データ分析）希望の有無		

アウトカムの測定

- ・短期アウトカム、長期アウトカムについて、各欄を記入してください。
- ・アウトカム名・測定指標については、ロジックモデルを参考に事務局で記入していますが、適宜ご修正ください。
- ・追加でアウトカムを設定していて枠が足りない場合には、枠を追加してください。

短期アウトカム_1	
アウトカム名	
測定指標	
事業実施中及び事業実施後の期間に関するデータの取得状況/取得予定	
事業実施前の期間に関するデータの取得可否/取得状況 ※データ例：事業を実施した対象者の事業実施前のデータ（公的統計の個票データや行政記録情報、アンケート調査等を含む）	
比較対象群の設定の有無 アウトカムの測定指標について比較対象を設定している場合は、設定した比較対象群を記入してください。	
短期アウトカム_2	
アウトカム名	
測定指標	
事業実施中及び事業実施後の期間に関するデータの取得状況/取得予定	
事業実施前の期間に関するデータの取得可否/取得状況 ※データ例：事業を実施した対象者の事業実施前のデータ（公的統計の個票データや行政記録情報、アンケート調査等を含む）	
比較対象群の設定の有無 アウトカムの測定指標について比較対象を設定している場合は、設定した比較対象群を記入してください。	
短期アウトカム_3	
アウトカム名	
測定指標	
事業実施中及び事業実施後の期間に関するデータの取得状況/取得予定	
事業実施前の期間に関するデータの取得可否/取得状況 ※データ例：事業を実施した対象者の事業実施前のデータ（公的統計の個票データや行政記録情報、アンケート調査等を含む）	
比較対象群の設定の有無 アウトカムの測定指標について比較対象を設定している場合は、設定した比較対象群を記入してください。	
長期アウトカム_1	

アウトカム名	
測定指標	
事業実施中及び事業実施後の期間に関するデータの取得状況/取得予定	
事業実施前の期間に関するデータの取得可否/取得状況 ※データ例：事業を実施した対象者の事業実施前のデータ （公的統計の個票データや行政記録情報、アンケート調査等を含む）	
比較対象群の設定の有無 アウトカムの測定指標について比較対象を設定している場合は、設定した比較対象群を記入してください。	
長期アウトカム_2	
アウトカム名	
測定指標	
事業実施中及び事業実施後の期間に関するデータの取得状況/取得予定	
事業実施前の期間に関するデータの取得可否/取得状況 ※データ例：事業を実施した対象者の事業実施前のデータ （公的統計の個票データや行政記録情報、アンケート調査等を含む）	
比較対象群の設定の有無 アウトカムの測定指標について比較対象を設定している場合は、設定した比較対象群を記入してください。	
長期アウトカム_3	
アウトカム名	
測定指標	
事業実施中及び事業実施後の期間に関するデータの取得状況/取得予定	
事業実施前の期間に関するデータの取得可否/取得状況 ※データ例：事業を実施した対象者の事業実施前のデータ （公的統計の個票データや行政記録情報、アンケート調査等を含む）	
比較対象群の設定の有無 アウトカムの測定指標について比較対象を設定している場合は、設定した比較対象群を記入してください。	
EBPM担当コメント欄	

※EBPMでは、事業の効果検証によってエビデンスを創出し、それを用いた政策改善を目的としています。

**令和 5 年度厚生労働省委託
「E B P M推進に係る調査研究等一式」事業
第 3 回 厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会**

議事次第

日	時	令和 6 年 2 月 8 日（木）13:00～14:30
場	所	WEB 会議形式にて開催
議	事	1 E B P M実践の取組状況の検証 2 検証結果取りまとめ(案) 3 その他

配付資料

資料 1	令和 5 年度効果検証対象事業の選定
資料 2－1	厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会 検証結果取りまとめ（案）のポイント
資料 2－2	厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ（案）
資料 3	厚生労働省における E B P Mに資する取組について

参考資料

参考 1	第 2 回 厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会議事概要
参考 2	令和 5 年度ロジックモデル作成状況（令和 6 年 2 月 8 日現在）

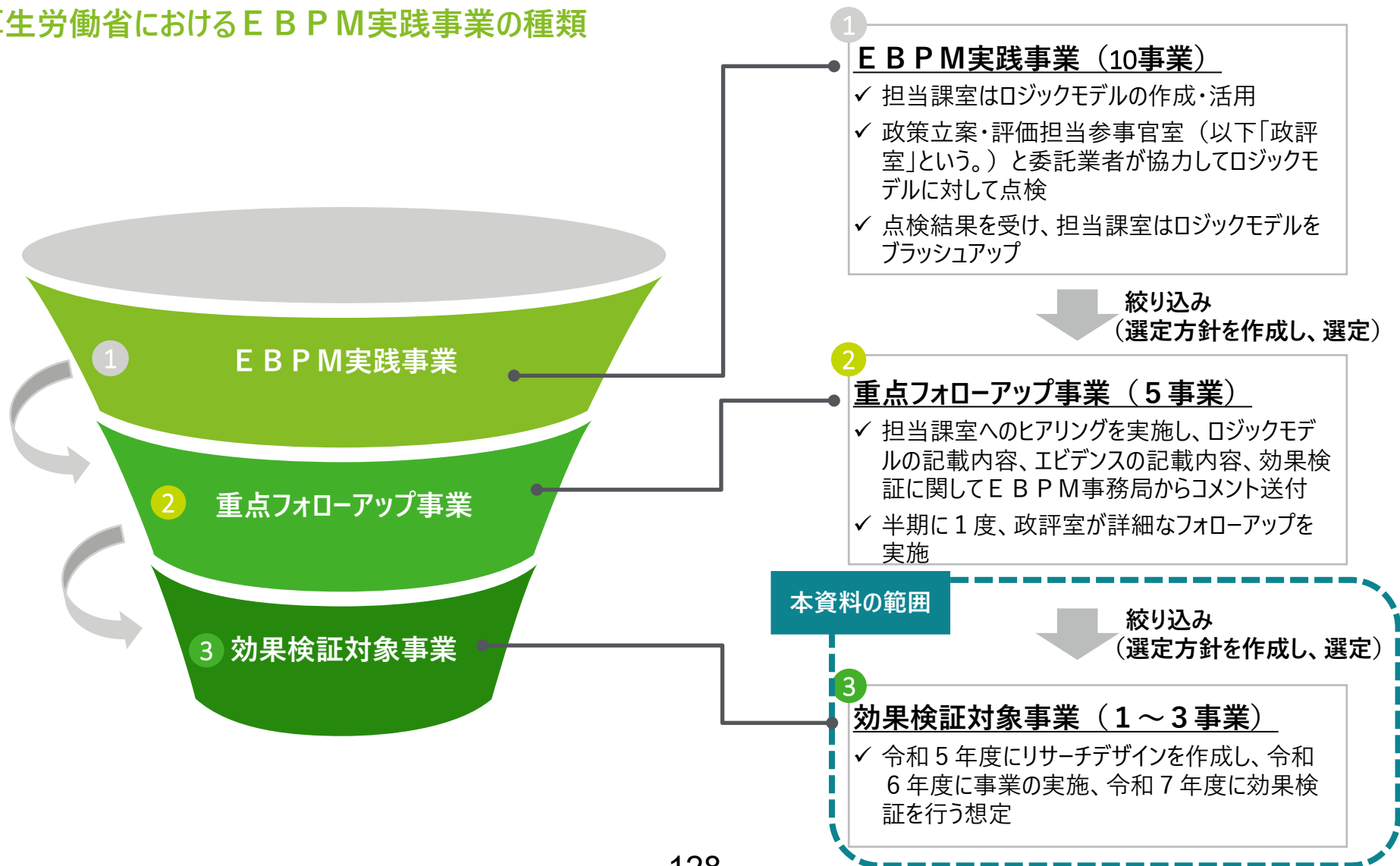
資料 1
令和5年度効果検証対象事業の選定
2024年2月8日

目次

1. 厚生労働省におけるE B P M実践事業の種類	p.3
2. 令和5年度効果検証対象事業の位置付け	p.4
3. 令和5年度効果検証対象事業の選定方針における観点	p.5
4. 各観点における具体的な選定基準	p.6
5. 令和5年度効果検証対象事業候補の一覧	p.7

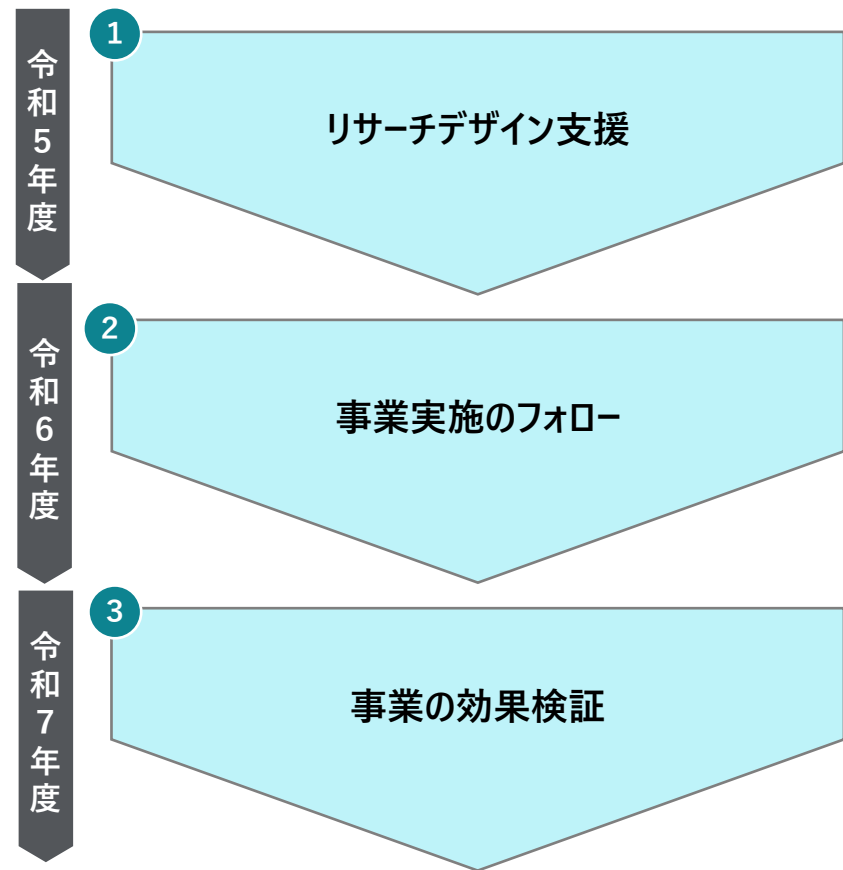
令和5年度効果検証対象事業については、選定方針を作成し、重点フォローアップ事業から対象事業を選定する

厚生労働省におけるE B P M実践事業の種類



令和 5 年度効果検証対象事業は、令和 5 年度にリサーチデザイン支援、令和 6 年度に事業実施のフォロー、令和 7 年度に効果検証を実施する

令和 5 年度効果検証対象事業の位置付け



※令和 6 年度中に効果検証が可能な事業については、令和 6 年度に効果検証を実施し、令和 7 年度に事業改善方法の検討や結果の取りまとめを行うことも可能

項目		実施内容
1	リサーチデザイン支援	■ 担当部局へのヒアリング・協議 ■ データ取得方法の設計・支援 ■ 分析手法の整理・提案 等
2	事業実施のフォロー	■ 事業実施中の相談対応 ■ データ取得方法の各種サポート 等
3	事業の効果検証	■ 効果検証の実施 ■ 事業の改善方法の検討 ■ 結果取りまとめ 等

効果検証対象事業は、① 検証の費用対効果の観点、② 実行可能性の観点、③ 事業バランスの観点から総合的に評価し、重点フォローアップ事業の中から選定することを選定方針とする

令和5年度効果検証対象事業の選定方針における観点

検証の費用対効果の観点

今後の業務負担や事業の継続性等に照らして、検証の費用対効果が相対的に高いか？



検証の
費用対効果の観点

実行可能性の観点

効果検証の実施や検証結果の公開が可能か？



実行可能性の
観点

事業バランスの観点

事業バランスの観点

政策分野や事業類型のバランスが取れているか？



各観点における具体的な選定基準は以下のとおり

各観点における具体的な選定基準



検証の費用対効果の観点	実行可能性の観点	事業バランスの観点
■ 分析結果が事業の改善改良に寄与するか。 ■ 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか。 ■ 今後の業務負担や事業の継続性はどうか。（会計課意見） ■ 事業内容が教科書的事例であったり、データの活用や政策の重要性について特筆すべきものがあるか。	■ 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か。 ■ エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか。 ■ 分析に利用するデータとして複数年分を取得可能か。 ■ データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか。 ■ 令和 6 年度又は令和 7 年度中に有益な分析が可能か。	■ 政策分野のバランス（労働領域と厚生領域のバランスなど）が取れているか。 ■ 新規事業やモデル事業などの事業類型のバランスが取れているか。

令和 5 年度の効果検証対象事業候補は、重点フォローアップ事業の 5 事業である

令和 5 年度効果検証対象事業候補の一覧

部局	担当課室	事業名
医政局	地域医療計画課	重症患者診療体制整備事業
労働基準局	監督課	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組
職業安定局	労働移動支援室	副業・兼業に関する情報提供モデル事業
雇用環境・均等局	勤労者生活課労働者協同組合業務室	労働者協同組合法の円滑な施行
老健局	認知症施策・地域介護推進課	地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）等に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたデロイト トーマツ コンサルティング合同会社が参集を求めて開催されたものであり、令和5年10月11日から令和6年2月8日まで計3回にわたり、厚生労働省におけるEBPMの推進に係る取組について検証を行った。

厚生労働省の取組

- 令和5年度概算要求プロセスにおいて、①新規事業、②モデル事業、③大幅見直し事業のうち、一定の選定基準に該当するものについて、原則としてロジックモデルを作成する。なお、部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業（新規事業がない場合は既存事業）のうち最も要求額が大きい事業について、ロジックモデルを作成し、活用する。このうち一部を公表。
- EBPMの実践事業のロジックモデルについて、EBPM事務局が点検し、各部局担当に対して助言・効果検証方法等の提示を実施。

EBPM実践事業の選定基準

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が1億円以上の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和6年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践対象事業とする。

検証

1 ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

【検証結果】

- 令和5年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや検証方法等の精度向上に寄与することから、概ね妥当である。また、令和5年度のEBPMの実践事業の選定基準・対象事業および重点フォローアップ事業の選定については、EBPMの進行や事業の進捗等の観点から概ね妥当である。

【今後の課題】

- ① 初回提出時点における「問題なし」の事業の割合を高めることを目指す場合は、部局または省内における分析手法の理解を進めることが重要であり、引き続きEBPMや分析手法に関する研修を実施して分析手法リテラシーを高めることが望ましい。
- ② 現在は、予算プロセスの中で事業単位でEBPMを取り入れてロジックモデルを作成しているが、将来的には他事業との関連性を考慮し、政策効果が他事業へどのように影響するかを見据えたアウトカムを設定できることが望ましい。
- ③ NDBや介護DB以外にもEBPMに活用可能なデータが増えていく見込みだが、事業実施前から行政記録情報を含めてどのようなデータを取得および活用できるかを念頭において効果検証方法を検討することが望ましい。
- ④ 予算やデータ取得の困難さ等の問題が存在することですぐに対応することは難しいが、データをパネルとして追跡し、社会への影響および中長期的アウトカムを見据えた分析を実施することが望ましい。効果検証にはどのようなデータを取得すべきかの検討を習慣化することが重要である。また、関連して定期的に取得している業務データ（納税額、保険料等）等との紐付けが、コストをかけずに実践できる方法と考えられる。
- ⑤ 長期的な効果検証を実施する場合、担当者の異動等に備えてサポート体制や引継ぎを滞りなく実施できるようにすることが重要である。そのために、引き続きEBPM研修や統計研修の実施、分析チーム組成によるプラクティスを繰り返し、省内で138手法リテラシーを持つ職員を増やすことが必要である。

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ(案)のポイント

2 次年度のEBPMの実践に向けた検証

ア 事業のスクリーニング基準(選定基準・除外基準)に係る検証

- ・ EBPM実践事業の選定・除外基準
- ・ 重点フォローアップ事業の選定基準
- ・ 効果検証対象事業の選定基準

イ 予算過程での反映方法に係る検証

ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

エ 厚生労働省におけるEBPMの取組サイクルについて(3年スキーム)

オ 今後の取組について

カ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

【検証結果】

- 重点フォローアップ事業への支援・助言等及び効果検証対象事業の選定方法については、おおむね妥当である。
- 過年度選定のEBPM実践事業の取組状況については、定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて新たに効果検証方法を提案していること、また、過年度のEBPM実践事業の効果検証については差の差分析や傾向スコアマッチングといった一定レベルの検証が予定されており、EBPMの質の向上の観点から、おおむね妥当である。
- 今後の取組に向けた課題については、EBPMの更なる推進、普及・浸透等の観点から、おおむね妥当である。



【今後の課題】

- ア
 - ・ スクリーニング基準「データの利用可能性」について、どのタイミングでデータを取得し、活用するかによって利用可能性の意味が変わるため、「データの利用可能性」の判断基準を再度検討し、ロジックモデルにおいて設定している処置群および対照群と利用可能なデータを確認することが重要である。
 - ・ 効果検証対象事業の選定において、詳細な時系列データを取得することができれば分割時系列デザイン(interrupted time-series design)等の他の効果検証手法も検討することができるため、そのような点も考慮しながら総合的に検討し、優先順位を付けることが望ましい。
- オ
 - ・ 行政事業レビューシートのエラーチェックについて、最初の数年では人員確保の課題に対応しつつ簡易的にチェックを進め、チェック基準を調整することが重要である。その上で、将来的には機械的に自動チェックできるような仕組みを構築することが考えられる。
- カ
 - ・ EBPMを推進する際のデータの利活用について、行政記録情報の活用のほか、公的統計についても場合によっては新たな調査の実施可能性も含めて検討してはどうか。
 - ・ データ利活用の際、個人情報の扱いが問題になるが、日本経済学会でも税務データを利活用した研究結果が発表されており、これがあるべき方向性の1つのロールモデルになるのではないかと。
 - ・ ロジックモデルの書き方が効果検証対象事業の選定有無に影響するため、EBPMの推進を更に加速させる上では、選定されること自体が魅力的になるような仕掛けを検討することが必要である。また、EBPMの重要性を考えると政策評価の取組に対する予算の拡充を検討することが望ましい。EBPMの実践に関して、事業の中にはEBPMになじまないものもあり、人的資源の観点からも無理に対象にするのではなく、実施できる範囲で選択と集中を行う必要がある。

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

検証結果取りまとめ（案）

令和 6 年 2 月 8 日

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

目次

はじめに	1
1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項.....	2
2 検証結果取りまとめ.....	3
(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証.....	3
(ア) 令和5年度のE B P M実践の取組の検証.....	3
(イ) 過年度選定のE B P M実践事業の取組の検証	5
(2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証.....	6
(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証.....	6
(イ) 予算過程での反映方法に係る検証.....	9
(ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証.....	10
(エ) 厚生労働省におけるE B P Mの取組サイクルについて（3年スキーム）. .	11
(オ) 今後の取組について.....	13
(カ) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証.....	14

参考資料

参考1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱	16
参考2 検証会の開催状況等	18
参考3 第1回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	} (添付省略)
参考4 第2回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	
参考5 第3回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	

はじめに

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）（以下「工程表」という。）等に基づき、外部有識者による E B P M の実践状況の検証等を行い、E B P M の更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたデロイト トーマツ コンサルティング合同会社が参集を求めて開催されたものであり、令和 5 年 10 月 11 日から令和 6 年 2 月 8 日まで計 3 回にわたり、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組について検証を行った。

本取りまとめは、以上の検証結果を当検証会の責任において取りまとめたものであり、厚生労働省においては本取りまとめにおける指摘等を踏まえ、今後の E B P M の推進に係る取組を進めることを期待する。

なお、内閣官房行政改革推進本部事務局は、年度ごとに E B P M の取組方針（以下「行革方針」という。）を作成し、各府省はその行革方針に沿った対応が求められることから、厚生労働省における E B P M の推進に当たっては、行革方針との整合性を図りつつ検討することが必要である。

1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における 検証事項

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会では、以下の点を検証事項として検証を行った。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(ア) 令和5年度のE B P M実践の取組の検証

令和5年度のE B P M実践事業に対し、ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の検証を行った。

(イ) 過年度選定のE B P M実践事業の取組の検証

令和3年度、令和4年度におけるE B P M実践事業に対し、その取組状況についてフォローアップを通じて検証を行った。

(2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証

(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証

令和5年度のE B P M実践事業の選定基準・除外基準について検証を行った。また、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準についても検証を行った。

(イ) 予算過程での反映方法に係る検証

E B P Mがより普及・浸透するために必要な予算過程での反映方法（評価方法や活用方策など）について検証を行った。

(ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

E B P M実践事業実施後の効果検証方法等について検証を行った。

(エ) 厚生労働省におけるE B P Mの取組サイクルについて（3年スキーム）

令和2年度より実施している3年スキーム（1年目はE B P Mの実践（ロジックモデルの作成）、2年目は事業の実施、3年目は効果検証の実施）が1巡したため、E B P Mの取組サイクルについて検証を行った。

(オ) 今後の取組について

令和5年度の取組内容を踏まえ、令和6年度以降のE B P Mの実践について検証を行った。

(カ) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

その他省内のE B P Mの普及・浸透及び質の向上を図るために必要な全体スキームについて検証を行った。

2 検証結果取りまとめ

前項1で示した各検証事項について、検証結果は以下のとおりである。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(ア) 令和5年度のEBPM実践の取組の検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、後述の(2)(ア)に記載の選定基準に沿って、令和5年度のEBPM実践事業を選定し、選定された実践事業のうち、除外基準に該当するものを除き、以下の観点に基づき、エビデンスの活用、ロジックモデルの記載内容及び要素項目間の論理的整合性、効果検証方法及び指標設定の妥当性などを中心に点検を行った。点検項目は、必ず修正が必要な必須項目と、修正が望ましい推奨項目の2種類を設定した。

次に、上記実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、ロジックモデルの修正と将来の効果検証を可能にするための方法について点検し、コメントを作成した。点検項目は上述の項目と同じである。また、各事業の効果検証方法については、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を併せて提示した。

【ロジックモデルの点検の主な観点】

現状分析・課題
● エビデンス（統計等データや研究成果）やデータ出典を示しながら記入されているか。 ● 現状分析と課題の書き分けがされているか。
事業概要・アクティビティ
● 事業概要とアクティビティの内容が一貫しているか。 ● アクティビティは実施項目別に細分化・具体化されているか。
アウトプット
● アクティビティに応じたアウトプットが記入されているか。
アウトカム（短期・長期）
● 事業の期待される成果として、定量的な指標が可能な範囲で設定されているか。 ● 目標達成時期が設定されているか。

ロジックの確認①【インプット⇒アクティビティ⇒アウトプット⇒アウトカム⇒インパクトの論理展開の妥当性】 ● 要素項目間（アクティビティ・アウトプット・アウトカム）の流れに論理的整合性が成立しているか。 ● 短期アウトカムと長期アウトカム間で飛躍がないか。
ロジックの確認②【課題解決の手段としての当該事業（アクティビティ）の妥当性】 ● 当該事業を行うことで課題が解決できることをエビデンス（統計等データや研究成果）を用いて記入されているか。 ● 参照しているエビデンスが妥当か。
効果検証方法 ● PICO が適切に設定されているか。 ● 比較対象の設定（例：実施地域と未実施地域）が妥当か。 ● 分析に必要なデータの収集方法が事前に検討されているか。
指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由 ● 指標の設定理由ではなく、指標の目標水準の設定理由（具体的な数値の根拠）が記入されているか。 ● 目標達成時期の設定理由が妥当か。
指標を算出する調査名等 ● 定量的な指標を設定している場合、指標の算出に用いる調査名等が適切に記入されているか。

②検証結果

令和5年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、概ね妥当である。ただし、以下の点について留意が必要である。

（i）ロジックモデルの点検・助言の検証

初回提出時点において、「問題なし」の割合が低いものが存在しているが、これは部局または省内で分析手法の理解に差があるためと考えられる。引き続きEBPMや分析手法に関する研修を実施して分析手法リテラシーを高めることが望ましい。

また、現在は、予算プロセスの中で事業単位でEBPMを取り入れてロジックモデルを作成しているが、将来的には他事業との関連性を考慮し、政策効果が他事業へどのように影響するかを見据えたアウトカムを設定することが望ましい。

(ii) 効果検証方法等の検証

NDBや介護DB以外にもEBPMに利用可能なデータが増えていく見込みだが、事業実施前から行政記録情報を含めてどのようなデータを取得および活用できるかを念頭において効果検証方法を検討することが望ましい。

(イ) 過年度選定のEBPM実践事業の取組の検証

① 厚生労働省の取組

令和3年度、令和4年度に選定した重点フォローアップ事業について、効果検証に向けて定期的にフォローアップを行った。

また、令和3年度、令和4年度の効果検証対象事業について、2年後に当たる令和5年度、令和6年度に実施予定の効果検証に向けて、事業の実施状況やデータの取得状況等について事業担当課室へのヒアリングを行った。ヒアリングの結果、当初予定していた効果検証が実施できないことが想定される場合は、代替案となる効果検証方法を支援した。

② 検証結果

令和3年度、令和4年度に選定したEBPM実践事業については、定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて当初予定していた効果検証の代替案を提案しており、概ね妥当である。

ただし、予算やデータ取得の困難さ等の問題が存在することですぐに対応することは難しいが、データをパネルとして追跡し、社会への影響および中長期的アウトカムを見据えた分析を実施することが望ましい。効果検証にはどのようなデータを取得すべきかの検討を習慣化することが重要である。また、関連して定期的に取得している業務データ（納税額、保険料等）等との紐付けが、コストをかけずに実践できる方法と考えられる。

また、長期的な効果検証を実施する場合、担当者の異動等に備えてサポート体制や引継ぎを滞りなく実施できるようにすることが重要である。

(2) 次年度の E B P M の実践に向けた検証

(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、令和 5 年度の E B P M 実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、さらに、重点フォローアップ事業の中から効果検証対象事業を選定した。

E B P M 実践事業、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準等は以下に示すとおりである。

【E B P M 実践事業の選定基準】

令和 6 年度予算要求事業のうち、事業の特性上 E B P M になじまないもの等（除外基準に該当するもの）を除き、下表に該当する事業について、ロジックモデルを作成した。

①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が 1 億円以上の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度に E B P M の実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額 50% 以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が 1 億円以上の事業
④	①に該当しない 新規事業 又は ③に該当しない 既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が 1 つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和 6 年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

【E B P M実践事業の除外基準】

i	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
ii	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
iii	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手法を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)
iv	効果検証実施年度（令和7年度）までに終了する事業（モデル事業を除く。）
v	政策目的から遡った政策手段の検討余地がない事業（義務的経費の支出、システム改修、施設整備などの事業で、既定方針の実施過程にあるもの）

注 上記 i ～ v 以外に、特殊事情により E B P M の実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

【重点フォローアップ事業の選定基準】

厚生労働省の E B P M 実践事業の中から、以下①②に該当する事業	
① 事業特性として妥当である事業	● 効果検証を実施するうえで、アウトカムの分析が困難な事業及び費用対効果が十分に見込めない事業は、今年度の重点フォローアップ事業の対象外とする。
② データの取得可能性が高い事業	● 定量的な分析をするためのデータの取得可能性が高いこと、また、処置群の事前・事後データの取得可能性が高いことを重点フォローアップ事業への選定条件とする。 ● 加えて、以下の基準に応じて、想定される効果検証の分析レベルを判断する。 I) 対照群を設定し、事業の非対象者の事前・事後データの収集が期待できるか。 II) 効果検証を実施するうえで十分なサンプルサイズが期待できるか。
⇒同一課室で複数の事業が選定される場合、分析レベルが高い事業を優先し、一課室一事業に限定する。	

【効果検証対象事業の選定基準】

1	検証の費用対効果の観点 ● 分析結果が事業の改善改良に寄与するか。 ● 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか。 ● 今後の業務負担や事業の継続性はどうか。（会計課意見） ● 事業内容が教科書的事例であったり、データの活用や政策の重要性について特筆すべきものがあるか。
2	実行可能性の観点 ● 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か。 ● エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか。 ● 分析に利用するデータとして複数年分を取得可能か。 ● データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか。 ● 令和6年度又は令和7年度中に有益な分析が可能か。
3	事業バランスの観点 ● 政策分野のバランス（労働領域と厚生領域のバランスなど）が取れているか。 ● 新規事業やモデル事業などの事業類型のバランスが取れているか。

③検証結果

令和5年度のEBPM実践事業の選定基準・除外基準、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準については、EBPMの普及・浸透や事業の領域バランス等の観点から、概ね妥当である。

なお、重点事業の選定にあたっては、データの利用可能性が統計的な事業評価を行う際には必要になる。一方で「データの利用が可能」ということについては、公的統計で取っている、事業の中で集めていく、など多義的であることから、客観的に判断できる基準を検討することが望ましい。

また、効果検証対象事業の選定において、詳細な時系列データを取得することができれば分割時系列デザイン（interrupted time-series design）等の他の効果検証手法も検討することができるため、そのような点も考慮しながら総合的に検討し、優先順位を付けることが望ましい。

(イ) 予算過程での反映方法に係る検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、工程表等を踏まえ、EBPMをより一層推進するため、予算過程とEBPMの一体的取組として、予算検討・要求過程においてロジックモデルの作成・活用などを行った。

主な取組は以下のとおりである。

厚生労働省の予算（検討・要求）過程における活用	
令和6年度予算（検討・要求）過程における活用	
令和5年4月以降	各部局において、予算要求内容の検討（ロジックモデルの作成）
6月中旬～	各部局のロジックモデルをEBPM推進チーム事務局で確認し、修正案を提示し調整
7月上旬～	各部局は会計課説明において、ロジックモデルを活用
8月末～	財務省主計局説明においても、ロジックモデルを活用
12月末	政府予算案の内示（ロジックモデルに修正があれば反映）
5月～7月	試行版レビューシートにおけるEBPM関係部分の内容確認（15事業）
9月中旬	会計課と協力して優良事例の選定を実施（1事業）
11月中旬	秋の行政事業レビューに会計課と協力して対応（2事業）

このような予算過程とEBPMの一体的取組を行った結果、以下のような課題が散見された。

- ロジックモデルは、論理展開の妥当性の確認などに一定の有効性が認められるが、説明資料としては十分に活用されていないケースがあった。
- EBPMの実践事業の選定において、EBPMに馴染む事業か否かの部局内の調整に時間を要し、会計課説明までにロジックモデルのブラッシュアップが間に合わないケースがあった。

② 検証結果

令和6年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、EBPMの更なる推進の観点から、概ね妥当である。

(ウ)事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

①厚生労働省の取組

過年度のE B P M実践事業のうち、重点フォローアップ事業や効果検証対象事業を中心として、効果検証の精度向上につなげられるようによろず相談や好事例の横展開などを行いながら効果検証を実践した。

主な取組は以下のとおりである。

令和5年度の効果検証の取組における現状

- 令和3年度のE B P M実践事業は、令和5年度が効果検証の実施年度に当たるため、事業効果を検証（自己点検）
- 令和4年度のE B P M実践事業は、令和6年度の効果検証に向けて、事業を実施
- 令和5年度のE B P M実践事業の中から、重点フォローアップ事業（5事業）を選定し、効果検証手法等を提示（令和7年度に向けて）
- 重点フォローアップ事業の中から、効果検証方法の精度向上を図るため、効果検証対象事業を選定予定（令和7年度に効果検証を実施）
- 過年度のE B P M実践事業について効果検証の実施
- 効果検証方法等に係る相談支援（よろず相談）の実施
- 事例集を作成し、効果検証を含めた好事例を横展開

なお、令和5年度のE B P M実践事業は、事業実施が令和6年度となることから、効果検証は令和7年度に実施することとなる。令和7年度に実施する効果検証の取組（予定）は以下のとおりである。

令和5年度のE B P M実践事業の効果検証(令和7年度の効果検証)の取組(予定)

- 令和5年度のE B P M実践事業については、令和6年度の事業実施後の令和7年度に事業効果を検証（自己点検）
- 効果検証方法等に係る相談支援（よろず相談）の実施
- 効果検証結果を踏まえた事業の改善

また、令和3年度、令和4年度のEBPM実践事業についてフォローアップを行った結果、以下のような課題が散見された。

EBPMの効果検証の取組の課題
● 効果検証に取り組むに当たり、人的（効果検証や結果を分析できる人材）、予算的（効果検証のための調査を実施する予算、効果検証方法に関連する予算など）、時間的リソースが不足。 ● 効果検証手法データの取得が困難なことから、提示した分析のレベルを下げるケースがあった。 ● 新型コロナウイルス感染症の影響により、円滑な事業の実施が困難となったため、当初の予定とおりの効果検証ができないケースもあった。

②検証結果

事後の効果検証スキーム等については、EBPMの普及・浸透及び質の向上の観点から、概ね妥当である。

(エ)厚生労働省におけるEBPMの取組サイクルについて（3年スキーム）

①厚生労働省の取組

厚生労働省では、統計改革推進会議最終とりまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）等に基づき、平成30年度からロジックモデル作成等のEBPMの実践を開始した。その後、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）において、EBPMの実践事業を拡充する方針が示されたこと等を踏まえ、実践事業の選定基準や、事業見直しに当たってのプロセス等について検討を進め、令和2年度から3年スキーム（1年目はEBPMの実践（ロジックモデルの作成）、2年目は事業の実施、3年目は効果検証の実施）でEBPMの実践に取り組んでおり、令和4年度に3年スキーム（令和2年度事業）が1巡した。

主な取組は以下のとおりである。

EBPMの取組サイクルの取組状況
● 令和2年度の効果検証事業は「高齢者医薬品安全推進事業」、「高齢労働者処遇改善促進助成金」の2事業を選定 ※EBPM実践事業は40事業、うち重点フォローアップに選定したものは12事業 ● 当該2事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により高齢労働者の増額改定に取り組む事業主が少なかったことや、ポリファーマシー（「単に

服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下等の問題につながる状態」）の改善の有無を定量化することが難しい、などの状況により、当初想定していた効果検証には至らなかったものの、代替手段による効果の検証、課題の確認などが行われた。

- なお、令和3年度に効果検証事業として選定された「障害福祉分野のICT導入モデル事業」については、補正予算により1年前倒しで事業が実施されたため、令和4年度に効果検証を実施した。

また、令和4年度における3年スキーム（令和2年度事業）の1巡を踏まえ、以下のようにまとめた。

E B P Mの取組サイクルのまとめ

- 令和2年度の効果検証事業は、上記のとおり当初想定していた効果検証には至らなかったものの、代替手段による効果の検証、課題の確認などが行われていることから一定の成果はあったものと考えられる。
- また、効果検証の取組を行うためには、設定する指標が適切か、データの取得は可能かなどを当初からしっかりと検討しておくことが重要であることが確認できた。

②検証結果

3年スキームの総括については、E B P Mの更なる推進、普及・浸透等の観点から、概ね妥当である。

(オ) 今後の取組について

① 厚生労働省の取組

政府全体の取組方針や令和5年度の実践内容などを踏まえ、令和6年度以降のEBPMの実践について以下のとおりにとまとめた。

令和6年度以降のEBPMの実践について		
- 令和6年度以降のEBPMの実践は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」、行政改革推進会議における総理指示等を踏まえ、令和7年度概算要求プロセスにおいて会計課と連携しながら行政事業レビューシート（以下「RS」という。）を活用して実施する。 - 実施方法は以下のとおり。コメント送付により事業所管部局にRSの記載内容の改善を促す。		
1	RSの指標等のエラーチェック	全てのRS（約1,000事業）について、EBPM関係箇所に入力・漏れがないかなどの簡易なエラーチェックを実施し、結果を事業所管部局へ送付
2	新規RSの内容確認	概算要求額が10億以上の新規事業（毎年約3事業）について、RSの詳細な内容確認を実施し、結果を事業所管部局へ送付
3	既存RSの内容確認	最初の5年で概算要求額が1億以上の事業（毎年約60～140）を、次の5年で概算要求額が1億未満の事業（毎年約70～110）のRSの詳細な内容確認を実施し、結果を事業所管部局へ送付

また、令和6年度以降のEBPM推進検討事業についての対応内容として、以下のようにとまとめた。

厚生労働省EBPM推進検討事業について
- 令和6年度以降のEBPMの実践方針を踏まえつつ、令和6年度も外部事業者の協力を得て、事業内容としては ① EBPMに係る相談・支援 ② EBPM実践施策に係る統計等データ入手方法、分析手法等の提言 ③ 各部局EBPM実践手法の分析 ④ EBPMに関する研修の開催 ⑤ 有識者検証会の開催等 を実施する。

②検証結果

今後の方針については、E B P Mの更なる推進、普及・浸透等の観点から、概ね妥当である。

ただし、行政事業レビューシートのエラーチェックについて、最初の数年では人員確保の課題に対応しつつ簡易的にチェックを進め、チェック基準を調整することが重要である。その上で、将来的には機械的に自動チェックできるような仕組みを構築することが考えられる。

(カ) その他 E B P M の取組に関する全体スキームに係る検証

E B P Mを推進する際のデータの利活用について、行政記録情報の活用のほか、公的統計についても場合によっては新たな調査の実施可能性も含めて検討してはどうか。データ利活用の際、個人情報の扱いが問題になるが、日本経済学会でも税務データを利活用した研究結果が発表されており、これがあるべき方向性の1つのロールモデルになるのではないか。

効果検証事業の選定に際して、ロジックモデルの書き方次第のところがある。選定されること自体が魅力的になるような仕掛けを検討することが必要である。効果検証事業に選ばれることは説明責任を果たしている証拠であり、それ自体が名誉なことである点も広く発信してもらいたい。また、EBPMの重要性を考えると政策評価の取組に対する予算の拡充を検討することが望ましい。

さらに、E B P Mの実践に関して、事業の中にはE B P Mになじまないものもあり、人的資源の観点からも無理に対象にするのではなく、実施できる範囲で選択と集中を行う必要がある。

参 考 資 料

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

1 目的

デロイトトーマツコンサルティング合同会社では、厚生労働省から委託を受け、令和5年度にE B P M推進に係る調査研究事業を実施している。

本事業の一環として、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年10月8日）に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として開催する。

2 検証事項

（1）ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

（2）次年度のE B P Mの実践に向けた検証

① 事業のスクリーニング基準に係る検証

② 予算過程での反映方法に係る検証

③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

④ その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

（1）検証会は、デロイトトーマツコンサルティング合同会社が別紙の構成員の参集を求めて開催する。

（2）検証会は、構成員のうち1人を座長として選出する。

（3）検証会は、座長代理を置くことができる。

座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

（4）座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（5）検証会の議事概要及び資料は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。

（6）検証会の庶務は、デロイトトーマツコンサルティング合同会社において行う。

（7）前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略、◎座長)

伊藤 伸介 中央大学 経済学部 教授

高久 玲音 一橋大学 経済学部 准教授

◎ 田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授

野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授

検証会の開催状況等

◆開催状況

- 第1回：令和5年10月11日（水）13:00～15:00 WEB 会議形式
 第2回：令和5年12月20日（水）10:00～12:00 WEB 会議形式
 第3回：令和6年2月8日（木）13:00～15:00 WEB 会議形式

◆厚生労働省

労働経済特別研究官	中井 雅之
参事官（政策立案・評価担当参事官室長）	三村 国雄
政策立案・評価推進官	山田 伸二
政策立案・評価担当参事官室室長補佐	井戸本 賢
政策立案・評価担当参事官室統計利活用専門官	山本 剛史
政策企画官	白木 紀行

◆事務局 デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

シニアマネジャー	永元 隆雄
コンサルタント	森田 哲朗
コンサルタント	永田 悠祐

◆検証会資料及び議事概要等【厚生労働省ホームページ（URL）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35557.html

◆厚生労働統計等の所在情報【厚生労働省ホームページ（URL）】

（1）厚生労働統計一覧；<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>

○厚生労働統計調査・業務統計等体系図（分野別・対象別一覧表）

https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/bunya_taisyoubetu.html

（2）統計等データの所在情報一覧；

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/touk-ei-data_madoguchi_00004.html

厚生労働省におけるEBPMに資する取組について

令和5年度 第3回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
(令和6年2月8日)

厚生労働省

厚生労働省におけるEBPMに資する取組について（1）

ロジックモデルの作成・活用及び効果検証の取組

<厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）等に基づく取組>

1 E B P Mの実践（別紙1参照）

- 厚生労働省におけるE B P M取組方針（2020年度から毎年度策定）に基づき、E B P Mの取組を実施
※令和元年から令和4年開催の公開プロセスにおいて、ロジックモデルを活用した審議を実施

<経済・財政一体改革推進委員会E B P Mアドバイザリーボードへの対応>

- 経済財政諮問会議の下に設けられた経済・財政一体改革推進委員会E B P Mアドバイザリーボード（エビデンス整備プラン）対応として、厚生労働省関係の政策効果の検証について随時報告

- ・公共職業訓練の効果分析
- ・特定健診・特定保健指導（我が国の特定保健指導の効果分析）
- ・保険者インセンティブ制度
- ・医療費適正化の取組（後発医薬費の使用促進策の効果検証）
- ・医療扶助
- ・求職者支援訓練の効果分析
- ・コロナ禍における雇用調整助成金の特例に係る検証

（URL）経済・財政一体改革エビデンス整備プラン2022進捗報告 <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/ab1/20221104/shiryou2.pdf>

（URL）経済・財政一体改革エビデンス整備プラン2023進捗報告 https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/committee/20231212/sankou_231221_2.pdf

EBPM推進に係る有識者検証会

- E B P Mの更なる推進を図ることを目的として、令和2年度から外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を実施（別紙2参照）

EBPMに係る相談・支援

- 民間事業者の知見を活用して、政策部局の職員から寄せられるE B P Mに関する相談（統計等データの活用などに関する相談を含む。）に対応（別紙3参照）

厚生労働省におけるEBPMに資する取組について（2）

EBPM推進のための人材育成

<「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」（令和3年6月7日※）に基づく取組等>

- 1 本方針に基づく計画的な研修の実施
 - 統計担当職員、統計活用分析職員等を対象とした統計研修方針に基づき、体系的な統計研修を実施（全職員・幹部職員のための統計研修、スキルレベル別研修など）
 - EBPM研修はスキルレベル別研修として、省内職員を対象にEBPMに関する基礎的な知識の習得を目的とするEBPM基礎研修に加え、実践的な知識の習得を目的とするEBPM応用研修を開催（別紙4参照）
- 2 EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（別紙5参照）
 - EBPMの実践を通じた統計の利活用を推進し、省内職員が統計データに係る分析手法を習得できるようにするため、省内有志によるEBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームを設置
 - （独）労働政策研究・研修機構（JILPT）と連携し、「EBPMセミナー」を開催

※平成30年4月にEBPMの推進のため、統計人材の確保・育成を図るために策定。その後、公的統計の整備に関する基本的な計画における方針等を踏まえ、令和3年6月に新たな基本方針として策定

EBPMの分析成果の情報発信

1 厚生労働省ホームページによる情報発信（別紙5参照）

- ・ 障害者雇用の促進
- ・ 時間外労働の上限規制
- ・ 生活困窮者自立支援制度の効果検証
- ・ 同一労働同一賃金の効果検証

（URL）EBPM分析レポート https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/toukei-data_madoguchi_00007.html

2 労働経済白書への掲載

- ・ 障害者雇用の促進
- ・ 時間外労働の上限規制
- ・ 公共職業訓練の効果分析（別紙6参照）
- ・ 同一労働同一賃金の効果検証

（URL）令和4年版 労働経済の分析 <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/21/dl/21-1.pdf>

（URL）令和5年版 労働経済の分析 <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/23/dl/23-1.pdf>

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針 (令和5年4月10日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 行政事業レビューにおけるEBPMの実践
 - ・ 政策の立案・改善や予算編成プロセスといった**意思決定プロセス**で予算事業で実施されている**行政事業レビューを活用**する。
 - ・ 各府省において、**レビューシート全体の品質管理を進めていく**。
 - ・ 各府省は、重点フォローアップ対象事業の改善結果と、府省内で選定・表彰した優良品事業改善事例を、EBPM推進委員会に報告する。
 - ・ **より発展的な効果検証を設計・実施**し、その結果を事業の改善に効果的に活用するなど、**事業の効果を追求する取組を行うことを推奨**する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・評価・見直し、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。
- **ロジックモデル**は、政策課題とその現状に対し、政策手段から目的までの「経路」を端的に図示化するものであり、政策形成・ブラッシュアップ、対外的なコミュニケーション、モニタリング・効果検証に有用であることから、**政策の立案・実施・見直しの各段階において活用することを推奨**する。

厚生労働省における令和5年度の取組方針

各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）においてEBPMを実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、**予算事業については行政事業レビューシート及びロジックモデルを活用**する。

- 行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践を行う。
 - ・ **試行版レビューシート、重点フォローアップ対象事業等について、レビューシート全体の品質管理**を行い、令和4年秋のレビュー等から得られた示唆、問題意識に基づく「改善に向けた視点」等を参考としつつ、改善を図る。
 - ・ 行政事業レビューの中から、優良品事業改善事例を選定・表彰する。
 - ・ 上記の取組について、EBPM推進委員会に報告する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制、税制改正プロセス等）についても、行革事務局の取組方針に沿って対応する。
- **令和6年度概算要求プロセスにおいて**、レビューシートを活用するとともに、より発展的なEBPMの実践を行うため、**①新規事業、②モデル事業、③大幅見直し事業**のうち、一定の選定基準（※）に該当する事業（ただし、除外基準に該当する事業を除く。）、**④部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業（新規事業がない場合は既存事業）のうち最も要求額が大きい事業**について、**ロジックモデルを作成し、活用**する。このうち一部を公表。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する。

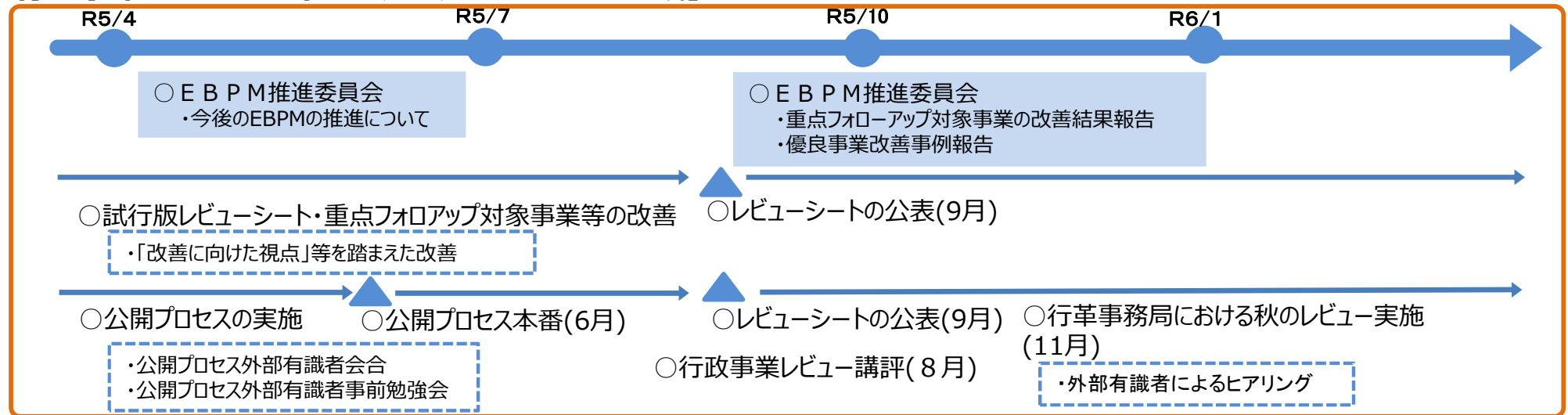
※ 一定の選定基準（今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定）

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が 1億円以上 の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額 50%以上 増加する事業であって、かつ、増加分の差額が 1億円以上 の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

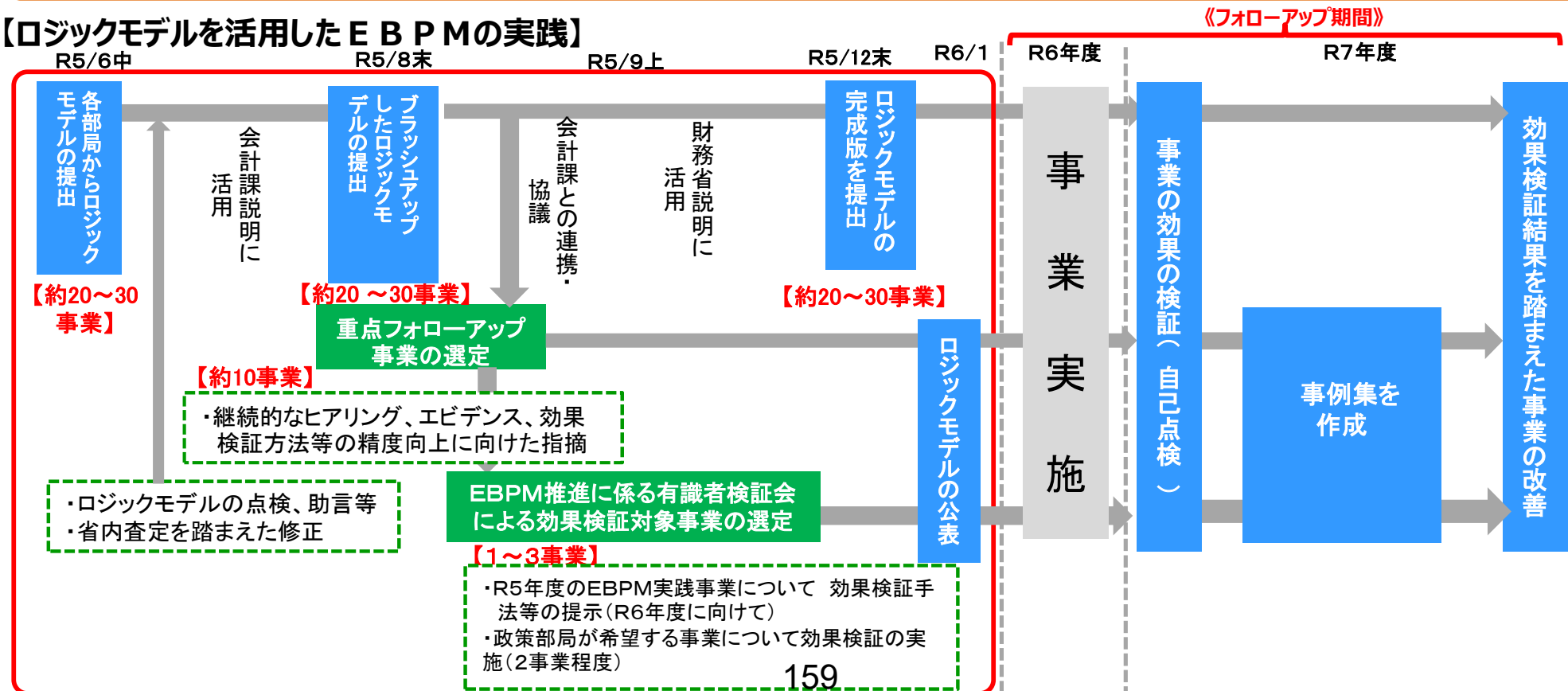
注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和6年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

令和5年度EBPMの実践のスケジュール

【行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践】



【ロジックモデルを活用したEBPMの実践】



注 EBPM推進に係る有識者検証会を開催し、EBPMの実践状況の検証を行う。

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

設置の目的

厚生労働省では、令和元年度からEBPM推進に係る調査研究事業を実施している。

本事業の一環として、令和2年度から厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）等に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、外部有識者による検証会を開催している。

検証事項

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

- ① 事業のスクリーニング基準に係る検証
- ② 予算過程での反映方法に係る検証
- ③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証
- ④ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

構成員

◎田中 隆一	東京大学社会科学研究所 教授（令和2年度、3年度、4年度、5年度構成員）
野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院 教授（令和2年度、3年度、4年度、5年度構成員）
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授（令和2年度構成員）
森川 想	東京大学大学院工学系研究科 講師（令和2年度構成員）
安藤 道人	立教大学経済学部 准教授（令和3年度構成員）
伊藤 伸介	中央大学経済学部 教授（令和3年度、4年度、5年度構成員）
高久 玲音	一橋大学経済学研究科 准教授（令和4年度、5年度構成員）

注：◎は座長、敬称略

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめのポイント(令和4年度)

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）等に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたデロイト トーマツ コンサルティング合同会社が参集を求めて開催されたものであり、令和4年9月21日から令和5年2月9日まで計3回にわたり、厚生労働省におけるEBPMの推進に係る取組について検証を行った。

厚生労働省の取組

- 令和5年度概算要求プロセスにおいて、①新規事業、②モデル事業、③大幅見直し事業のうち、一定の選定基準に該当するものについて、原則としてロジックモデルを作成する。なお、部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業（新規事業がない場合は既存事業）のうち最も要求額が大きい事業について、ロジックモデルを作成し、活用する。このうち一部を公表。
- EBPMの実践事業のロジックモデルについて、EBPM事務局が点検し、各部局担当に対して助言・効果検証方法等の提示を実施。

EBPM実践事業の選定基準

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が1億円以上の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和5年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践対象事業とする。

1 ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

検証

【検証結果】

- 令和4年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、おおむね妥当である。また、令和4年度の重点フォローアップ事業では、令和6年度の効果検証に向けて、事業の実施前にリサーチデザインの実現可能性も考慮しつつ、事業担当課室に対して提案を行っている。こうした取組はEBPMの普及・浸透及び質の向上に向けて厚生労働省における恒常的な取組となることを目指して実施すべきである。
- 令和2年度、令和3年度に選定したEBPM実践事業については、定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて当初予定していた効果検証の代替案を提案しており、おおむね妥当である。

【今後の課題】

- ① ロジックモデルについては、初回提出時点における「問題なし」の事業の割合を高めることを目指すのであれば、政策部局にEBPMの実践を依頼する際に、事例を参考資料として提供することが望ましい。
- ② ロジックモデルを作成する際には、アクティビティとアウトプットが1対1で対応していることを明示するため、項番を振るなど、記載方法を工夫することが望ましい。
- ③ アウトプットとアウトカムの違いは、EBPMの基礎的知識として全ての省内職員が理解すべきであることから、EBPM研修やロジックモデルの記入要領の内容を充実するなど、より一層分かりやすくすることが望ましい。
- ④ 効果検証については、既存のデータをどの程度使用できるかによって、アウトカムの設定自体が変わると考えられる。また、アウトカムの設定の前提として仮説を立てる際にもどのようなデータが活用できるかが重要である。
- ⑤ リサーチデザインの作成に当たっては、どの程度の厳密な効果検証が必要となるか検討しておくことが必要である。その際、処置群と対照群の設定が重要となるため、リサーチデザイン支援を行う際には留意すべきである。
- ⑥ 効果検証対象事業は、事業実施後に効果検証ができるよう、引き続きリサーチデザインを作成する必要がある。また、実際に効果検証を実施する段階で、ロジックモデルの記載内容どおりに実施できるかどうかについて確認が必要である。その際、データが取得できなかった場合の代替手段も検討が必要である。
- ⑦ 効果検証が当初の予定どおりに実施できず、ロジックモデルを修正した場合は、ロジックモデルがどのように修正されたかという記録を残すとともに、効果検証が当初の予定どおりに進まない理由も記録しておくことが望ましい。
- ⑧ 過年度の効果検証対象事業については、3年スキームの終了段階でこれまでの取組をどのように総括するか検討することが望ましい。

2 次年度のEBPMの実践に向けた検証

ア 事業のスクリーニング基準(選定基準・除外基準)に係る検証

- ・ EBPM実践事業の選定・除外基準
- ・ 重点フォローアップ事業の選定基準
- ・ 効果検証対象事業の選定基準

イ 予算過程での反映方法に係る検証

ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

エ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

【検証結果】

- ア 令和4年度EBPMの実践事業の選定基準・除外基準、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準については、EBPMの普及・浸透や事業の領域バランス等の観点から、おおむね妥当である。
- イ 令和5年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、EBPMの更なる推進の観点から、おおむね妥当である。
- ウ 事後の効果検証スキーム等については、EBPMの普及・浸透及び質の向上の観点から、おおむね妥当である。



【今後の課題】

- ア ・ 重点フォローアップ事業の選定基準のうち、データの取得可能性については、既存のデータのみならず、今後、取得できるデータやランダム化比較実験(RCT)のような検証で得られる実験データなど、多義的に使用されるものが含まれることから、用語の使い方に検討の余地がある。
- イ ・ 予算過程でのロジックモデルの活用については、ロジックモデルを説明する側だけでなく、会計部局など説明を受ける側の方でもロジックモデルに対する理解を深めることが望ましい。
- ウ ・ 効果検証の取組の課題のうち、短期アウトカム分析については、時間的リソースが不足していることが大きな要因と考えられる。このため、3年スキームの中で成果を出すことや、効果検証に割くことができる時間が限られていることなど、時間的リソースの制約をどのように回避するかが重要である。
- エ ・ EBPMをより一層推進するに当たっては、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)など様々な行政記録情報を活用していくことが重要である。一方で、事業担当課室においては、活用可能なデータを認知していないケースがあるため、行政記録情報の所在情報について情報共有を進める必要がある。また、行政記録情報を定量的な分析に活用するためには、データ整備にも注力することが望ましい。
- ・ EBPMの取組の中で実施した効果検証のうち、学問的価値がある分析については、論文にして広く公開することなどを通じて、官学のコミュニケーションの新たな方向性を打ち出していくことが望まれる。

エビデンスに基づく政策立案を「EBPMの専門家」がサポート

■ ■ 「EBPMよろず相談所」開設中 ■ ■

(毎週火曜日 14:00~16:00) ※可能な限りご希望の日時に調整します。

EBPMよろず相談所では、EBPMに関する相談を受け付けていますのでまずはお気軽にご連絡ください！

EBPMとは？

EBPM（エビデンスに基づく政策立案）は、①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組です。

こんなご相談にも対応できます

- アウトプット・アウトカムの設定について相談したい
- そもそも事業の効果検証にどのような方法があるの？
- 現在検討中のこの事業の効果検証方法はどの方法を用いるべき？
- ロジックモデルの作成方法を教えて欲しい
- 予算折衝に向けてエビデンスの知見を取り入れたい …… 等



「利用者の声」(抜粋)

- ・ 分かりにくい分野の話題だったが、非常に親身になって一緒に考えていただけてとてもありがたかった。
- ・ 漠然とした照会内容にもかかわらず、様々なパターンを提案していただき、今後の方向性が少しずつみえてきた。
- ・ 統計的な観点からの問題点や改善点のアドバイスに加え、データの見せ方・資料作りのアドバイスや、政策への活用に向けた示唆もいただけたので、大変参考になった。
- ・ 外部の専門家に相談する機会はありませんので、大変参考になった。

政策統括官付政策立案・評価担当参事官室 EBPM 事務局

EBPM 基礎研修

今、知っておくべき**EBPM基礎**

受講者募集!!

参加対象者	EBPMに関する実務経験が少ない職員 等
開催日時 (受講時間)	令和5年10月2日(月)～11月2日(木) ※約2時間(目安)
開催場所	オンライン(共働支援システム自習室の研修動画の受講)

プログラム内容

講義	■ EBPMの基礎 ■ ロジックモデルとは ■ ロジックモデルの作成 等
作成演習 と解説	■ ロジックモデルの演習と解説 ■ ロジックモデルのチェック・改善 等

講師

永元 隆雄 氏
(デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 シニアマネジャー)

学べること

- EBPM (Evidence-Based Policy Making) の基礎や、ロジックモデルの概要について学べる
- EBPMを意識したロジックモデルの作成においてポイントとなることを学べる
- ロジックモデルの作成演習を通してEBPM導入を学べる

※本研修は、『統計人材の育成計画』のスキルレベル到達に必要な研修レベル1に該当します。

EBPM 応用研修

EBPM

を実務に活かす

エビデンスを探す・作る・使う

受講者
募集中!!

参加対象者 EBPMの実践に取り組む職員、関心の高い職員 等

開催日時・場所

Day1 :10月16日(月)・10月20日(金) 14:00～16:00
Day2 :10月25日(水)・11月 8日(水) 14:00～16:00
※Day 1とDay 2の2回で1セットの研修として企画しています。
研修室(中央合同庁舎5号館22階 日比谷公園側2212)

日程/プログラム内容

Day 1 (第1回) 10/16(月) (第2回) 10/20(金)	■ エビデンスを明らかにする難しさ ■ 因果推論入門 ■ エビデンスの探し方入門 等
Day 2 (第1回) 10/25(水) (第2回) 11/ 8(水)	■ EBPMと政策評価 ■ EBPMにおける効果検証の事例 ■ EBPM実践と政策の評価に必要なこと 等

講師

Day1: 永元 隆雄 氏
(デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 シニアマネジャー)

Day2: 田中 隆一 氏
(東京大学 社会科学研究所 教授)



永元 隆雄 氏

田中 隆一 氏

定員

各回18名

※本研修は、『統計人材の育成計画』のスキルレベル到達に必要な研修レベル2に該当します。

E B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームについて

設置の目的・概要

- E B P Mの実践を通じた統計の利活用を推進し、厚生労働省職員が統計データに係る分析手法を習得できるようにするため、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）に E B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（以下「若手チーム」という。）を令和元年12月27日に設置した。
- チーム長は政策企画官、チーム長代理は政策立案・評価推進官を充て、省内で E B P Mに関心のある者等有志からチーム員が構成される。
- E B P Mの取組が進んでいない労働、福祉分野を中心に分析等を実施し、分析結果をレポートや白書、審議会資料等に活用することを目指す。

実績・今後の活動予定

【令和2年度の実績】

- 令和2年度においては、10名のメンバーが参加し、3つのサブチーム（①働き方改革、②女性のキャリアと子育て、③障害者雇用）を設置した。
- 障害者雇用の分析結果については、令和3年5月11日に厚生労働省HP等で公表し、その後記者勉強会を実施し、「週刊社会保障」6月21日号に掲載、内閣官房行政改革推進本部事務局のメルマガにて7月5日に配信を行った。

【令和3年度の実績】

- 令和3年度においては、25名のメンバーが参加し、6つのサブチーム（①医療費・医療保険、②働き方改革・労働基準、③子ども・雇用均等、④生活困窮者、⑤障害者雇用、⑥人材開発）を設置した。
- 時間外労働の上限規制の分析結果については、令和3年12月27日に厚生労働省HP等で公表した。
- 生活困窮者自立支援制度の分析結果については、令和4年4月11日に厚生労働省HP等で公表し、「週刊社会保障」6月6日号に掲載した。

【令和4年度の実績】

- 令和4年度においては、42名のメンバーが参加し、2回の全体会合及び4回の進捗報告会を開催した。
- 同一労働同一賃金の分析結果については、令和5年1月16日に厚生労働省HP等で公表した。

【令和5年度の活用内容・今後の予定】

- 令和5年度においては、43名のメンバーが参加し、分析テーマごとに分析を実施し、順次、分析結果を厚生労働省HP等で公表予定。

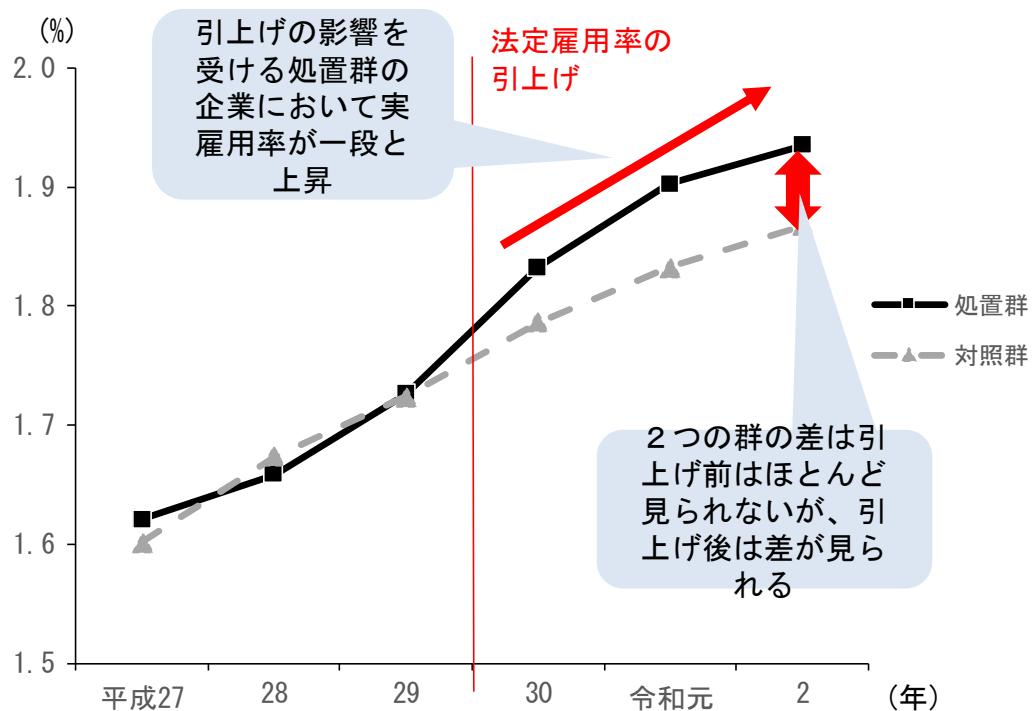
労働政策研究・研修機構との連携

- 若手チームの活動を推進するため、（独）労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）と連携し、「E B P Mセミナー」を開催。
 - 令和2年度第1回 令和2年8月6日 演題：「男性の育休と育児の現状～今後のE B P Mに向けて～」(JILPT)
 - 令和2年度第2回 令和2年12月23日 演題：「最低賃金引き上げによる賃金・雇用への影響 中間報告」(若手チーム)等
 - 令和3年度第1回 令和3年8月5日 演題：「健康と労働政策」に関連した報告(JILPT)
 - 令和3年度第2回 令和4年3月24日 演題：「公共職業訓練（離職者訓練）とE B P M」(JILPT)等
 - 令和4年度第1回 令和4年9月16日 演題：「非正規雇用と同一労働同一賃金」(JILPT)
 - 令和4年度第2回 令和5年3月3日 演題：「同一労働同一賃金の効果検証」(若手チーム)等
 - 令和5年度第1回 令和5年12月21日 演題：「ハローワークにおけるマッチングの状況について」(若手チーム)等
- 今後も引き続き、労働分野に関連したテーマを取り上げ、実施予定。

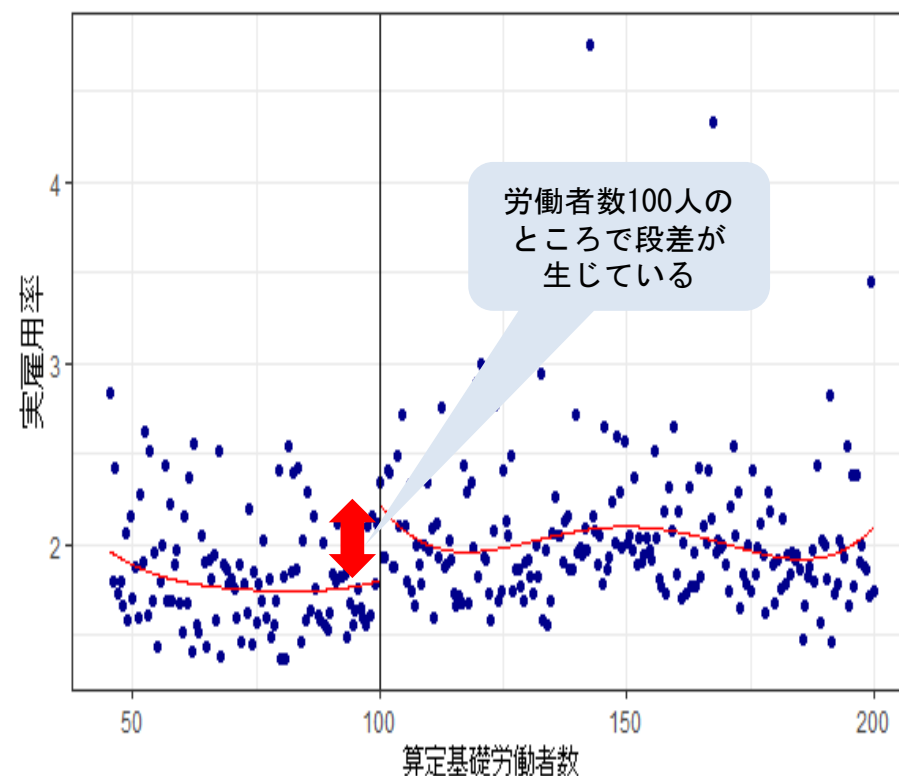
○平成30年4月の法定雇用率引上げにより、障害者を追加的に雇用する義務が生じた企業と、追加雇用義務が生じていない企業との間で、差の差（Difference-in-Differences）分析を行った結果、引上げ後において障害者を追加的に雇用する義務が生じた企業ほど、労働者に占める障害者の割合である実雇用率が一段と高まっており、法定雇用率引上げにより障害者の雇用が促進されていることが示唆された。

○障害者雇用納付金制度の対象となる、労働者100人超の企業と100人以下の企業との間で、回帰不連続デザイン（Regression Discontinuity Design）の分析を行った結果、閾（しきい）値となる100人のところで実雇用率に段差が生じており、障害者雇用納付金制度によって障害者の雇用が促進されていることが示唆された。

法定雇用率引上げによる実雇用率の差の差分析



100人を閾（しきい）値とした回帰不連続デザイン



（資料出所）厚生労働省「障害者雇用状況報告」の特別集計

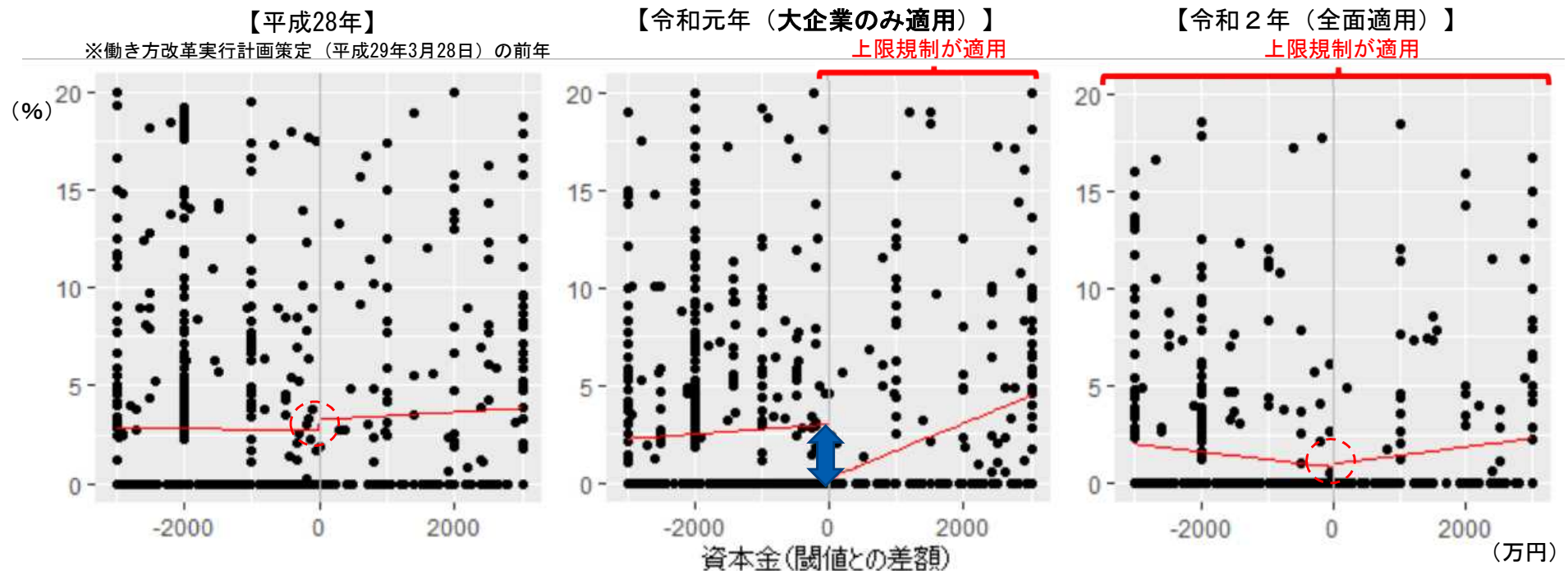
（注）差の差分析においては、算定基礎となる労働者数が455人未満を対象に集計

EBPMの分析レポート（時間外労働の上限規制） 概要

○平成31年4月に時間外労働の上限規制が大企業に導入されたことにより、時間外労働への影響が見られるかについて、回帰不連続デザイン（Regression Discontinuity Design）の考え方をを用いて、大企業・中小企業の定義のひとつとして用いられる資本金に注目して分析を行った。

○令和元年における資本金の閾（しきい）値では、長時間労働割合に段差（下記の図では青い矢印で示している）が見られるが、それ以前の平成28年や、時間外労働の上限規制が全面適用された令和2年では、閾値において段差が見られない。令和元年においてのみ、閾値における段差が見られたため、平成31年4月の上限規制適用による効果が示唆された。

時間外労働（推計）月45時間超の正社員割合に関する回帰不連続デザイン（事業所単位）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」をもとに、EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームにおいて特別集計。

（注）時間外労働は、（超過実労働時間数＋所定内労働時間数－8×実労働日数）を計算することで、推計している。

企業規模の要件を満たしている事業所のみを集計対象とし、時間外労働の上限規制に係る除外産業・除外職業を含む建設業、運輸業、医療・福祉は集計対象外としている。

資本金（閾値との差額）は、閾値（小売業・サービス業は5,000万円、卸売業1億円、その他3億円）との差額であり、いずれの年においても「経済センサス-活動調査」（平成28年）の値を用いている。

本分析レポートでは、閾値から3,000万円前後において比較した結果を示している。また、赤線は、各資本金における時間外労働（推計）月45時間超の正社員割合の平均の分布を取ったものである。

EBPMの分析レポート（生活困窮者自立支援制度の効果検証） 概要

○生活困窮者自立支援制度等の各事業が就労者数の増加に与える影響について、全国の福祉事務所設置自治体ごとに、固定効果（地域特性や年度特性の影響）を考慮した重回帰分析を用いて検証した。

○就労者数の増加に対して、効果が有意に見られたのは、以下の事業であった。

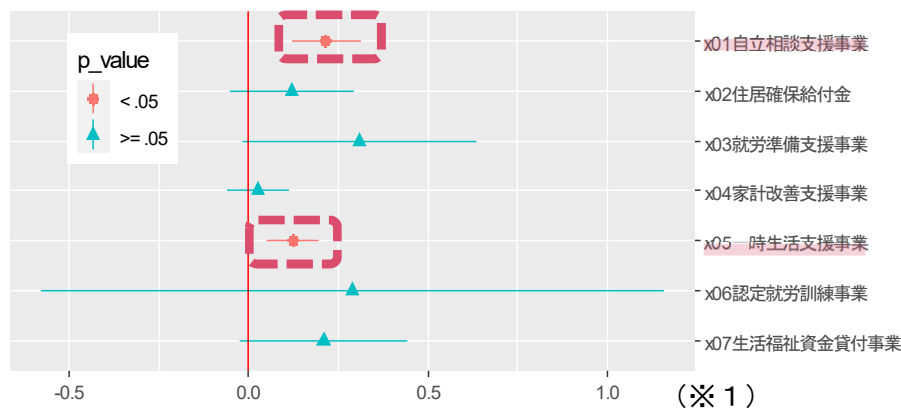
- ・自立相談支援事業
- ・一時生活支援事業

○遅効性のある事業について検証したところ、就労準備支援事業を実施した翌年度に就労者数の増加が見られた。

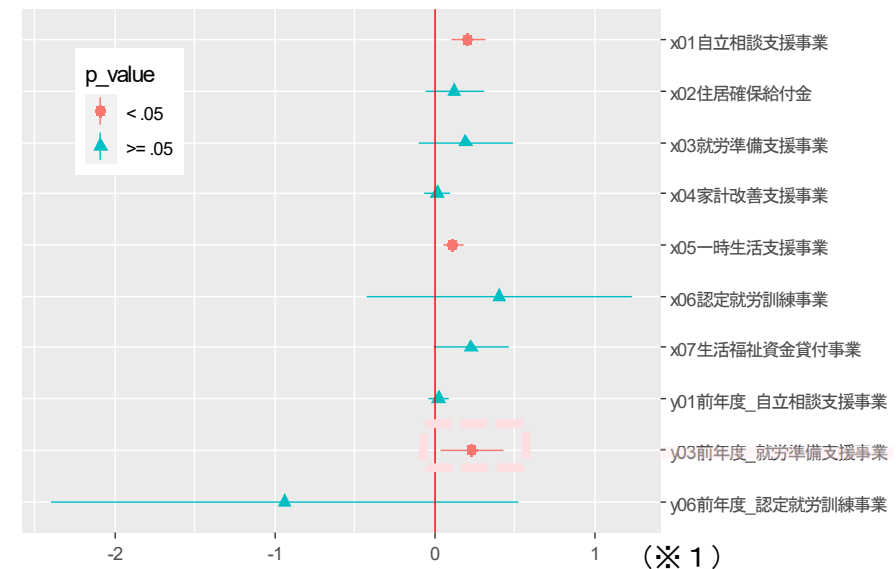
○なお、各事業の目的や支援の対象者の特性（就労困難度等）は異なることから、本分析の結果が各事業の有効性を否定するものではないことに留意が必要である。より正確な結果を得るためには、長期的に効果を検証することが求められる。

就労者数の増加に対する政策効果（95%信頼区間の形で表示）

【単年度モデル】



【複数年度モデル】（※2）



（資料出所）

厚生労働省の実施する「生活困窮者自立支援制度における支援状況調査」の結果をもとに、EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームにおいて特別集計。

（※1）グラフの横軸は、重回帰分析の係数を示しており、縦軸で示されている各事業の利用件数が追加的に1件増えたときに、就労者数が何人増えるかを示している。
（※2）就労支援を行う事業は、就労者数の増加という結果を得るまでに一定の期間を要すると考えられるため、前年度の実施状況を変数に含め検証を行った。

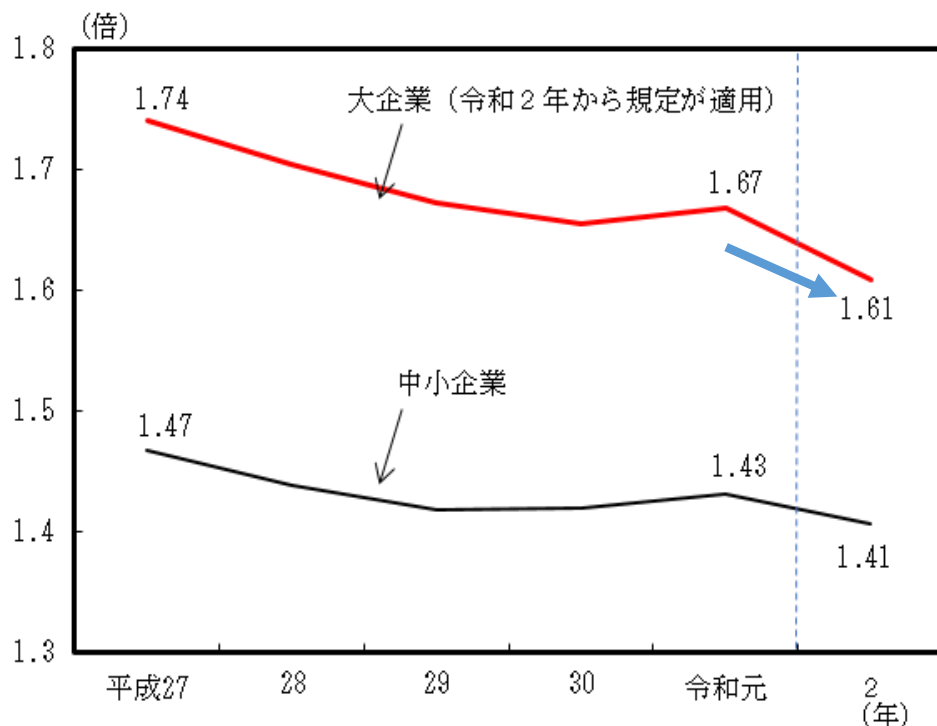
EBPMの分析レポート（同一労働同一賃金の効果検証） 概要（※1）

○令和2年4月にいわゆる同一労働同一賃金に関する規定が大企業のみ適用された効果について、差の差（Difference-in-Differences）分析やロジスティック回帰分析の考え方をを用いて、分析を行った結果、下記のとおり、正規雇用労働者とパート等（※2）との間の不合理な待遇差の解消に向けた取組がなされていることが示された。

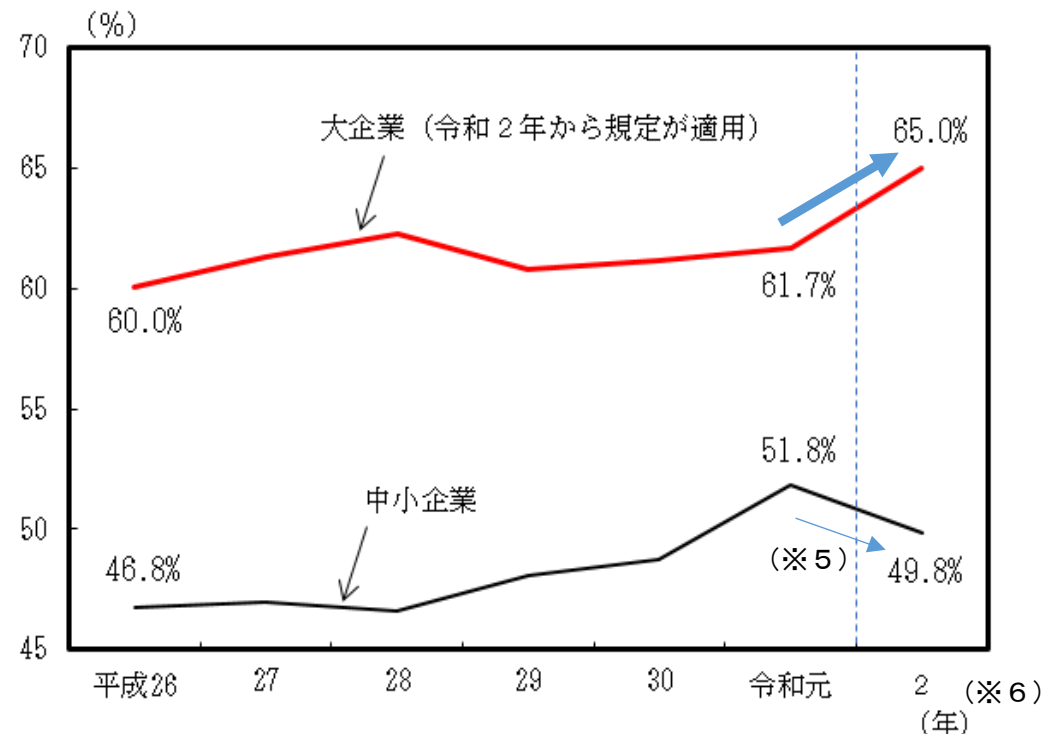
（分析1）同一事業所内の雇用形態間の時給差は、令和2年の大企業において大きく縮小しており、その効果は、令和元年における時給差の10%程度相当（※3）である。

（分析2）パート等へのボーナス（賞与、期末手当等の特別給与）支給事業所割合は、令和2年の大企業において上昇しており、中小企業と比較してロジスティック回帰分析の結果得られた上昇幅は、6～7%ポイント程度である。

（分析1）雇用形態間の時給差（※4）の推移



（分析2）パート等へのボーナス支給事業所割合の推移



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」を基に、EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）において集計。

（※1）本分析レポートは、プロジェクトチームにおけるEBPMの分析結果を取りまとめたものであり、事業所管部局の公式見解を示すものではないことに留意が必要である。

（※2）「パート等」とは、パートタイム労働者、有期雇用労働者及び臨時労働者のことである。

（※3）「時給差の10%程度相当」は、重回帰分析により、他の要素を統制した上で見られる効果の程度。詳細は本レポートの注17を参照のこと。

（※4）雇用形態間の時給差として、パート等の時給を1とした時の正規雇用労働者の時給の値（倍率）を算出し、（分析1）の図の縦軸としている。

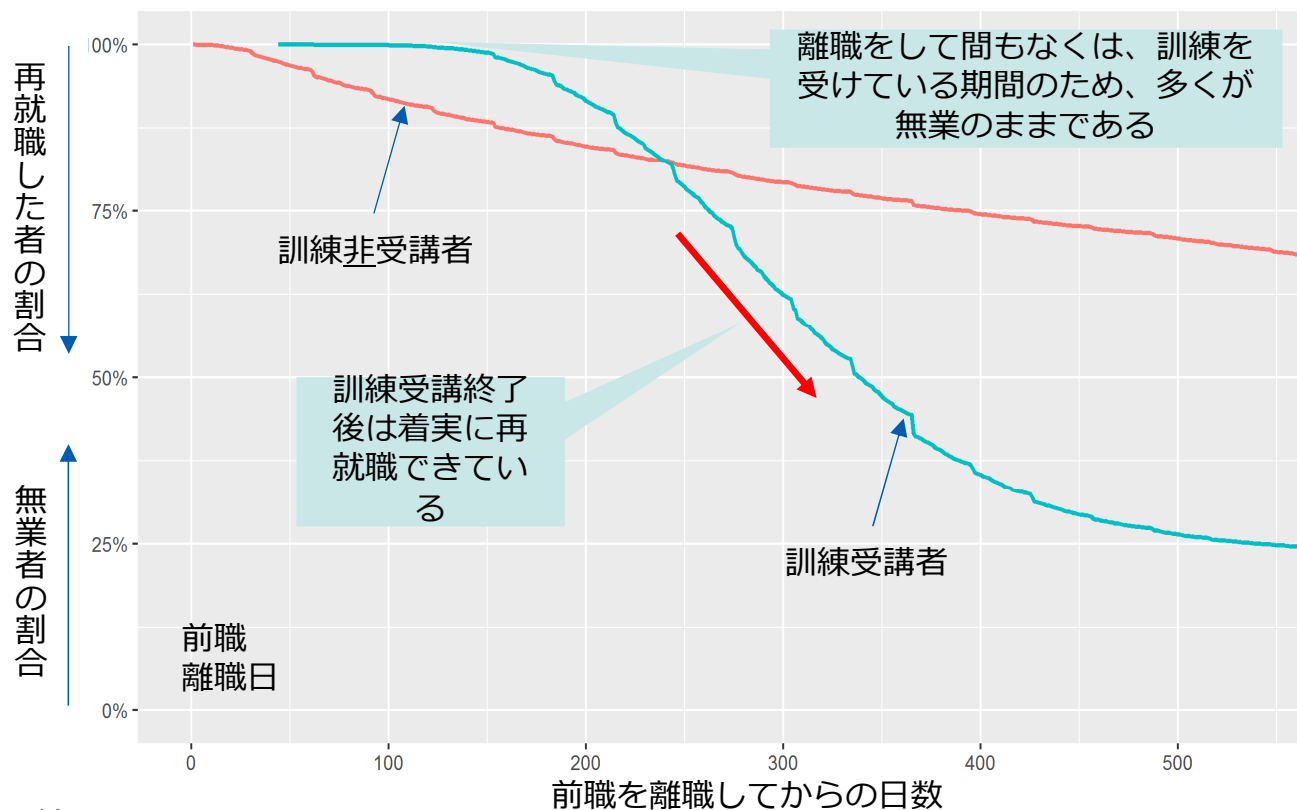
（※5）令和元年から2年にかけて、中小企業におけるパート等へのボーナス支給事業所割合が低下しており、これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響等による可能性がある。

（※6）グラフの横軸に当たる年は、調査年ではなく、それぞれ所定内給与等やボーナスが支給された年を示している。

訓練受講による再就職への影響

前職離職日からの再就職までの期間をみると、訓練受講者は離職後150日前後から大きく無業者割合が低下し、再就職した者の割合は高い。また、傾向スコアマッチングによる回帰分析の結果をみても、訓練受講者は訓練非受講者と比較して再就職する確率が高くなっている。

訓練受講有無別 無業者の割合



- 注)
1. Kaplan-Meier法によってグラフを表示している。
 2. 分析の対象サンプルはAppendixで示したとおりだが、再就職への影響を見るために、訓練受講後の日数をある程度確保する観点から、訓練期間が1年以上、訓練開始が2021年以降の者は対象外とする。
 3. 未就職者（右側打ち切り）については離職日から観察期間の最終日（2021年7月31日）までの日数である。

再就職への回帰分析結果

被説明変数: 1 = 再就職した、0 = それ以外

最小二乗法 マッチング法

訓練受講	0.436***	0.285***
ダミー	(0.002)	(0.004)
Constant	0.283***	0.433***
	(0.0004)	(0.003)

Observations	1,196,434	68,537
Adjusted R2	0.026	0.084

Note: *p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01

注)

1. () 内の値は標準誤差、***は1%有意水準で有意であることを示す。
2. マッチング法は、最近傍法（Nearest Neighborhood）を用いて、訓練非受講者の中から訓練受講者のデータに類似するといえるサンプルのみに限定した分析となっている。

第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証 会議事概要

日時	2023 年 12 月 20 日（水）10:00～12:00	
場所	オンライン会議	
出席者	委員	田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授（座長） 野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授（座長代理） 伊藤 伸介 中央大学 経済学部 教授 高久 玲音 一橋大学 経済学部 准教授
	厚生労働省	中井 雅之 労働経済特別研究官 三村 国雄 参事官（政策立案・評価担当参事官室長） 山田 伸二 政策立案・評価推進官 井戸本 賢 室長補佐 山本 剛史 統計利活用専門官 白木 紀行 政策企画官
	事務局 デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社	永元 隆雄 シニアマネジャー 森田 哲朗 コンサルタント 永田 悠祐 コンサルタント

議事

- 1 令和5年度のEBPM実践の取組状況の検証
- 2 過年度選定のEBPM実践事業の取組状況
- 3 今後の取組に向けた課題
- 4 その他

議事概要

1 令和5年度のEBPM実践の取組状況の検証

事務局から令和5年度重点フォローアップ事業への支援・助言等及び効果検証対象事業の選定方法についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 資料1の7頁の事務局コメント「3. アクティビティの妥当性」について、因果関係を示すエビデンスが見られなかったとあるが、要因はいくつかあると想定される。まず、そもそも「エビデンス」を部局側がどのように考えているかによるのではないか。「狭義のエビデンス」に固執しすぎると、部局側にとっては「エビデンス」を提示するのは難しいと考えるかもしれない。部局側がもう少し広く「エビデンス」を捉えることができるような方向性も検討したほうがよいのではないか。また、部局における従来の取組をベースとしてアクティビティを考えていると思われ、アクティビティを考える過程で示せるエビデンスがあれば示すものの、結果的にエビデンスが示せないケースが多くなっている可能性があるのではないか。
→厚生労働省のEBPM実践では、アクティビティの妥当性として「狭義のエビデンス」を示すことが望ましいという前提で進めてきたが、現実的にはアクティビティに関連するエビデンスを示すことが難しく、ご指摘のような状態となっている可能性はある。また、「エビデンス」の定義についても改めて考える必要があるのかもしれない。
→ここで言う「狭義のエビデンス」とは、アクティビティが有効であることを示唆する過去の事例のようなものを意図しているのか。
→先行研究等で類似の政策で成果が得られたというエビデンスや、対象事業における過年度の取組実績等を踏まえたエビデンス等、できる限り因果に迫ることが可能なエビデンスを示すことを求めている。
→アクティビティの妥当性を「狭義のエビデンス」で示すことは確かに重要な視点であると考える一方で、現実的に部局側がそれを示すことはどの程度可能なのか。
→エビデンスを意識して事業を進めていないと思われる。実態として現状分析や課題を整理する時点からエビデンスを示していないケースが多く見られる。なお、今後の対応に関しては、後ほどの議題の中で触れたいと思う。
→効果検証対象事業は、エビデンスを念頭に置いてアクティビティの妥当性を検証する事業と位置づけられうる。その意味では、エビデンスをベースとして新たなア

クティビティを検討できるかがポイントとなるのではないか。これまでの事業の多くはエビデンスベースではなかったと思われるが、効果検証対象事業ではこうしたギャップを埋める形で、効果検証によって今までと異なるアクティビティを見いだすことにも意義があると思われる。効果検証対象事業がそのような方向性になってきているのかについて、関心がある。

- 一般的に研究者は Retrospective（過去の振り返り）に捉える傾向があるが、現場担当者は Prospective（前向き）に捉える傾向があるとともに、評価に時間をかけられず、目の前の課題・事業推進に注力しなければならない状況と理解している。その意味で「狭義のエビデンス」を示すことができこなかったことに繋がっている可能性があるが、事業推進と政策評価のバランスが重要となる。
- 効果検証対象事業選定基準のうち、「①検証の費用対効果の観点」について、各事業の評価がすべて同じ内容となっているため、事業によって濃淡があるのであれば、それがわかるような工夫があると良いのではと考える。
→効果検証においては「②実行可能性の観点」がボトルネックになることが多く、特に実行可能性に着目して、事業間で評価の違いが生じることが多い。「①検証の費用対効果の観点」はロックアウトファクターを判断する扱いになる側面が大きく、幸いにも今回の候補事業では大きな問題が無いため同じような内容となった。一方、ご指摘のとおり、選定基準として設けている以上は、濃淡が出るような工夫をすることが望ましく、改めて検討したい。

2 過年度選定のEBPM実践事業の取組状況

事務局から、資料に基づき、過年度選定のEBPM実践事業の取組状況についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- いずれも興味深い取組と感じている。その上で、処置がランダムでない点は気になるポイントであるが、ランダム化は難しいことも理解する。また、評価全般で感じることだが、分析対象がプロセス指標またはアウトプット指標であることが多く、社会への影響及び中長期的アウトカムを見据えた分析ができていない。例えば若年者技能検定減免措置では、受験者の増加が社会にとってどのような波及効果（生産性向上等）があったかというアウトカムが考えられるが、分析として難しいことも理解はできる。受験者のデータをパネルとして追跡し、技能検定に合格した後の所得やキャリア等の変化や、社会への影響に関して分析できるよう、中長期的な視点も考慮できると良いのではないか。

→ご指摘のとおり、パネルとして追跡すると政策効果をより確認できるが、予算やデータ取得の困難さを考慮すると、すぐに対応することは難しいと思われる。

→部局担当者は目の前の事業を推進することが精一杯という見方もあるが、その中でも政策、事業が目指すものや社会的インパクトが何なのかという視点を常を持って政策を考えることが重要と考える。影響を効果測定するためのデータ取得をどのように実施するかを習慣化していく必要がある。すぐには対応できないことが多いのは事実だが、厚生労働省としても引き続き前向きに考えていきたい。

→1つ1つの事業に対して長期的な事業の効果を検証するためにモニタリングを続けるのは莫大なコストが必要で現実的でないと考える。一方で、関連して定期的に取り得している業務データ（納税額、保険料等）等が存在すると考えており、それらと紐付けて、例えば技能検定であれば、減免措置を受けた受検者がその後においてどのような働き方をして、どのくらい納税をしているかなどを把握する等によって、コストをかけずにある程度は長期的にモニタリングすることができるのではないかとと思われる。

- 今回の若年者の技能検定受検料減免措置で採用を予定されている、回帰不連続デザインのような効果検証に関して、検証結果をもとに政策に落とし込む際に、部局のトップ等に説明する必要がある。その際に、回帰不連続デザイン自体やその検証結果を説明し、部局のトップ等が理解できるのかという点が課題として想定される。説明が難しい場合は、記述的な統計分析の方が逆にわかりやすい可能性もある。また長期的に分析を実施する際、異動によって担当者が変わるが、その際のサポート体制や引継ぎがうまく実施できなければ効果検証が途中で滞ってしまう可能性がある。その時の体制等も検討する必要がある。

→厚生労働省としても、過去に統計に関して問題があったこともあり、組織全体で統計リテラシーを向上させるべく取り組んでいる。例えば、EBPM職員研修や、幹部を含めた統計研修を不断の取組として実施している。また分析チームを組成し、人員を入れ替えながら分析の実践（プラクティス）を繰り返し、省内で統計リテラシーを持つ職員があちこちにいるような形を目指している。問題意識を持って取り組んでおり、かつ今後も取組を継続、強化していきたいと考えている。

- 若年者の技能検定受検料減免措置の分析について、年齢しか把握できないとなると、21歳から22歳にかけてのトレンドや23歳にかけてのトレンド等、異なる可能性があり、データポイントが少ない場合には解析が難しくなることが懸念される。ある程度データポイントを増加させるために、年齢ではなく月齢を取得する等、何らかの工夫が必要であると思われる。また、資料で示されているイメージのような

きれいな結果が出ない可能性があると思われ、微細な介入であることも考慮すると、プラスマイナスのいずれの効果になることもあり得ることが想定される。その場合にはどのように分析結果を公表していくか、整理しておく必要があるのではないかな。

→今回の分析ではデータ面の制約事項が多く、期待するような分析結果が得られない可能性も十分にあると想定される。それを考慮しているがゆえに、今後のデータ整備もセットで検討することとしている。また、年齢でなく月齢で分析することについては、対応可能と思われるため、考慮したい。

→効果が無いというより「効果があるとは明確に示せない」という分析結果と考えられるので、公表できないということではないと考えるが、決まった方針が現段階であるわけではない。

- 生活習慣病予防対策推進費事業について、当初検討していたRCTの実施が難しくなった理由として、自治体からの苦情等が予想されるとのことだが、具体的に誰がそのように予想しているかを伺いたい。事業を実施する前に、予想によってエビデンスレベルの高いRCTのような手法を埋め込むことが困難になるということであれば、そもそもそのような手法を事業の中に埋め込むこと自体が難しいという整理になっていないかという懸念がある。

→自治体に確認した結果ということではなく、担当部局内での判断として自治体から協力を得ることは難しいことが予想されたということである。

→EBPMのフレームワークにおいてこのようなことが発生する点に対して心配な面がある。場合によっては政策評価とポリシーメイキングを分けて考える必要があるのではないかな。RCTのようなエビデンスレベルが高い手法を目指して取り組んでいくこと自体は必要である一方で、事業の中で実装しようとした場合に難しいということが発見できたことは、EBPMを推進していく上でも重要な知見である。

3 今後の取組に向けた課題

厚生労働省から、資料に基づき、予算過程での反映方法及び事後の効果検証スキームの精度向上、厚生労働省におけるEBPMの取組サイクル（3年スキーム）、今後の取組についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 資料5の4頁のエラーチェックは、どの部局で実施する想定か。また、どのような方法で実施する想定か。まずはチェックの基準を設ける必要があり、将来的には人

が実施するのか機械が実施するのかという点もある。件数が多いため、機械的に自動チェックできる仕組みの検討も考えられる。どのような想定になっているのか。

→実施主体に関してはE B P M担当部局の予定である。最初は担当者にて簡易的にエラーチェックを実施する想定であり、将来的には機械的にエラーチェックできるようにしていくことも考えたい。政府全体としてもメリハリを持って推進する方針であり、重点的に取り組むのは100事業程度としつつ、千事業全体に対しても品質向上を推進する予定である。

→特に最初の数年は人手によるエラーチェックを進めながら、基準等も定まってくると理解した。その場合、人員確保も課題となると思われる。

- 厚生労働省の試みは、研究者の視点からも方向性としては素晴らしいものと感じており、フレームワークが変わっても引き続き妥協せずに進めていただきたい。

→今までの取組も含めて引き続きできるところは行っていきたいと考えている。これまでは、省内におけるE B P Mの浸透度合いが毎年似た状況となっていたが、今後は全事業が対象となる点がポイントである。少しでもE B P Mの推進につながるよう取り組んでいきたい。

→メリハリを付けることが重要である。特に100事業程度が中心になると理解したが、その範囲において今までの取組内容を活かし、行政事業レビューシートの活用を検討いただきたい。

4 その他

全体を通しての質疑応答とともに、議事の取りまとめが行われた。主な発言は以下のとおり。

- 本日の議事の取りまとめを行う。重点フォローアップ事業への支援・助言等及び効果検証対象事業の選定方法については、おおむね妥当であると整理する。過年度選定のE B P M実践事業の取組状況については、定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて新たに効果検証方法を提案していること、また、過年度のE B P M実践事業の効果検証については差の差分析や傾向スコアマッチングといった一定レベルの検証が予定されており、E B P Mの質の向上の観点から、おおむね妥当であると整理する。今後の取組に向けた課題については、E B P Mの更なる推進、普及・浸透等の観点から、おおむね妥当であると整理する。本日のご意見等の詳細については、検証結果取りまとめの報告書で整理させていただきたい。

以上

E B P M実践事業数

総事業数	新規事業	モデル事業	大幅見直し事業	その他
10事業	2事業	2事業	2事業	4事業

E B P M実践事業一覧

※ ○ は重点フォローアップ事業。

事業名	
1	重症患者診療体制整備事業
2	A M Rに関する臨床情報センター事業
3	医薬品等承認審査費
4	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組
5	副業・兼業に関する情報提供モデル事業
6	労働者協同組合法の円滑な施行
7	戦傷病者福祉事業
8	地域包括支援センター等における I C T等導入支援事業
9	フリーター等支援事業
10	医療系ベンチャー育成支援事業